

香川県地域防災計画

(津波対策編)

令和8年2月

香川県防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	本県の地勢等の概況	1 2
第4節	被害想定	2 2
第5節	地震・津波防災対策目標	4 5
第6節	南海トラフ地震の特徴及び対応方針	5 3
第7節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	5 7
第8節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	6 8

第2章 災害予防計画

第1節	都市防災対策計画	7 0
第2節	火災予防計画	7 2
第3節	危険物等災害予防計画	7 3
第4節	公共施設等災害予防計画	7 4
第5節	ライフライン等災害予防計画	7 7
第6節	防災施設等整備計画	7 9
第7節	防災業務体制整備計画	8 2
第8節	保健医療福祉救護体制整備計画	8 6
第9節	緊急輸送体制整備計画	8 8
第10節	避難体制整備計画	9 7
第11節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	1 0 5
第12節	文教災害予防計画	1 0 9
第13節	ボランティア活動環境整備計画	1 1 1
第14節	要配慮者対策計画	1 1 2
第15節	防災訓練実施計画	1 1 5
第16節	防災知識等普及計画	1 1 7
第17節	自主防災組織育成計画	1 2 1
第18節	被災動物の救護体制整備計画	1 2 3
第19節	帰宅困難者対策計画	1 2 5
第20節	業務継続計画（BCP）策定計画	1 2 7

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	1 2 8
第2節	広域的応援計画	1 3 5
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	1 3 9
第4節	津波情報等伝達計画	1 4 2
第5節	災害情報収集伝達計画	1 5 0
第6節	通信運用計画	1 5 4
第7節	広報活動計画	1 5 9
第8節	災害救助法適用計画	1 6 1
第9節	救急救助計画	1 6 3
第10節	医療救護計画	1 6 5
第11節	消防活動計画	1 6 9
第12節	緊急輸送計画	1 7 1
第13節	交通確保計画	1 7 3
第14節	避難計画	1 7 7
第15節	食料供給計画	1 8 3

第16節	給水計画	185
第17節	生活必需品等供給計画	187
第18節	防疫及び保健衛生計画	189
第19節	廃棄物処理計画	192
第20節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	195
第21節	住宅応急確保計画	196
第22節	社会秩序維持計画	199
第23節	文教対策計画	200
第24節	公共施設等応急復旧計画	203
第25節	ライフライン等応急復旧計画	206
第26節	農林水産関係応急対策計画	209
第27節	二次災害防止対策計画	210
第28節	危険物等災害対策計画	212
第29節	ボランティア受入計画	214
第30節	要配慮者応急対策計画	216
第31節	被災動物の救護活動計画	219
第32節	水防活動計画	221

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	222
第2節	公共施設等災害復旧計画	224
第3節	被災者等生活再建支援計画	225
第4節	義援金等受入配分計画	230

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とし、「地震対策編」とあわせて震災対策に活用すべきものである。

また、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める「地震対策編」とともに南海トラフ地震に関する地震防災体制の推進を図ることとする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、香川県防災会議が策定する香川県地域防災計画は、この計画「津波対策編」のほか、「地震対策編」及び「一般対策編」の 3 編で構成する。

また、この「津波対策編」は、「地震対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号））第 13 条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ①県民の命を守る
- ②県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④迅速な復旧・復興を行う
- ⑤四国の防災拠点の機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、県の地域における津波対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」等を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町が地域防災計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、県は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

5 計画の習熟等

この計画は、津波対策の基本的事項を定めるものであり、県、市町、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め津波対策の推進体制を整えるものとする。

6 県民運動の展開（県民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめる必要があり、その実践を促進する県民運動を展開しなければならない。

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、市町の防災対策の実施状況についても定期的に報告を求め、それらの内容を公表するものとする。また県民及び防災関係機関等に対し、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域内の市町、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 市町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市 町 設	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四 国 警 察 支 局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四 国 行 政 評 価 支 局	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の設置 3 特別行政相談所の開設
四 国 総 合 通 信 局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 2 保安林(国有林)の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港滑走路の応急復旧 7 緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検(管制部門) 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国土地理院 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大 阪 管 区 気 象 台 (高松地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第 六 管 区 海 上 保 安 本 部 (高松海上保安部)	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中 国 四 国 防 衛 局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与)

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉 野 川 本 部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中国四国グループ	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 店 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 香川県支部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高速道路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) 四国支店 四国福山通運(株) 高松支店 佐川急便(株) 四国支店 ヤマト運輸(株) 香川主管支店 四国西濃運輸(株) 高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株) 中国電力(株) 中国電力ネットワーク(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 ガ ス (株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高 松 琴 平 電 気 鉄 道 (株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K山陽放送(株) 岡 山 放 送 (株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県L Pガス協会	1 L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるL Pガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(公財)香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会 議 所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社 会 福 祉 施 設 学 校 等 の 管 理 者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 市町が行う避難情報等の発令基準や、市町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 市町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 3 市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 本県の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 地勢等

本県は、四国の北東部に位置し、地形は半月形で、南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かって緩やかに傾斜し、ため池や鎮守の杜が点在する讃岐平野が広がっている。また、北には、穏やかな瀬戸内海があり、小豆島をはじめ大小 110 余の島々が浮かんでいる。

面積は、全国の都道府県の中で最も狭く、四国全体の約 1 割、全国に占める割合は 0.5% であるが、土地利用度や人口密度は高く、高松市を中心とし県内全域が一日生活圏を形成している。

気候は、年間を通じて比較的温暖であり、降水量が少ない。また、河川も流路延長が短く水量に乏しいため、昔から干ばつに見舞われている。このため、県内には、満濃池をはじめ大小 12,200 余のため池が築かれている。

(2) 地形、地質

本県は、花崗岩と砂岩・泥岩でできた讃岐山脈を南限とし、瀬戸内海に開いた讃岐平野からなり、平野と山地の境は、砂礫質の丘陵からなっている。(香川県の地形概略区分図)

現在見られる地形と地質の特徴は、讃岐山脈の隆起と侵食、土器川・香東川などの河川による運搬堆積作用の産物であることから、本県は、瀬戸内の島々を除けば、讃岐山脈とその裾野に広がる巨大な扇状地であるといつてよい。

そして、この扇状地を、五色台など、第三紀の火山岩（かんかん石）である讃岐層群の山々が、西から観音寺（三豊）・丸亀・高松などの平野に区切っている。(香川県の概略地質図)

なお、これらの地形と地質の対応は、次の表のとおりである。

地 形	地 質 概 要
讃岐平野	砂礫主体の未固結堆積層、海岸部には軟弱層が分布
丘陵地	更新世の堆積岩（三豊層群や段丘層）、軟岩～風化層
山地	花崗岩及び和泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤
島嶼	花崗岩と火山岩

(3) 活断層

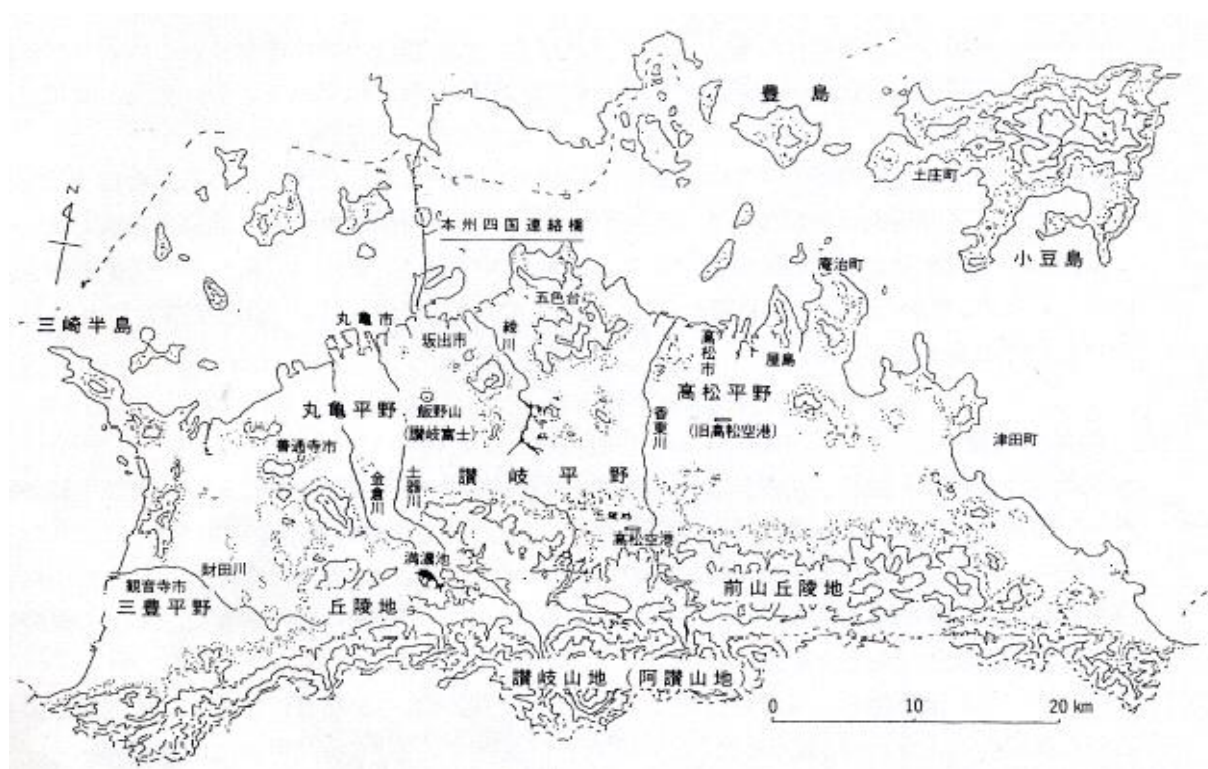
日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓（徳島県）、石鎚山脈の北麓（愛媛県）を東西に走るため、本県を通らない。

中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線状ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されており、断層が確認されている部分毎に、個々に名称が付されている。

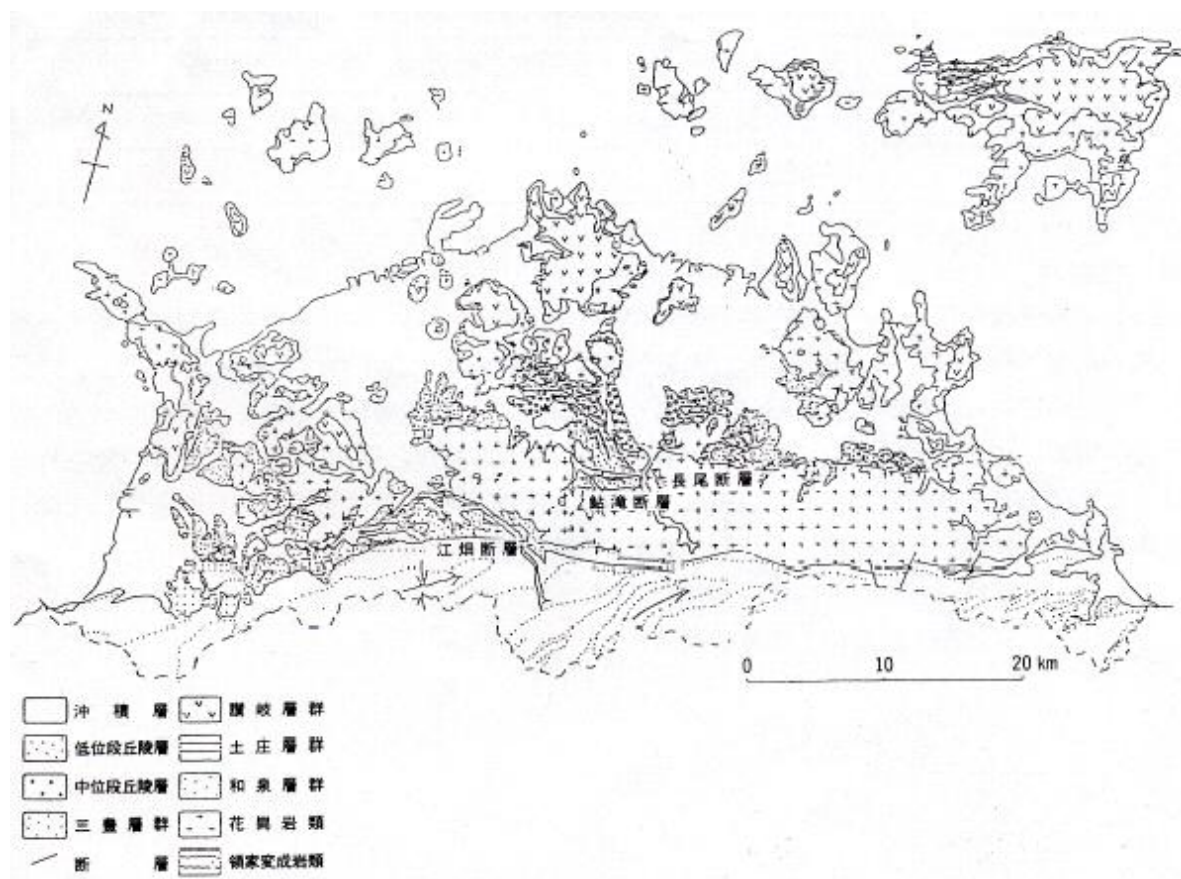
本県に分布する断層のうち、現在及び将来において活動する可能性がある断層としては、長尾断層、鮎滝断層、岡田断層、上法軍寺断層が存在する。(活断層分布図)

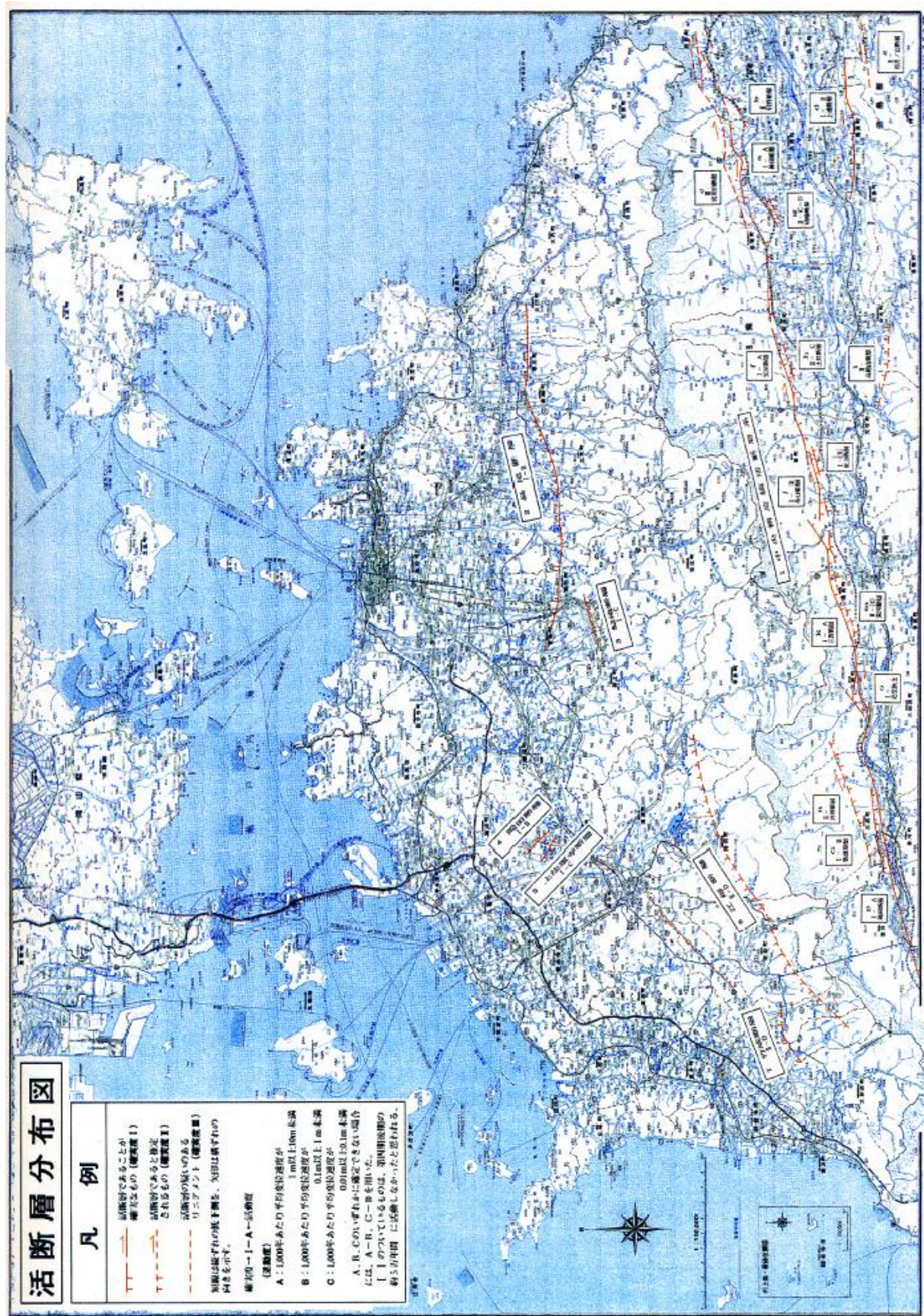
なお、活断層分布図の名称は、「新編 日本の活断層 分布図と資料」（活断層研究会編 東京大学出版会）に記されている名称を採用している。

【香川県の地形概略区分図】



【香川県の概略地質図】





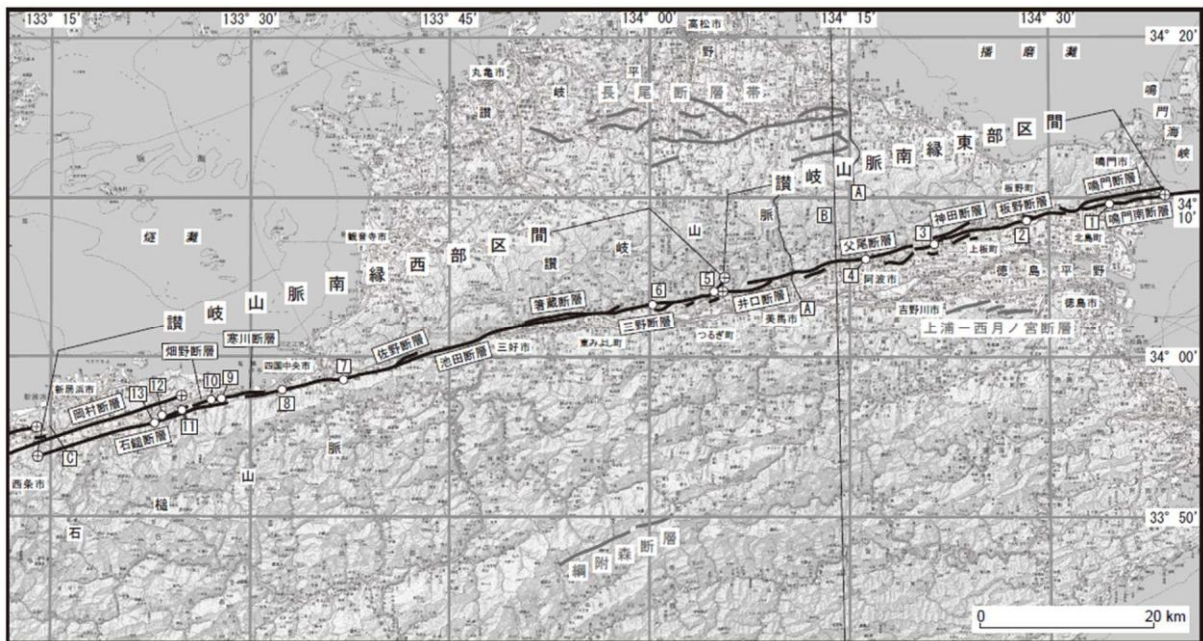
【中央構造線断層帯】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯（金剛山地東縁―由布院）の長期評価（第二版）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。また、過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。なお、本県に最も近いのは「讃岐山脈南縁東部区間」及び「讃岐山脈南縁西部区間」である。

中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁東部区間及び讃岐山脈南縁西部区間）の特性

項目	内容	
	讃岐山脈南縁東部区間	讃岐山脈南縁西部区間
地震の規模	M7.7 程度	M8.0 程度もしくはそれ以上
ずれの量	5m 程度	8m 程度もしくはそれ以上
今後 30 年以内の地震発生確率	1%以下	ほぼ 0-0.4%
断層長	約 52km	約 82km
断層の走向	N77° E	N75° E
断層の型	右横ずれ (上下方向のずれを伴う)	右横ずれ (上下方向のずれを伴う)
断層面の傾斜	北傾斜約 45° (深さ 7km 以浅) 北傾斜約 40° (深さ 7-25km)	高角度 (地表付近) 北傾斜約 25° (深さ 0.6km 以浅)
断層面の幅	15-25km 程度 (*10-15km 程度)	25-30km 程度 (*15km 程度)
地震発生層下限の深さ	10-15km 程度 (*10-15km 程度)	15-20km 程度 (*15km 程度)

*は中央構造線断層帯の傾斜角が深部にわたり高角としたときの値



中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点

(基図は国土地理院発行数値地図 200000「和歌山」及び「徳島」を使用)

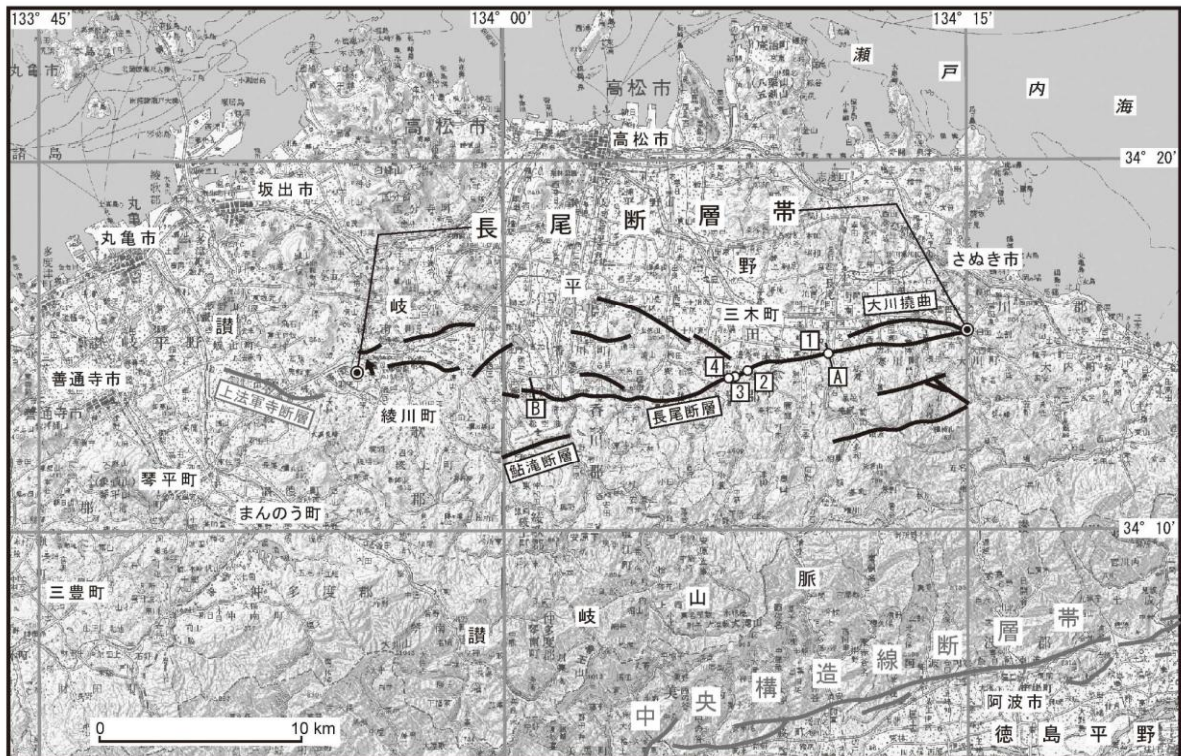
(出典)「中央構造線断層帯（金剛山地東縁―由布院）の長期評価（第二版）」
(平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会)

【長尾断層帯】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る断層帯である。

長尾断層帯の特性

項目	内容
地震の規模	断層帯全体が同時に活動したとすると M7.3 程度
ずれの量	断層帯全体が同時に活動したとすると 3m 程度（上下成分）
今後 30 年以内の地震発生確率	ほぼ 0%
断層長	約 30km
断層の走向	N87° E
断層の型	南側隆起の逆断層（右横ずれ成分を伴う）
断層面の傾斜	30-40° 南傾斜（深さ 50-200m）
断層面の幅	約 25-30km
地震発生層下限の深さ	約 15km



長尾断層帯の活断層位置と主な調査地点
（基図は国土地理院発行数値地図 200000「徳島」及び「岡山及丸亀」を使用）

（出典）「長尾断層帯の長期評価（一部改訂）」
（平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会）

【上法軍寺断層】

政府の地震調査研究推進本部が公表した「上法軍寺断層の長期評価」（平成 29 年 12 月 19 日公表）によると、諸特性の評価は次のとおりである。

上法軍寺断層の特性

項目	内容
地震の規模	M6.0 程度
ずれの量	1m 程度
今後 30 年以内の地震発生確率	不明
断層長	約 5km
断層の走向	N75° W
断層の型	北側隆起の断層
断層面の傾斜	不明
断層面の幅	不明
地震発生層下限の深さ	約 15km



上法軍寺断層の位置

（基図は国土地理院発行数値地図 200000「徳島」及び「岡山及丸亀」を使用）

（出典）「上法軍寺断層の長期評価」

（平成 29 年 12 月 19 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会）

2 社会的条件

- (1) 香川県人口移動調査によると、本県の人口は令和 5 年 12 月 1 日現在で、924,620 人となっている。本県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年から減少している。自然動態は平成 15 年から減少となり、また社会動態は平成 4 年～11 年まで転入超過が続いた後、平成 12 年から転出超過に転じており、平成 27 年は 16 年ぶりに転入超過となったものの、平成 28 年から再び転出超過に転じている。令和 2 年国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）から令和 2 年の老年人口の割合をみると、香川県は 31.8%と過去最高となり、全国平均の 28.6%を大幅に上回っている。

また、本県の 2045 年の総人口は、都道府県別の将来推計人口(令和 5 年 12 月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、762 千人と推計されている。県では、こうした人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響などを踏まえ、令和 2 年 3 月に改訂した「かがわ人口ビジョン」において、2060 年に人口約 77 万人を維持するという目標を掲げたところであり、災害に強い県土づくりの推進は、安心で暮らしやすい環境を創出する観点からもこの目標の実現に資するものである。

- (2) 本県は、高松市を中心として道路、鉄道、港湾などの交通の結節機能を有し、四国を統括する国の出先機関や主要企業の支社・支店の設置、さらには地域企業の集積などにより、四国の中枢拠点地域としての役割を担っている。

3 過去の地震災害（津波災害を含む）

本県では、概ね 90～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな被害が発生している。また、1927 年の北丹後地震、1995 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	M 8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者29人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺（2m弱）の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年 12月24日 (嘉永7年 [安政1年] 11月5日) 申の中刻	M 8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西（高松市西部）で1尺（30cm）であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦（共に県東部沿岸）で被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M 7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 37.9′ 東経 134° 55.8′ 深さ 18 k m 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M 8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1′ 東経 135° 50.9′ 深さ 24 k m 和歌山県南方沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M 7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 35.9′ 東経 135° 02.1′ 深さ 16 k m 大阪湾	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
平成12年(2000年)鳥取県西部地震 2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M 7.3 震度 土庄 5強 高松 5弱 東かがわ5弱 観音寺 5弱 三豊 5弱 小豆島 5弱 その他11市町 4	北緯 35° 16.4′ 東経 133° 20.9′ 深さ 9 k m 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
平成13年(2001年) 芸予地震 2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	M 6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 07.9′ 東経 132° 41.6′ 深さ 46 k m 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	M 6.3 震度 東かがわ5弱 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	北緯 34° 25.1′ 東経 134° 49.7′ 深さ 15 k m 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	M 6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5′ 東経 131° 53.4′ 深さ 78 k m 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8′ 東経 133° 51.3′ 深さ 11 k m 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者32人（うち重傷者9人）、家屋全壊18棟、半壊312棟、一部破損15,095棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4	北緯 34° 50.6′ 東経 135° 37.3′ 深さ 13 k m 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者462人（うち重傷者62人）、家屋全壊21棟、半壊483棟、一部破損61,266棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
紀伊水道を震源とする地震 2021年 (令和3年) 12月3日 9時28分	M 5.4 震度 さぬき 4 東かがわ4	北緯 33° 48.0′ 東経 135° 8.8′ 深さ 18 k m 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷5人の人的被害、住家一部破損2棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス2枚が損壊した。※香川県による。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「日本被害地震総覧599-2012」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。
- 4 表中の1919年以降に発生した地震の震央地名は「震度データベース(気象庁ホームページ)」による。

第4節 被害想定

県では、平成26年に地震・津波被害想定調査報告書を公表し、翌年には南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定のうえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進してきたが、社会インフラの整備や人口動態の変化、国による南海トラフ地震被害想定の見直しを受け、最新の知見やデータを活用し、地域特性を反映したより精度の高い被害想定の見直しを行った。見直しの検討にあたり、専門家の知見等を反映して検討するため、有識者で構成された「香川県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、その意見を踏まえて、令和7年7月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年9月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、物的・人的被害等の推計結果を公表した。

今回の見直しでは、最新の知見やデータを活用してより精度の高い被害想定とすることに加え、海岸や河川堤防の整備など、県のこれまでの防災・減災対策の成果を反映させることにも配慮して見直しに取り組んだ。また、県民に分かりやすいものとなるよう工夫し、公助はもとより、自助や共助の充実・強化に繋がる基礎資料として役立つものとなるよう取りまとめたところである。

1 前提条件

本県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2 ケースと活断層による直下型地震 2 ケースの合計 4 ケースを想定した。

2 想定地震

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

本県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、概ね 90～150 年ごとに繰り返し発生している。

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、

①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

中央構造線断層帯は県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、本県にも大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。

ここでは、本県に最も近い讃岐山脈南縁東部区間～讃岐山脈南縁西部区間を想定した。

④ 長尾断層帯で発生する地震

長尾断層帯は、さぬき市から高松市南部を経て綾歌郡綾川町に至る東西方向に延びた断層帯で、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害を及ぼす可能性が高いことから想定地震とした。

3 地震動予測結果

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

- ・ 震度は、5 強～7 になると予測された。
- ・ 平野部を中心に広い範囲で震度 6 弱以上となり、東讃・西讃の平野部を中心に震度 6 強が分

布している。観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度 7 と予測された。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震 (L1)

- ・ 震度は、4～6 強になると予測された。
- ・ 島嶼部・荘内半島の一部で震度 4、島嶼部・山地及び中讃で震度 5 弱、県内の東部から西部の平野部を中心に震度 5 強が分布しており、高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市及び三木町で震度 6 弱が予測された。東かがわ市のごく一部の地域で震度 6 強と予測された。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

- ・ 震度は、5 弱～7 になると予測された。
- ・ 島嶼部を除く広い範囲で震度 6 弱以上となり、島嶼部では震度 5 弱～5 強が分布している。高松市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町及びまんのう町のごく一部で震度 7 と予測された。

④ 長尾断層帯で発生する地震

- ・ 震度は、4～7 になると予測された。
- ・ 長尾断層帯の震源直上に位置する市町の広い範囲で震度 6 弱～6 強と予測された。さぬき市、三木町及びまんのう町のごく一部の地域で震度 7 と予測された。

4 津波予測結果

① 南海トラフの最大クラスの地震 (L2)

- ・ 地震発生直後の海面に±20 c mの変動が県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港(観音寺市)で約4分となった。これは、地震発生直後に地盤沈下量により海面が低下し、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。
- ・ 県内の主要な港での最高津波波高は、約0.4～2.4mとなった。(2.4mとなったのは、志度港(さぬき市)。)
- ・ 市町別の最高津波水位(津波波高+満潮位等)は、約2.8～4.2mとなり、高松市、さぬき市など県内11市町で3mを越える。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約80.2k m²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約65.6k m²である。

市町別では、市域が広い高松市が約20.1k m²と最も大きく、次いで坂出市の約13.3k m²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると、高松市が約16.5k m²と大きく、次いで坂出市となっている。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震 (L1)

- ・ 浸水面積は、香川県全体で約10.3k m²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約6.7k m²である。

市町別では、坂出市が約2.2k m²と最も大きく、次いで高松市の約2.0k m²、さぬき市、小豆島町となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると、さぬき市が約1.2k m²と大きく、次いで高松市となっている。

5 被害予測結果

※ 想定シーン（季節・時間帯）は、人的被害が最大となる冬 5 時とする。ただし、地震火災のみ、その被害が最大となる冬 18 時とする。

① 南海トラフの最大クラスの地震（L2）

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約 39,000 棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で 6,000 棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で 1,000 棟以上と予想された。揺れによる全壊棟数は高松市、観音寺市、三豊市で 5,000 棟以上、丸亀市、さぬき市、東かがわ市で 100 棟以上と予測された。
- ・ 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で 500 棟以上、地震火災による焼失棟数は高松市、観音寺市、三豊市で 100 棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約 7,800 人（災害関連死を含む）、負傷者数は約 21,000 人であった。
- ・ 死者数（最大）は、高松市、観音寺市で 1,000 人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で 1,000 人以上と予測された。

② 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約 3,200 棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約 1,200 棟、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆島町、三木町で 100 棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約 330 人、負傷者数は約 1,900 人であった。

③ 中央構造線断層帯で発生する地震

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約 28,000 棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約 4,900 棟、観音寺市で約 4,500 棟、丸亀市、さぬき市、三豊市、まんのう町で 2,000 棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約 2,700 人、負傷者数は約 15,000 人であった。
- ・ 死者数（最大）は、高松市で約 610 人、観音寺市で約 400 人、三豊市で約 310 人、さぬき市で約 240 人と予測された。

④ 長尾断層帯で発生する地震

- ・ 県全体の建物被害における全壊棟数は、約 4,900 棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で約 2,000 棟、さぬき市、三木町で 1,000 棟以上と予測された。
- ・ 県全体の人的被害のうち、死者数は最大で約 500 人、負傷者数は約 3,500 人であった。

【被害想定結果総括表】

想定地震 想定項目			単位	南海トラフ 最大クラス (L2)	南海トラフ 発生頻度の高いもの (L1)	中央構造線 断層帯	長尾断層帯
震 度			—	5 強～7	4～6 強	5 弱～7	4～7
建物被害 (全壊) ※	揺れ		棟	31, 000	710	24, 000	3, 400
	液状化		棟	3, 800	2, 400	2, 800	1, 300
	津波		棟	3, 500	50	—	—
	急傾斜地崩壊		棟	70	0	40	20
	地震火災		棟	1, 100	60	820	130
人的被害 (冬5時)	死者		人	最大 7, 800	最大 330	最大 2, 700	最大 500
	負傷者		人	21, 000	1, 900	15, 000	3, 500
	避難者	避難所	人	177, 000	14, 000	51, 000	13, 000
		避難所外	人	99, 000	8, 600	34, 000	8, 600
ライフライン被害 (発災直後)	上水道 (断水人口)		人	773, 000	287, 000	732, 000	346, 000
	下水道 (支障人口)		人	155, 000	24, 000	43, 000	24, 000
	電力 (停電軒数)		軒	560, 000	98, 000	519, 000	243, 000
	通信	固定電話 (不通回線数)	回線	190, 000	30, 000	187, 000	51, 000
		携帯電話 (停波基地局率)	%	98	15	90	40
	都市ガス (供給停止戸数)		戸	78, 000	440	75, 000	0

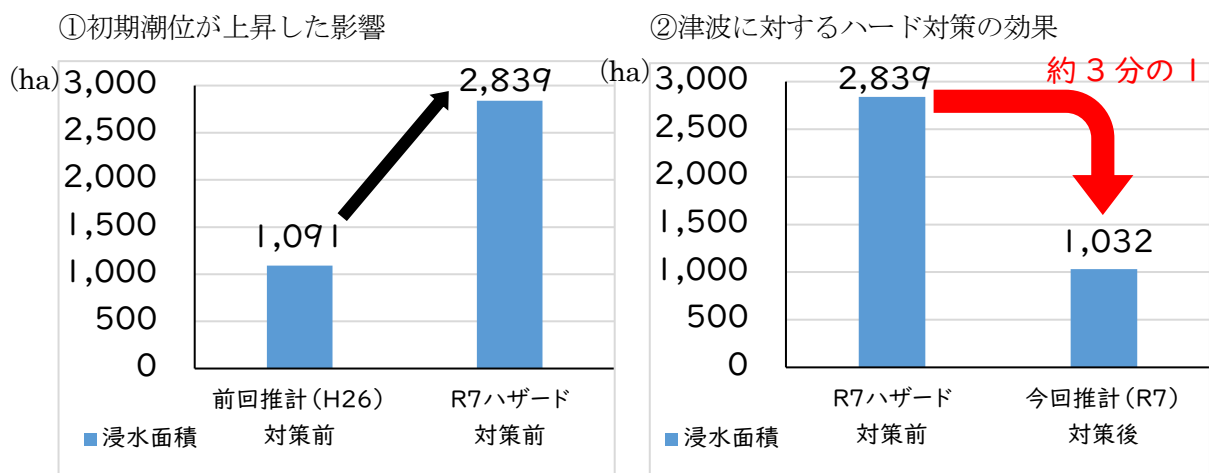
※人的被害が最大となる冬5時を想定。ただし、地震火災のみ冬18時とする。

6 これまでの減災効果

(1) 津波に対するハード対策

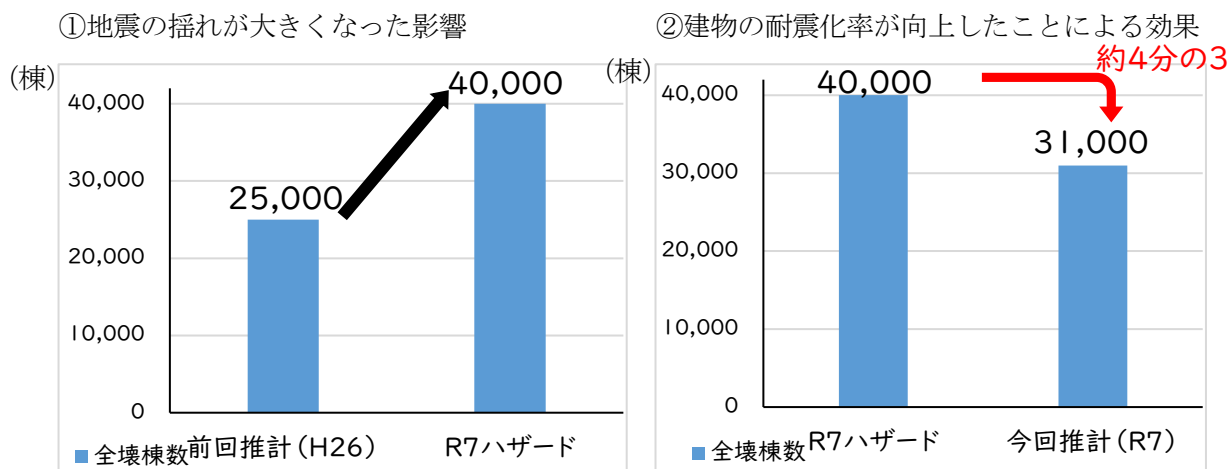
南海トラフの発生頻度の高い津波（L1）について、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、「発生頻度の高い津波」に対して海岸堤防等の嵩上げ等の整備を行っており、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で I 期計画として、特に優先度の高い箇所を重点的・集中的に整備を進めてきた。これまで県や市町が進めてきたハード対策の効果を確認するため、堤防等の構造物を前回推計で設定したものを「対策前」、今回推計で設定（I 期完了）したものを「対策後」として津波シミュレーションを行い、対策効果の検討を行った。

津波に対するハード対策を進めたことにより、対策前（前回推計）に比べ、県全体で浸水域が約 3 分の 1 に減少した。



(2) 建物の耐震化

建物の耐震化率が向上したことによる減災効果を確認するため、前回推計の耐震化率 76%と今回推計の耐震化率 86%を基にして、今回推計の南海トラフの最大クラスの地震が発生した時の被害量を算出し検討を行った。



7 今後の減災効果の予測

- 建物の耐震化
- 屋内収容物の転倒・落下防止対策
- 津波避難の早期化

	避難行動別の避難者比率			検討ケース
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難 * あるいは避難しない	
早期避難者が 少ない	20%	50%	30%	現況
発災後全員が 即避難	100%	0%	0%	対策実施後

出典：「南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）より抜粋

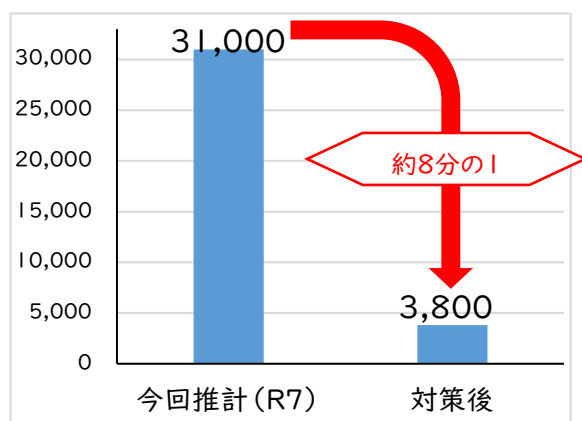
*切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

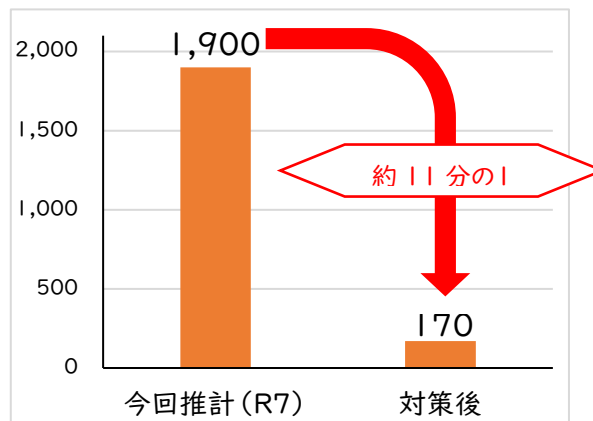
県内の住宅の耐震化率は、約 86%（令和 5 年現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約 8 分の 1 に、それに伴う死者数は約 11 分の 1 に軽減される。

①揺れに対する建物の耐震化による 全壊棟数の軽減（棟）



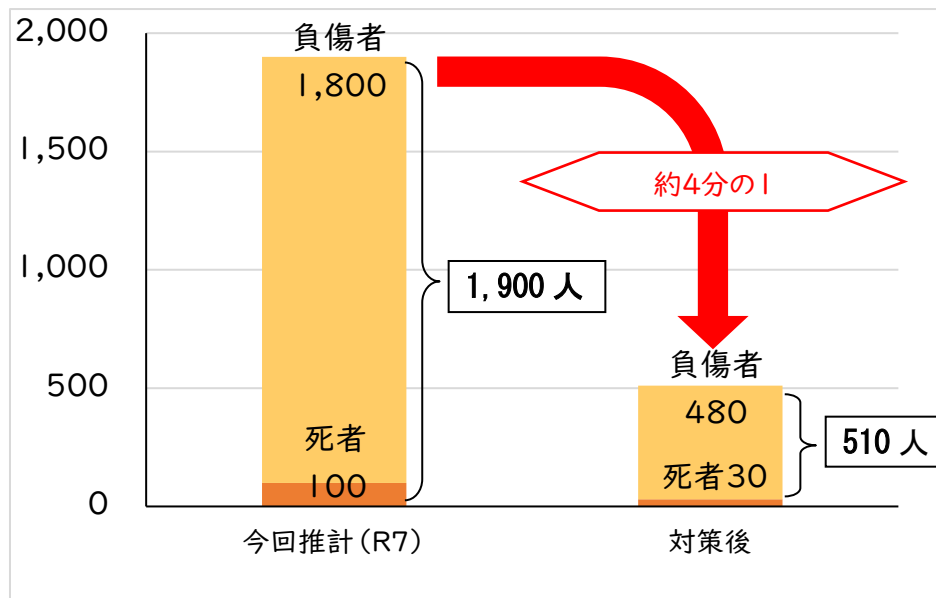
②揺れに対する建物の耐震化による 死者数の軽減（人）



② 屋内収容物の転倒・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約 17.9% (令和 6 年県政世論調査) となっている。
この実施率を 100% にすることで、死傷者数は約 4 分の 1 に軽減される。

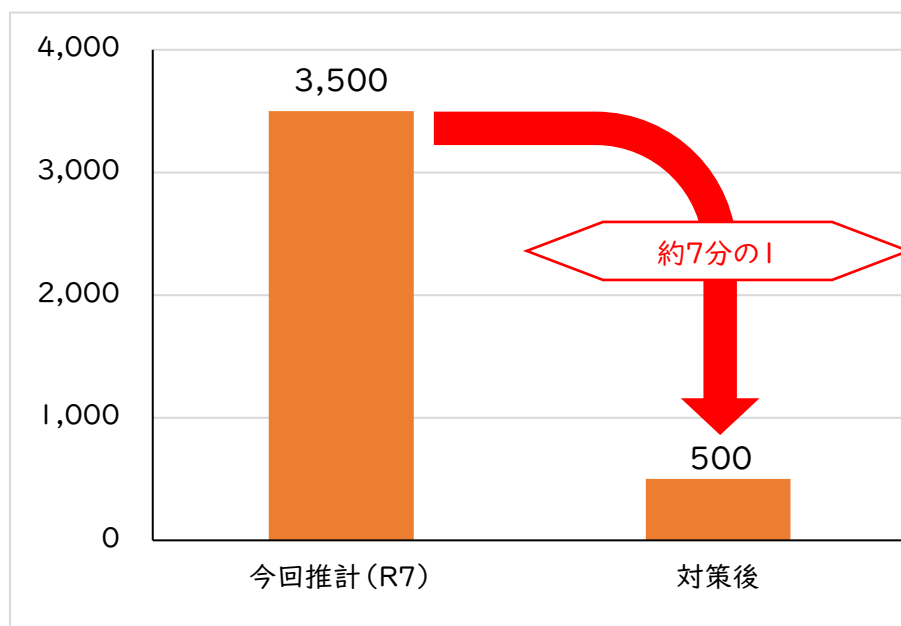
屋内収容物の転倒・落下防止対策による死傷者数の軽減（人）



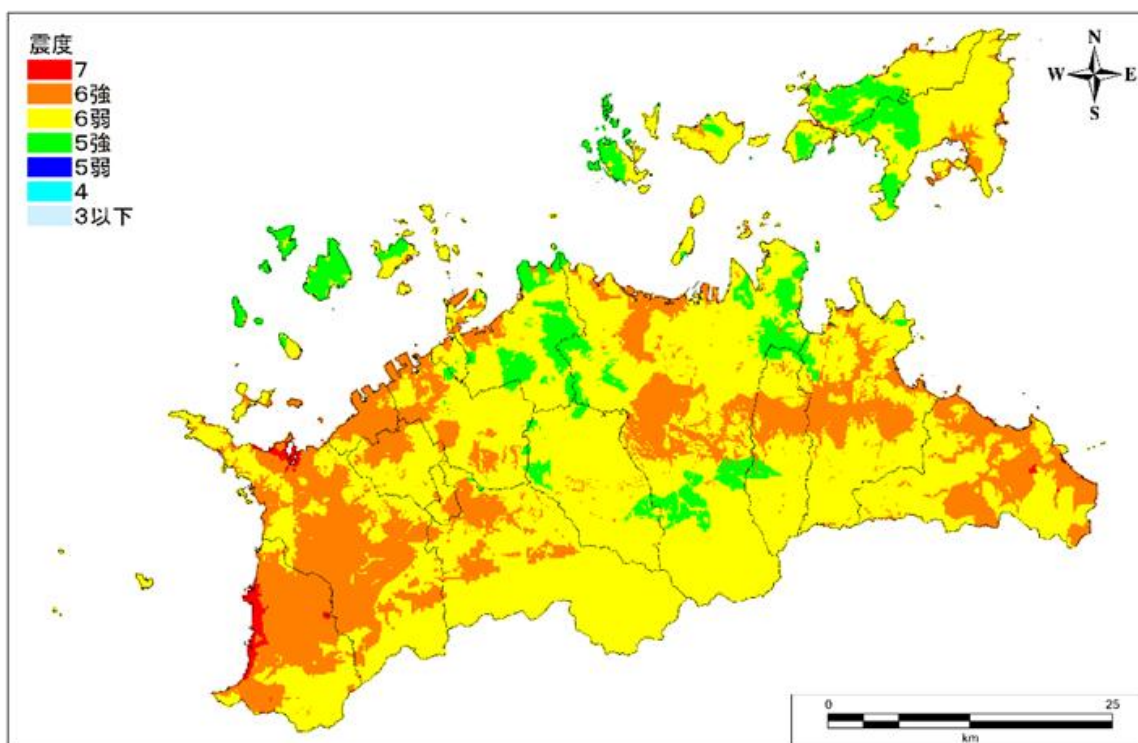
③ 津波避難の早期化

地震発生後、すぐに避難する県民が 100% になれば、死者数は、約 7 分の 1 に軽減される。

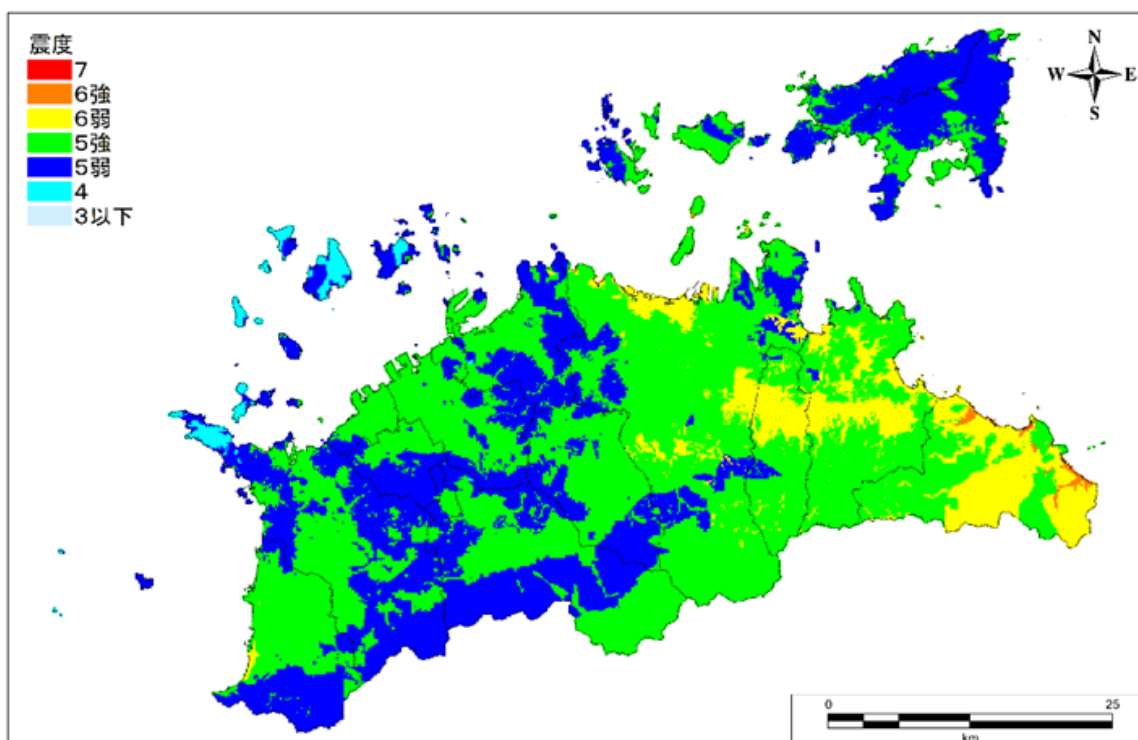
早期避難の実施及び建物の耐震化等による死者数の軽減（人）



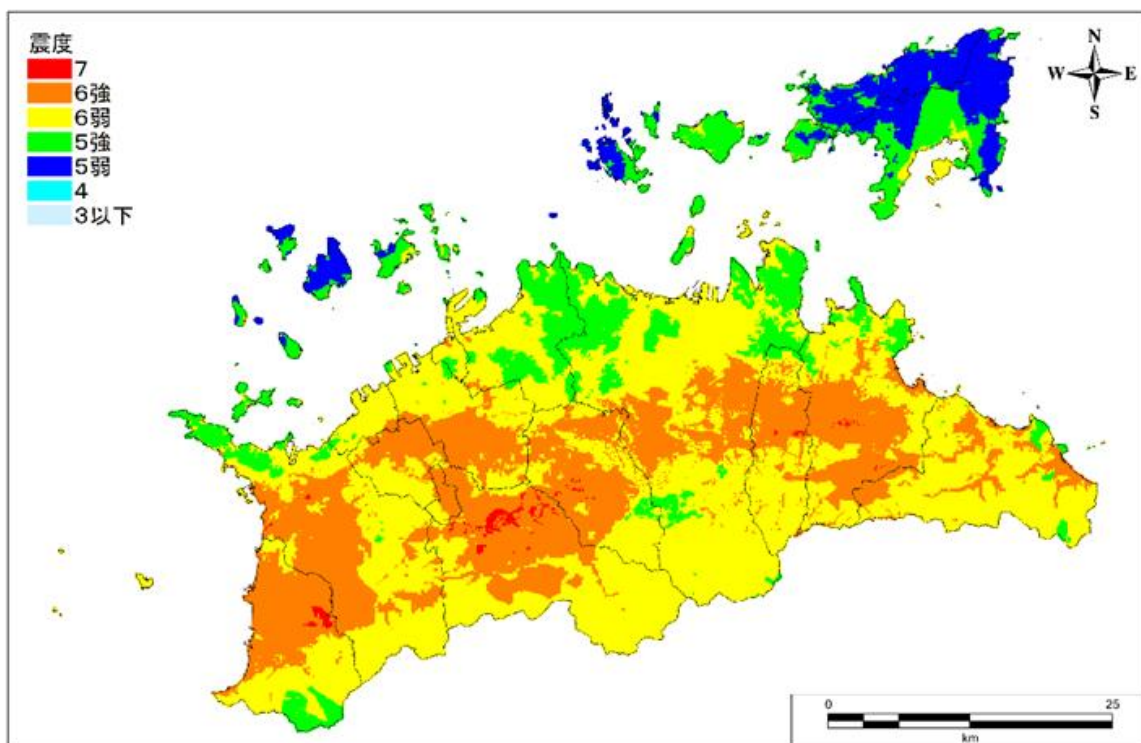
【震度分布図】 南海トラフの最大クラスの地震（L2）



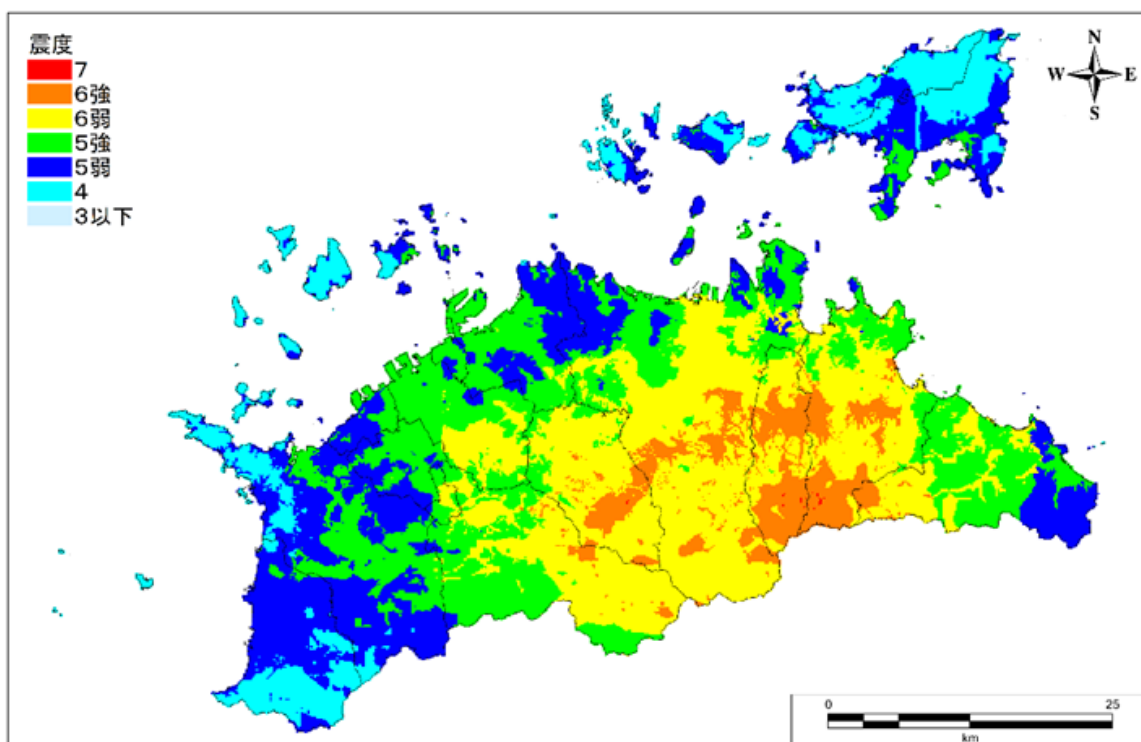
【震度分布図】 南海トラフの発生頻度の高い地震（L1）



【震度分布図】 中央構造線断層帯で発生する地震

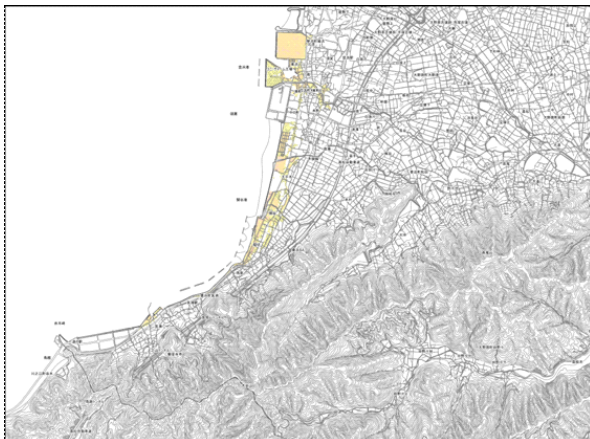


【震度分布図】 長尾断層帯で発生する地震

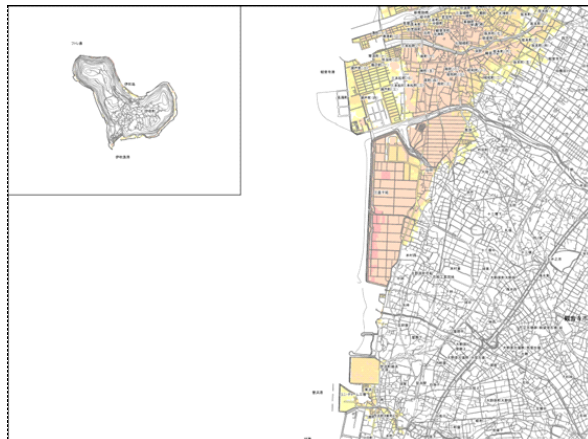


【津波浸水想定図(最大クラス)】

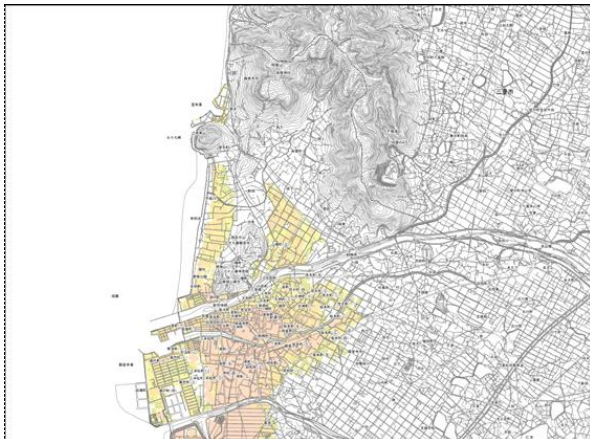
観音寺市①



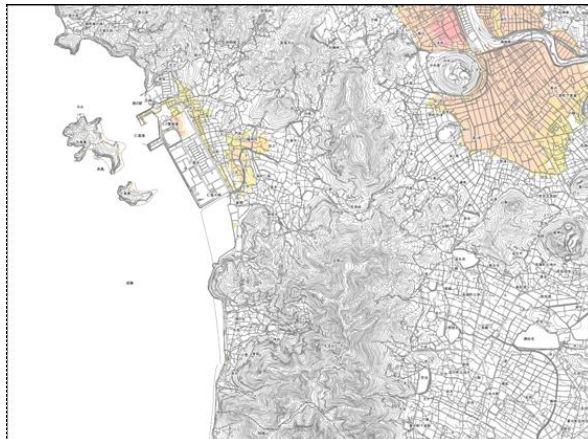
観音寺市②・伊吹島



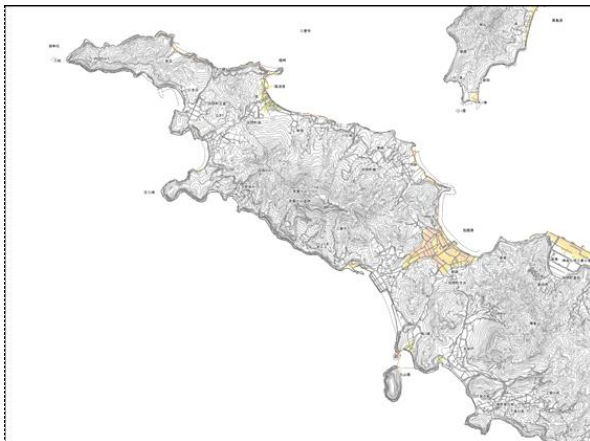
観音寺市③



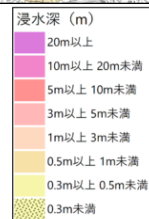
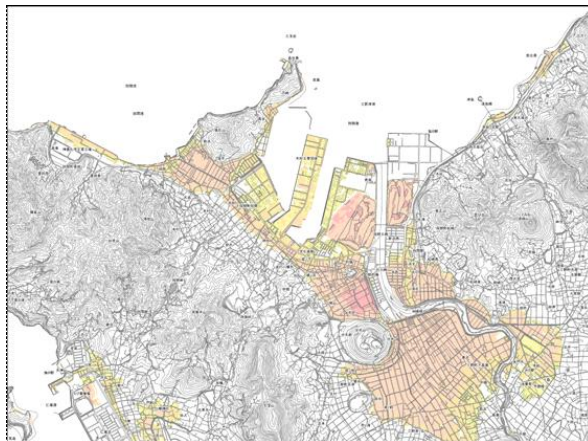
三豊市①



三豊市②

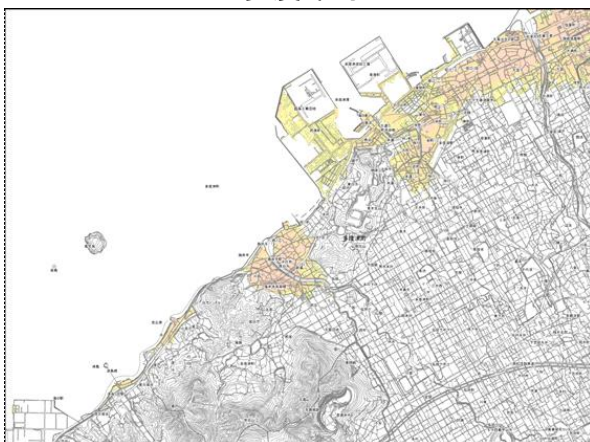


三豊市③

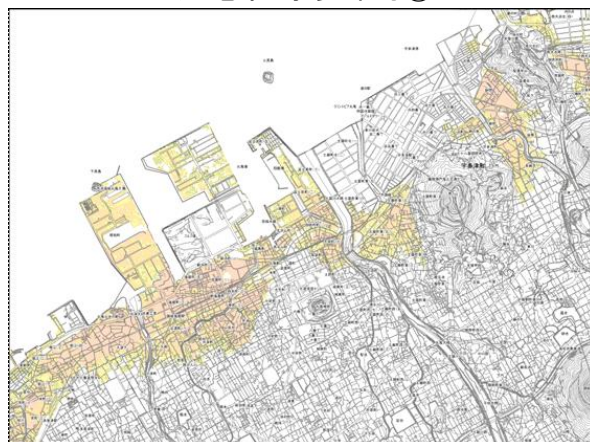


【津波浸水想定図(最大クラス)】

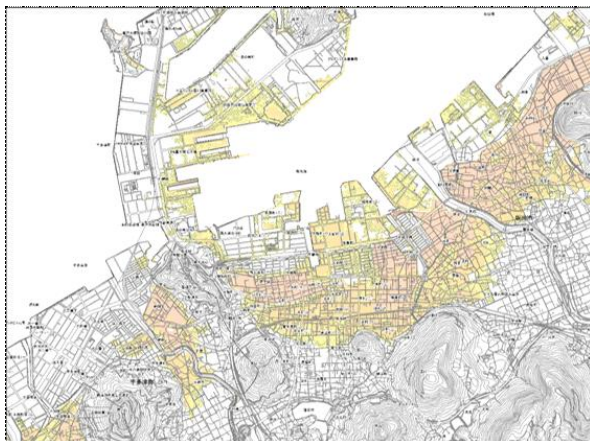
多度津町



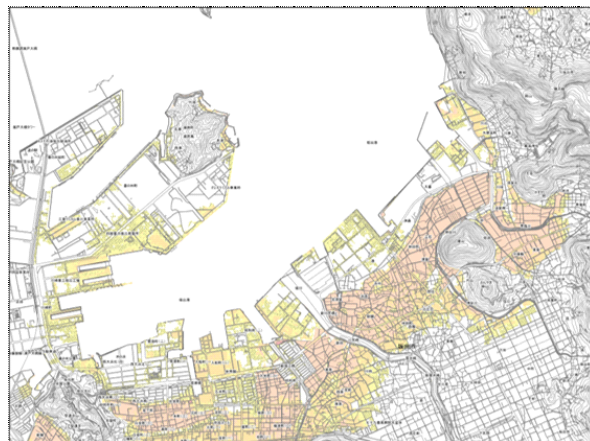
丸亀市・宇多津町①



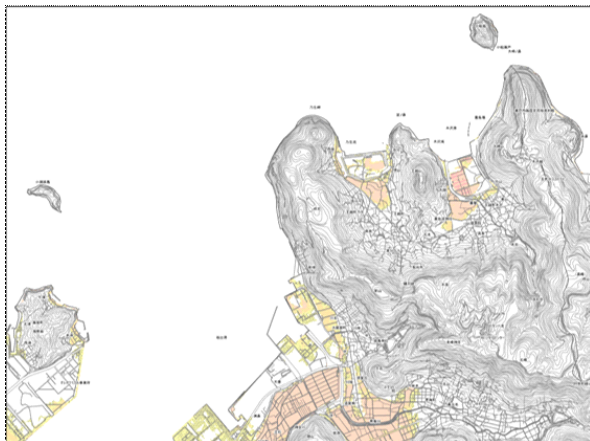
宇多津町②・坂出市①



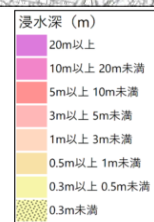
坂出市②



坂出市③

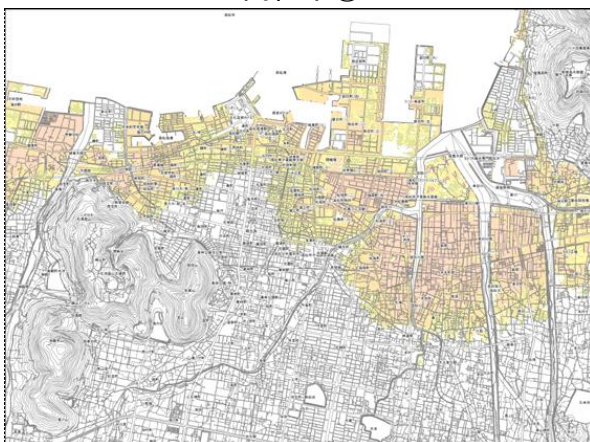


高松市①

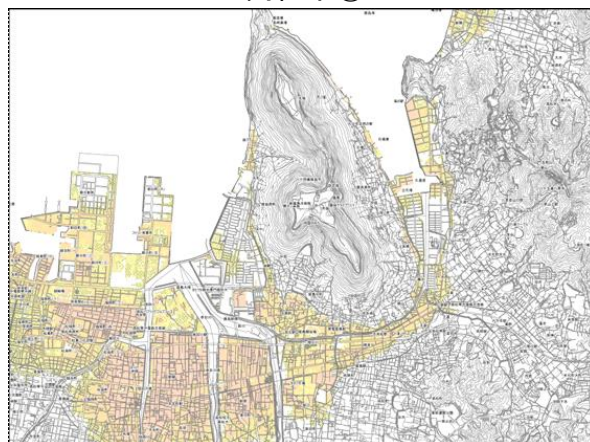


【津波浸水想定図(最大クラス)】

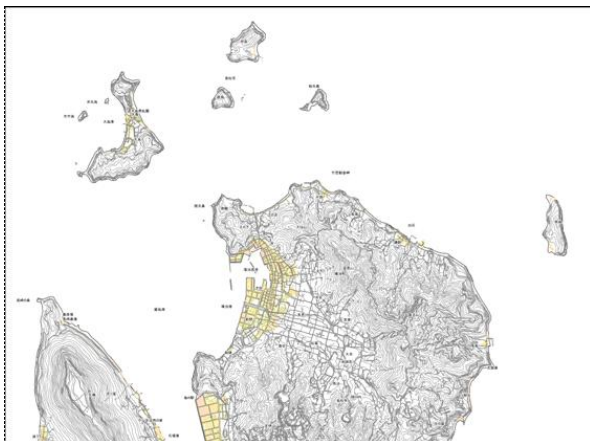
高松市②



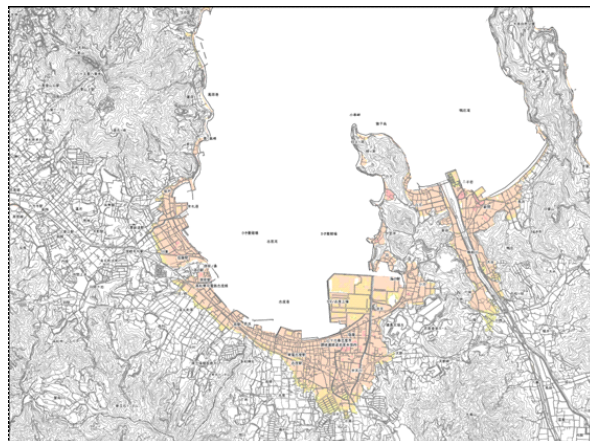
高松市③



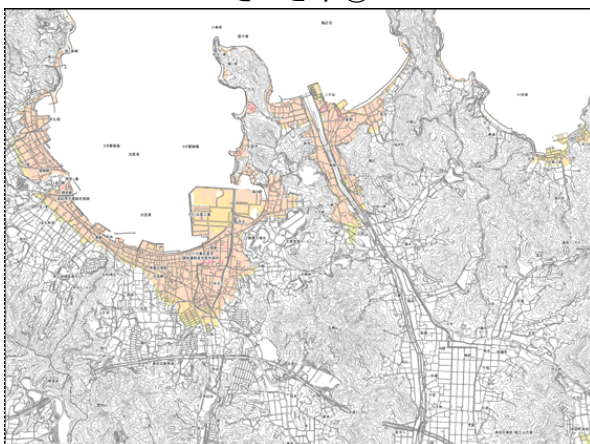
高松市④



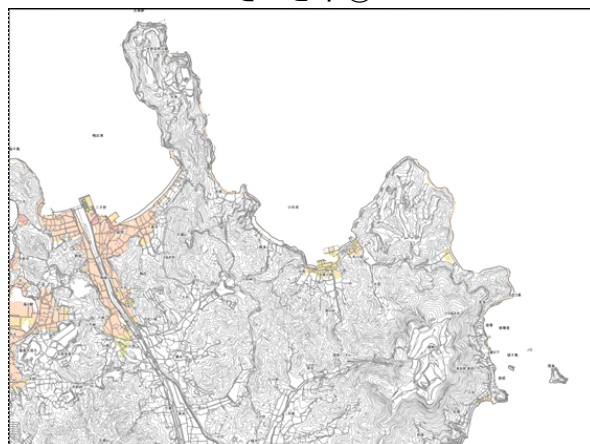
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②

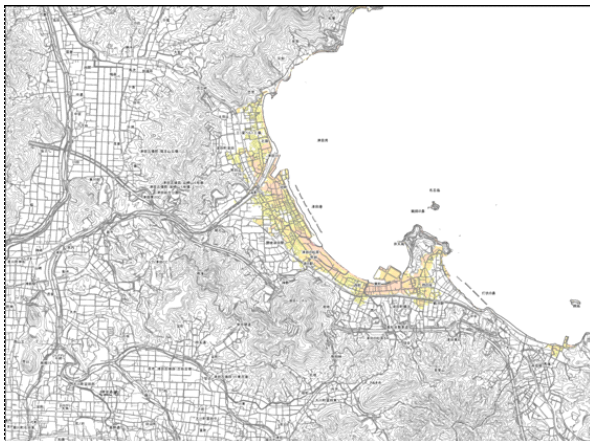


さぬき市③

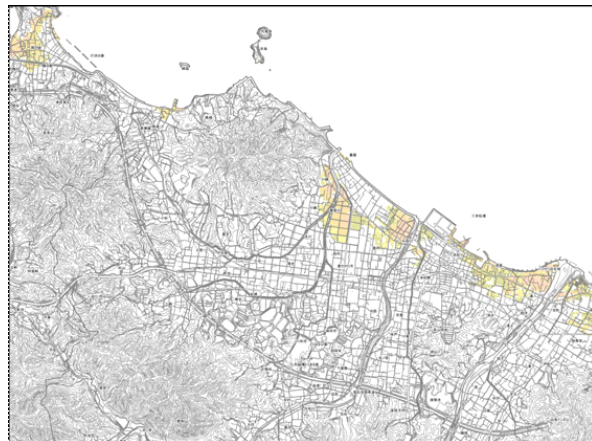


【津波浸水想定図(最大クラス)】

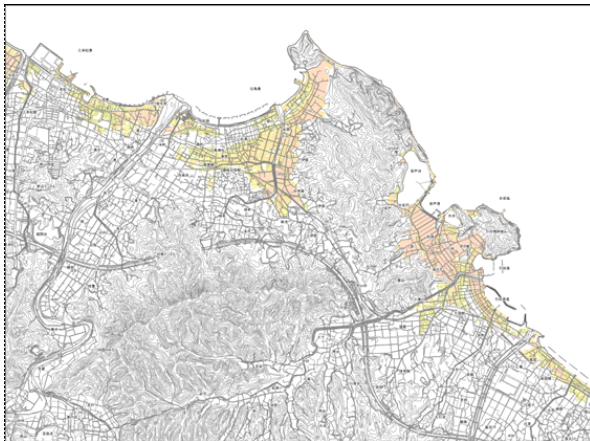
さぬき市④



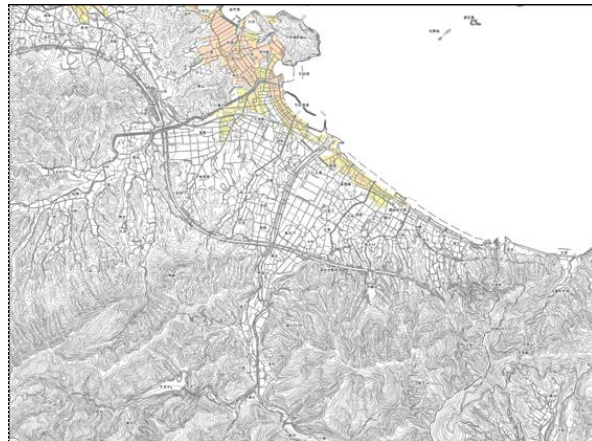
東かがわ市①



東かがわ市②



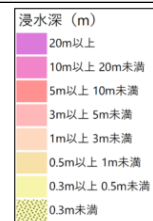
東かがわ市③



三豊市島嶼部

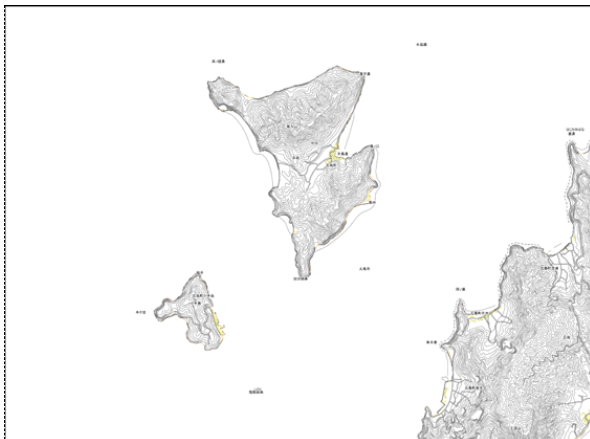


多度津町島嶼部

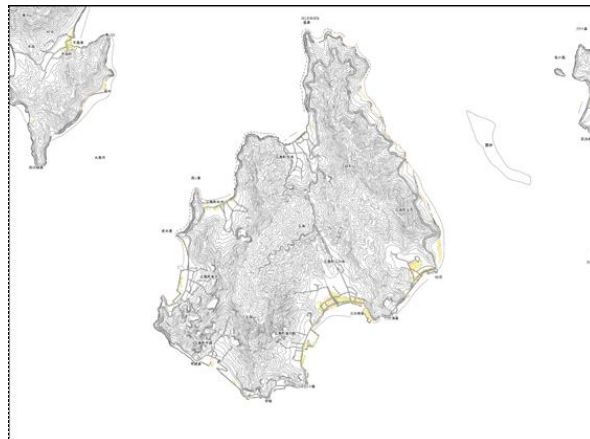


【津波浸水想定図(最大クラス)】

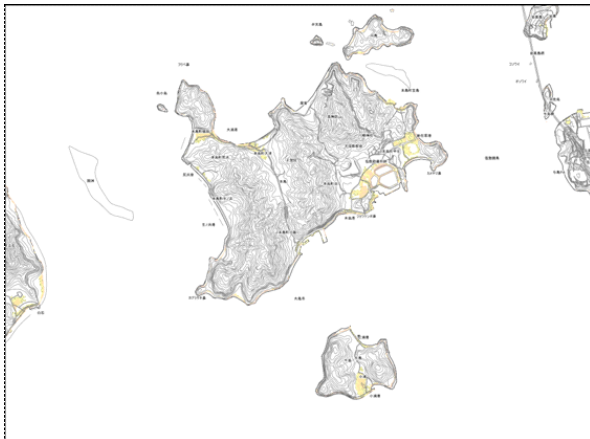
丸亀市島嶼部①



丸亀市島嶼部②



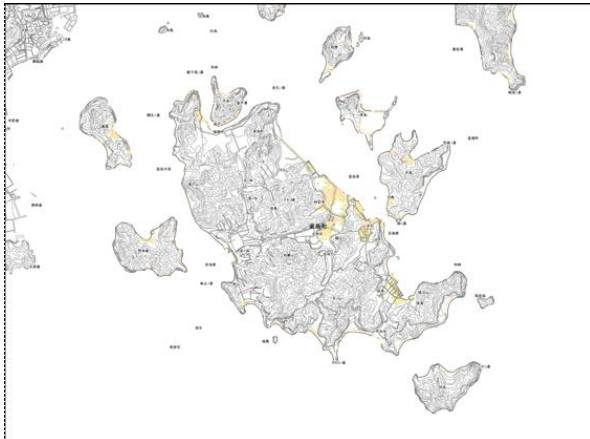
丸亀市島嶼部③



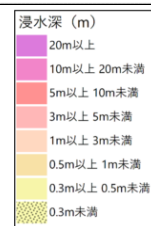
坂出市島嶼部



直島町①

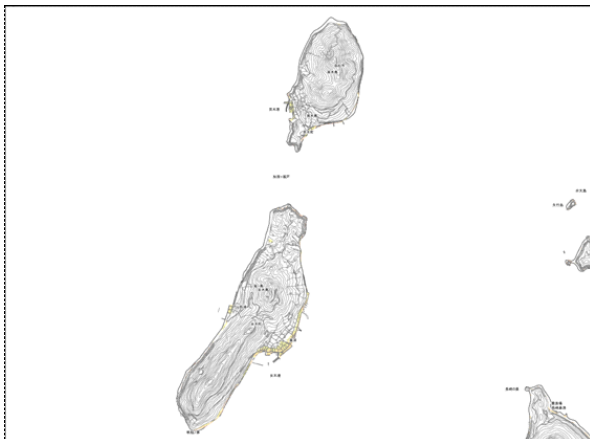


直島町②

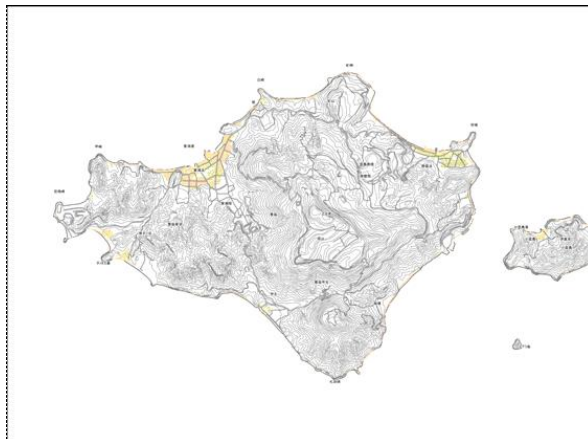


【津波浸水想定図(最大クラス)】

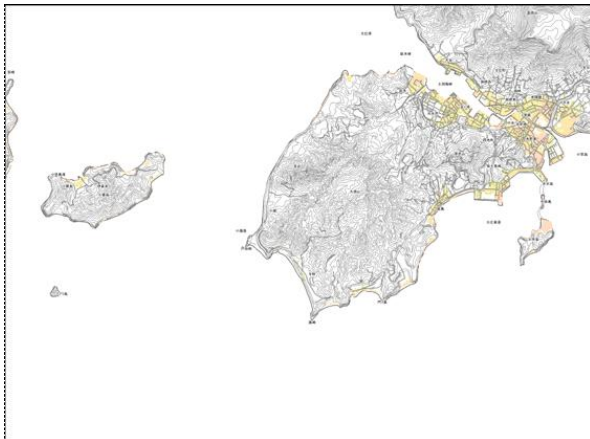
高松市島嶼部



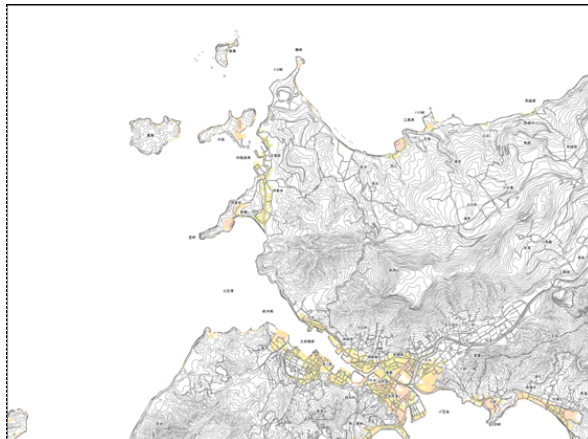
土庄町①



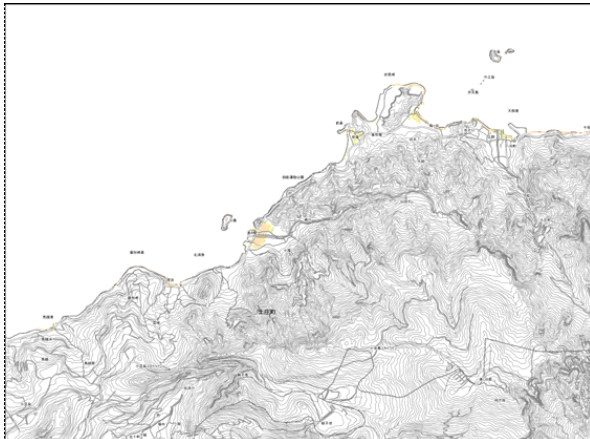
土庄町②



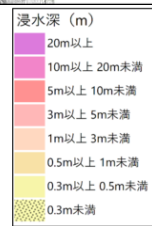
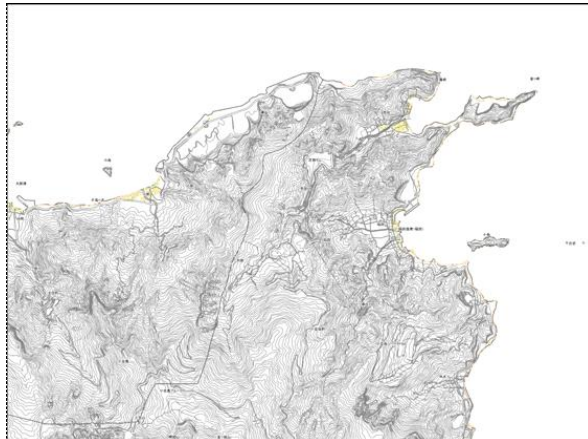
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



【津波浸水想定図(最大クラス)】

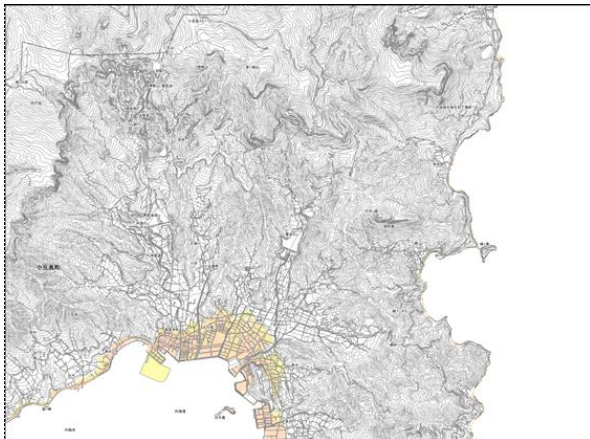
小豆島町②



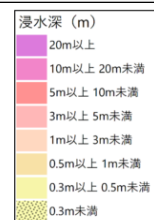
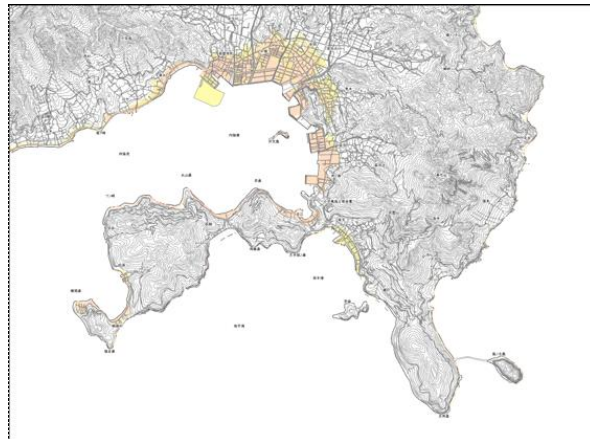
小豆島町③



小豆島町④

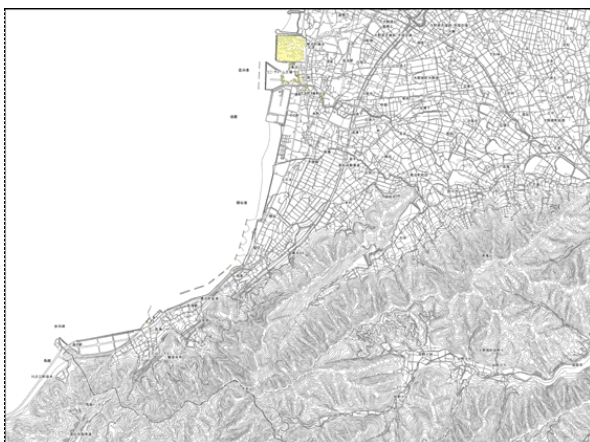


小豆島町⑤



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

観音寺市①



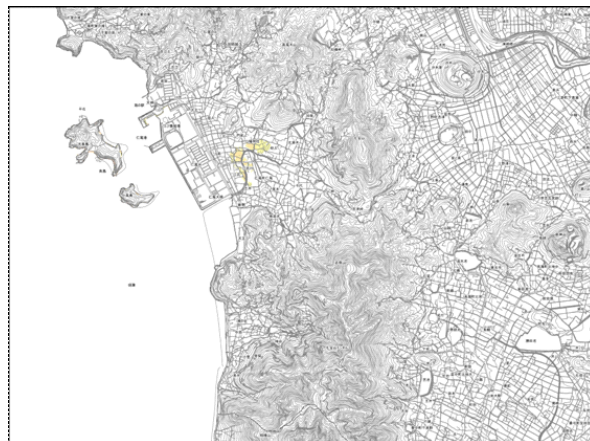
観音寺市②・伊吹島



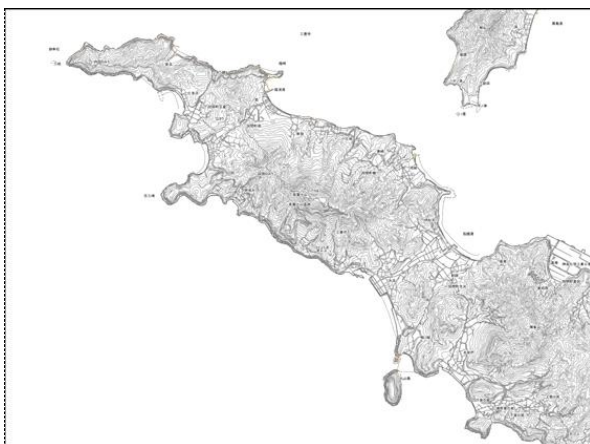
観音寺市③



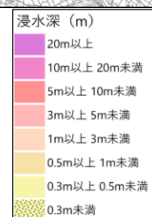
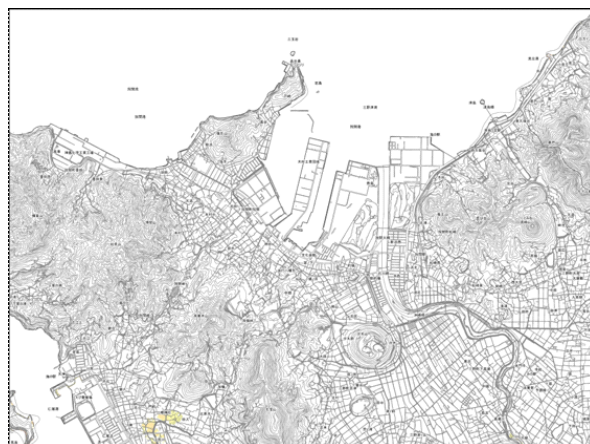
三豊市①



三豊市②

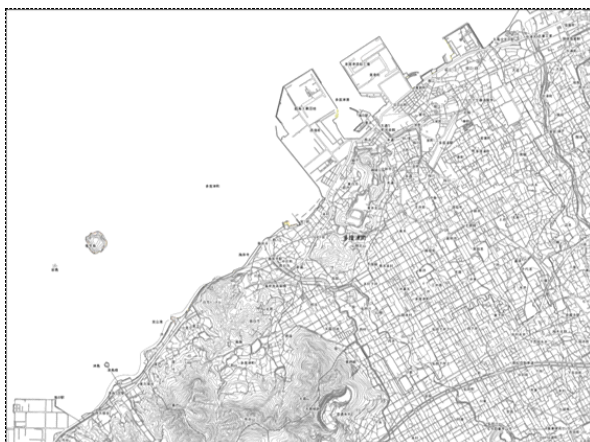


三豊市③



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

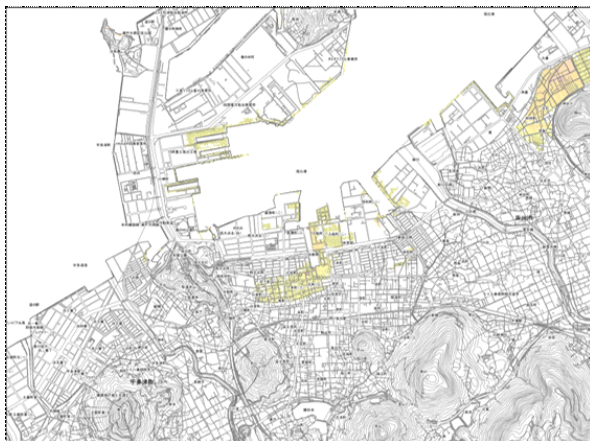
多度津町



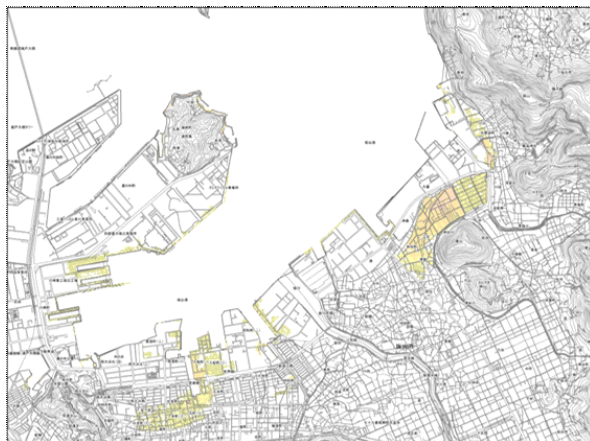
丸亀市・宇多津町①



宇多津町②・坂出市①



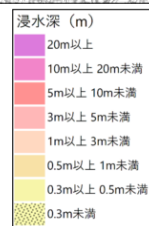
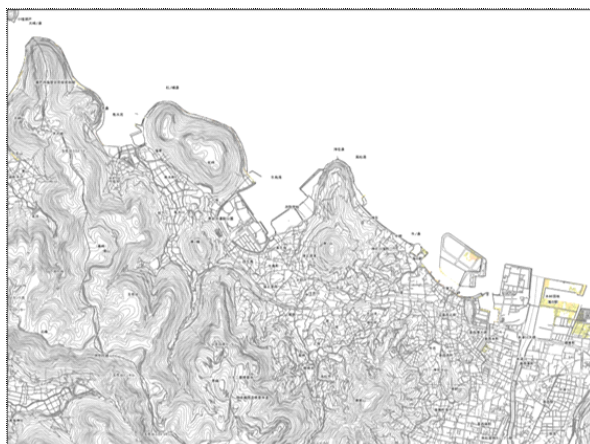
坂出市②



坂出市③

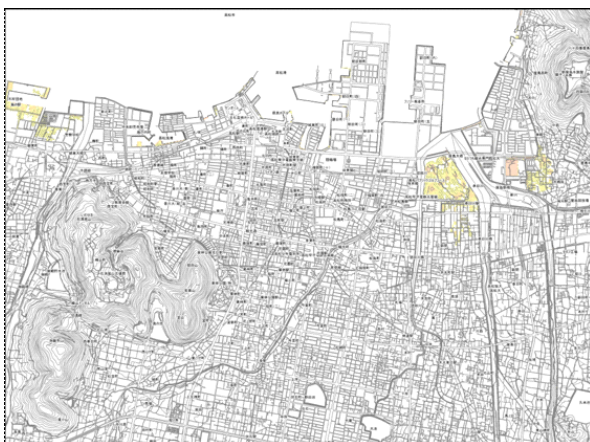


高松市①



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

高松市②



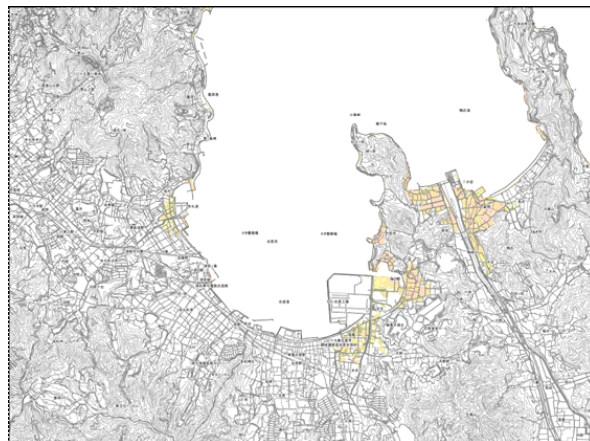
高松市③



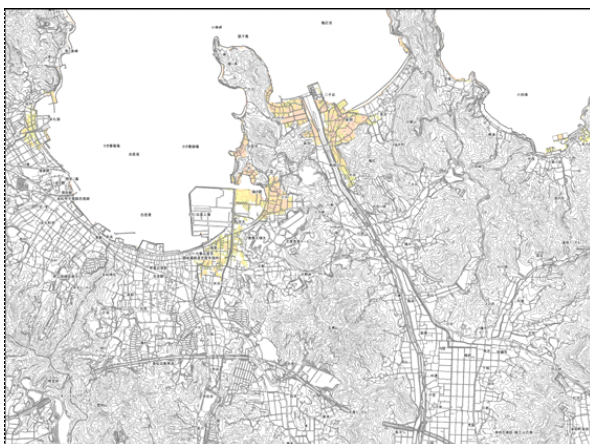
高松市④



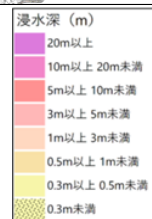
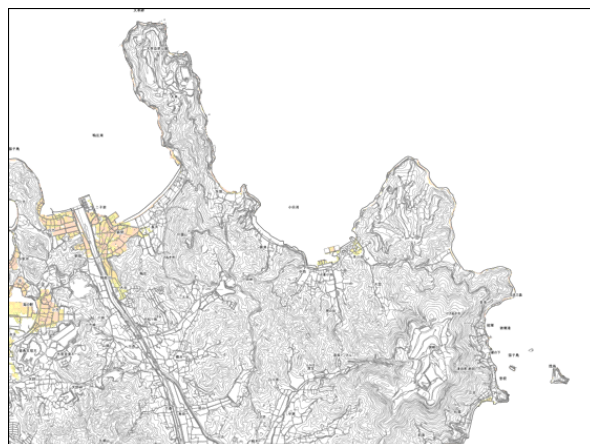
高松市⑤・さぬき市①



さぬき市②



さぬき市③

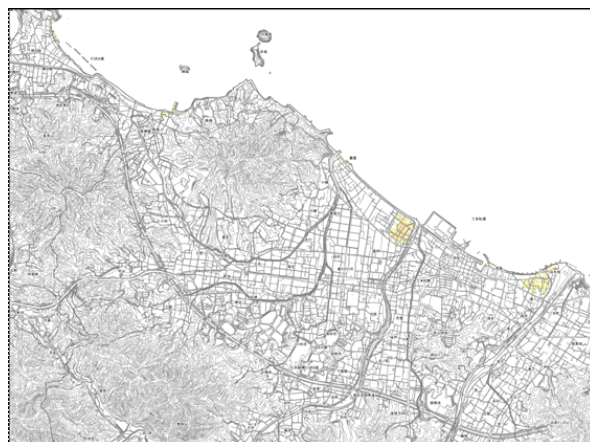


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

さぬき市④



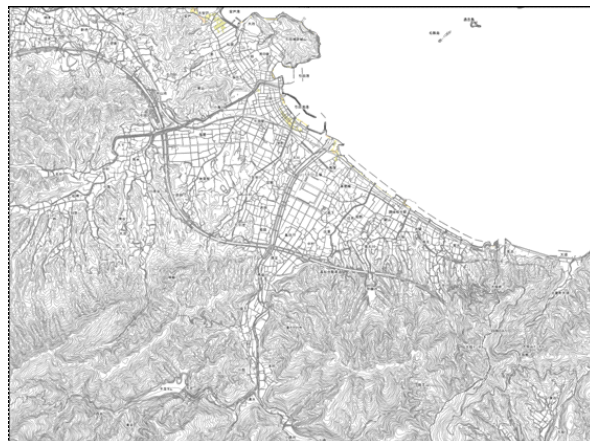
東かがわ市①



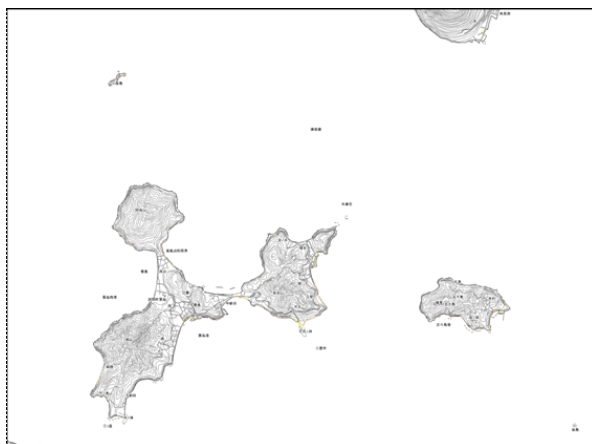
東かがわ市②



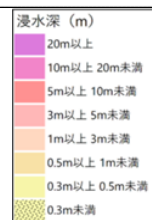
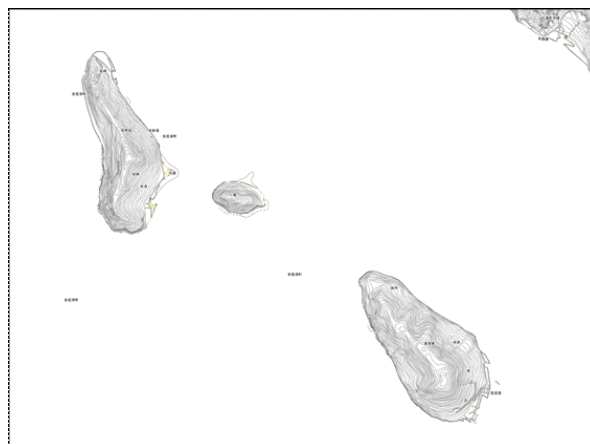
東かがわ市③



三豊市島嶼部



多度津町島嶼部

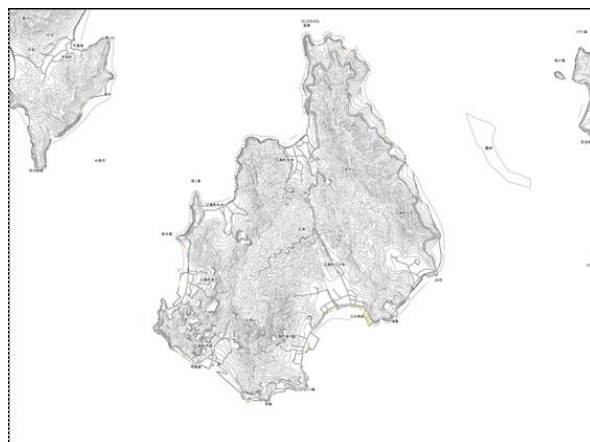


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

丸亀市島嶼部①



丸亀市島嶼部②



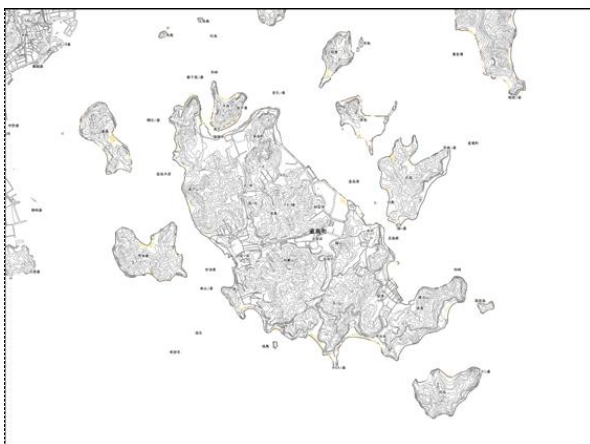
丸亀市島嶼部③



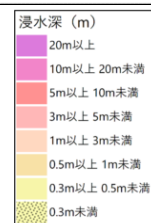
坂出市島嶼部



直島町①

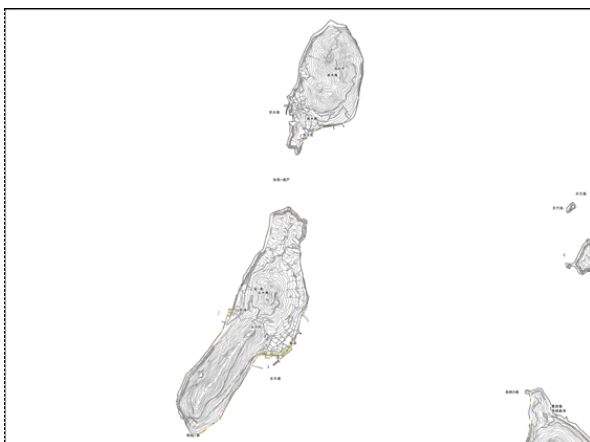


直島町②

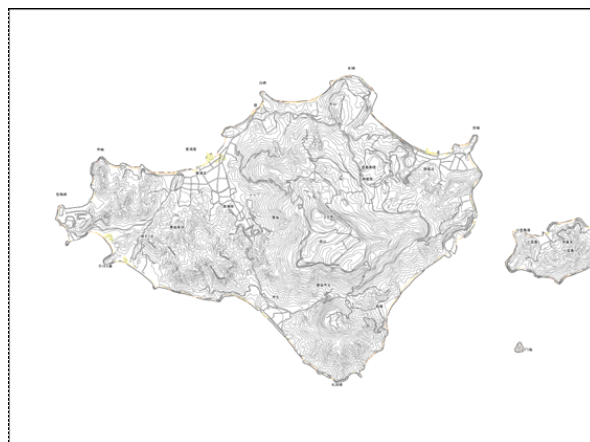


【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

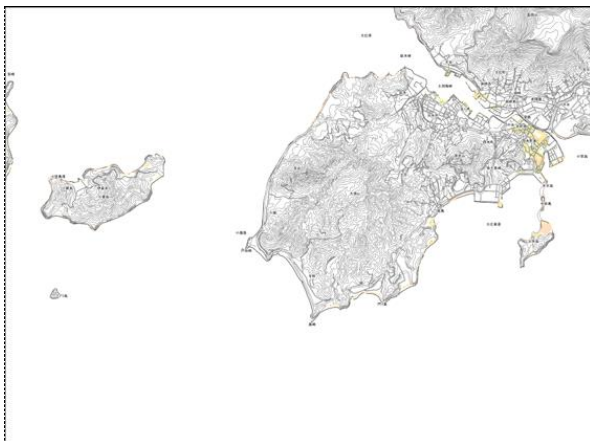
高松市島嶼部



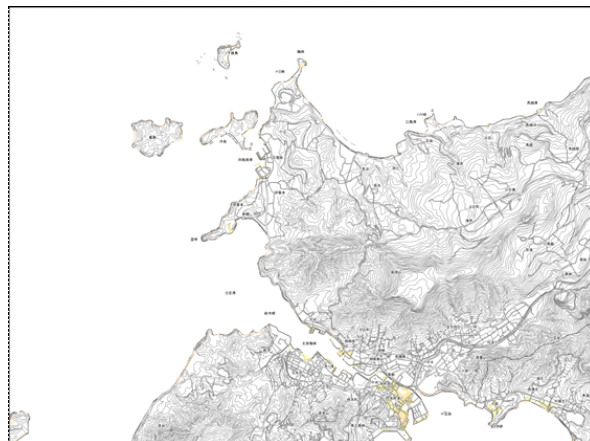
土庄町①



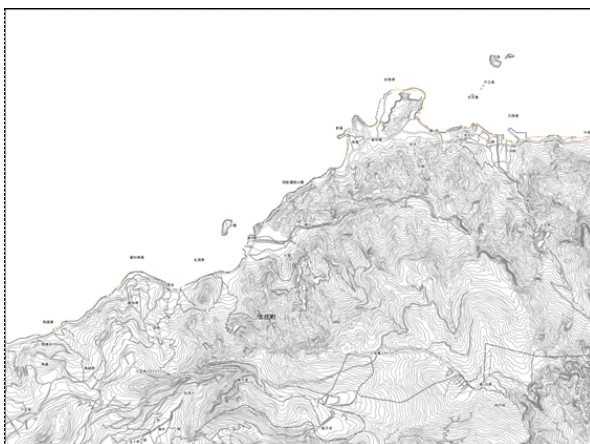
土庄町②



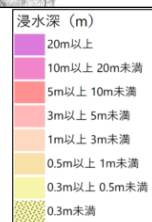
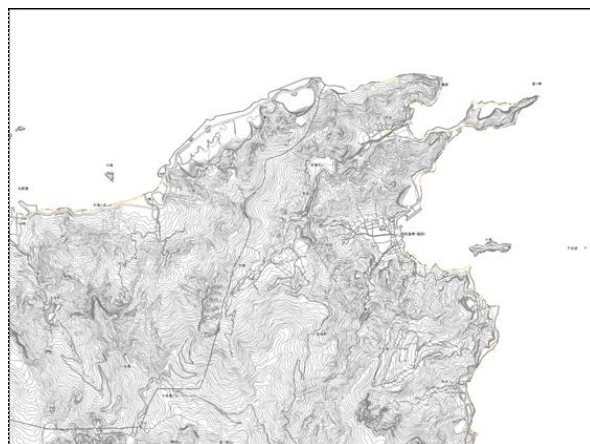
土庄町③



土庄町④



土庄町⑤・小豆島町①



【津波浸水想定図(発生頻度の高い津波)】

小豆島町②



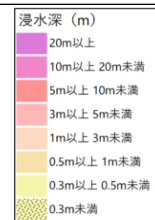
小豆島町③



小豆島町④



小豆島町⑤



第5節 地震・津波防災対策目標

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があつて、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、60～90%程度以上（令和8年1月1日現在）※と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

※ 発生確率の評価は、地震調査研究推進本部（R8.1）による。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている（香川県防災対策基本条例第46条）。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）であり、「県の防災対策の数値目標」（香川県防災対策基本条例第46条）の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線断層帯、長尾断層帯の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

- ・ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

- ・ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

- ・ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

- ・ ため池の耐震化対策

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、決壊した場合の浸水想定区域内に防災活動の拠点となる施設や緊急輸送路が存在する防災上重要なため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。

- ・ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

- ・ ライフライン、公共施設の耐震化

県民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進

津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。

- ・ 津波避難計画の作成促進

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。

- ・ 河川・海岸堤防等の整備

「香川県地震・津波被害想定調査報告書」では、「最大クラスの津波に比べて比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港及び須田（三豊市）で T. P. +3.1m の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資の確保、建物の耐震化、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の

頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

- ・ 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

- ・ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

- ・ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

- ・ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後5年間（令和12年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

本県の地域特性を踏まえ、人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和12年までに92%にする。（令和5年86%）

- ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進（土木部）

- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。

- ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進（危機管理総局、土木部）

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震管率を令和9年度までに36.3%にする。（令和5年度末25.6%）

- ・ 水道事業者（香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。）による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進（政策部）

- 下水道施設の耐震化を促進する。

- ・ 中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率 90.6%（R5）→94.7%（R11）（土木部）
- ・ 中讃流域下水道において、下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率 0%（R5）→100%（R11）（土木部）

- 発災後の緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化を促進する。（土木部）

- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率を令和12年度までに100%にする。（令和6年97.5%）

- ・ 市町と連携して避難所等に利用される社会福祉施設、文教施設、庁舎、体育館などの耐震

化促進（危機管理総局、総務部）

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ（土砂災害）を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援（環境森林部、土木部）
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和 12 年度までに 75 箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部）
- 避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和 12 年度までに、砂防設備 13 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 2 箇所を整備する。
 - ・ 保全対象人家 5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率 24.6%（R6）→25.3%（R12）（土木部）
 - ・ 保全対象人家 5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率 29.7%（R6）→30%（R12）（土木部）
- 令和 12 年度までに 377 箇所の防災重点農業用ため池の防災対策を目指す。（令和 6 年度末 44 箇所）
 - ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険度予測図の周知（危機管理総局）
- 盛土等に伴う災害を予防する。
 - ・ 盛土等に伴う災害を防止するための既存盛土等基礎調査を実施（土木部）

◇ 火災対策

- 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図る。
 - ・ 市町等と連携して、感震ブレーカー等の普及啓発を実施（危機管理総局）
- 消防団の充実強化
 - ・ 企業における消防団活動への理解や従業員の消防団加入を促進（危機管理総局）
- 緊急消防援助隊の充実
 - ・ 緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）の整備（危機管理総局）
 - ・ 航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）
- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水想定図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 河川・海岸堤防の整備

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。
 - ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅡ期計画延長に対する整備率 8.0%（R7）→ 60.0%（R12）（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）
 - ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林部）
 - ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
 - ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和12年度までに150,000件にする。（令和6年度末83,255件）
 - ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局）
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和8年度までに100%にする。（令和7年4月1日現在97.4%）
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に係る市町事業を支援（危機管理総局）
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）
 - NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和12年度までに6,100人にする。（令和7年11月末現在4,531人）
 - ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局）
 - ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局）
 - 地区防災計画の策定カバー率を令和7年度までに60%にする。（令和5年度末44.5%）
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局）
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・ 市町による個別避難計画作成を支援（危機管理総局、健康福祉部）
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止（再掲）
 - 海岸保全設備の整備（再掲）
- ◇ 避難者への対応
 - 避難所等の生活環境を整備する。
 - ・ 市町が避難所等の良好な生活環境を確保するための災害用物資や資機材の整備に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 備蓄物資の充実、物資の情報管理体制の整備
 - 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して、必要となる備蓄量を推計し、令和10年度までに確保する。
 - ・ 新物資システム（B-P L o）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握（危機管理総局）

7 県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

（住民）

- 地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
 - ・ 最低3日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

（自主防災組織等）

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難指示の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備

- ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
- ・ 救助用資機材等の整備充実
- ・ 消防力の充実強化
- ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【県】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発
 - ・ 災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
 - ・ 県政出前懇談会の実施
 - ・ 住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
 - ・ 災害体験施設の提供（防災センター）
 - ・ 災害危険情報の提供（津波浸水予測図や地すべり危険箇所の公表、土砂災害警戒区域等の指定）
 - ・ 自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成
- 災害時の情報の収集・伝達（主として市町への）体制の整備
 - ・ 県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、ヘリテレ情報システム等の整備充実
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 避難対策の整備についての市町への指導・支援
 - ・ 津波避難計画策定指針の作成
 - ・ 災害時の情報伝達手段の整備支援（県防災情報システムの構築）
- 広域救助対策の整備と、市町への指導・支援
 - ・ 備蓄対策の全体調整と補完備蓄
 - ・ 広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
 - ・ 警察救出救助用資機材等の整備充実
 - ・ 緊急輸送路（道路、港湾、空港等）の指定
 - ・ 関係業界・団体との協力協定
 - ・ 市町間の応援調整
 - ・ 自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定
 - ・ 防災ヘリの整備充実
- 災害に備えた公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

[参考資料]

17－13 地震防災緊急事業五箇年計画

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、県は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

県及び市町は、県内のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組みが促進されるよう留意するものとする。

また、県、市町等は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入ってこないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、県や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

(1) 位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

(2) 整備方針

- ① 施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。
- ② 当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

(3) 整備目標

◇ 施設の整備等についての目標

① 避難場所

- 市町は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。
- 市町は、南海トラフ地震（最大クラス）の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 市町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。
- 市町は、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

② 避難経路

- 県は、計画期間内での事業実施の可能性に配慮しながら、避難経路を整備するよう努める。
市町は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

- 県は、中山間地域総合整備事業で計画している農業集落道を令和7年度までに14路線整備する。

- 市町は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。
- ④ **老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物**
 - 市町は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。
- ⑤ **緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設**
 - 県は、緊急輸送を確保するために必要な道路として、令和3年度から令和7年度までの間に11路線の整備を進める。
 - 県は、災害応急対策活動に必要な橋梁耐震化対策として、令和3年度から令和7年度までの間に3箇所整備する。
 - 県は、道路防災点検の結果による要対策箇所のうち、計画期間内での事業実施の可能性に配慮し、緊急性の高い箇所から整備する。
 - 県は、緊急輸送を確保するために必要な交通管制施設について、令和7年度までに自動起動式信号機電源付加装置を10基整備する。
 - 市町は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。
- ⑥ **共同溝、電線共同溝その他の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設**
 - 県は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を、令和3年度から令和7年度までの間に6箇所整備する。市町は、四国地区無電柱化推進基本計画に位置づけられる電線共同溝施設を整備するよう努める。
- ⑦ **津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設**
 - 県及び市町は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。
- ⑧ **砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの**
 - 県は、避難経路や緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、治山ダム等の保安施設を令和7年度までに75箇所整備する。
 - 県は、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なものとして、令和7年度までに、砂防設備10箇所、急傾斜地崩壊防止施設2箇所を整備する。
- ⑨ **農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの**
 - 貯水量10万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備の早期完了を目指す。
- ⑩ **地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点**
 - 市町は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。
- ⑪ **地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必**

要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

- 市町は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の指定避難所の特性を考慮し、市町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。
 - 水道事業者は、応急給水拠点となる配水池等の浄水貯水施設を整備するとともに、耐震化を図るよう努める。
 - 市町は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。
 - 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した非常用食糧の備蓄スペースの維持管理に努める。
- ⑫ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備え、既存の県や市町が所有している施設を活用することにより確保した救助用資機材その他の物資の備蓄スペースの維持管理に努める。
- ⑬ 地震災害時において負傷者を一時的に收容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 県及び市町は、南海トラフ地震の発生に備えて整備した応急的な措置に必要な設備や資機材の維持管理に努める。
- ⑭ 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
- 県は、坂出市番の州周辺の緩衝緑地について、適切に維持管理を行う。

◇ 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 公的医療機関

- 県及び市町は、公的医療機関（公的病院及び公的診療所＜有床＞）の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

② 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療・夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院

- 県及び市町は、第二次救急医療機関の耐震化率を令和7年度までに100%とする。

③ 社会福祉施設

- 県及び市町は、社会福祉施設の耐震化を進め、できるだけ早い時期に100%を達成できるよう、必要に応じて国庫補助制度に関する助言等を行う。

④ その他不特定多数の者が利用する公的建造物

- 県及び市町は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合 又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等 を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合にお ける調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情 報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨 や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があ る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

発生時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内(※1)でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲(下図)



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、

地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1~3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1~2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5~1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30~40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日~1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施できるよう、県及び市町は、臨時情報が発表された場合、社会的混乱防止や冷静な行動促進を含め、同情報を迅速かつ確実に伝達・提供する必要がある。

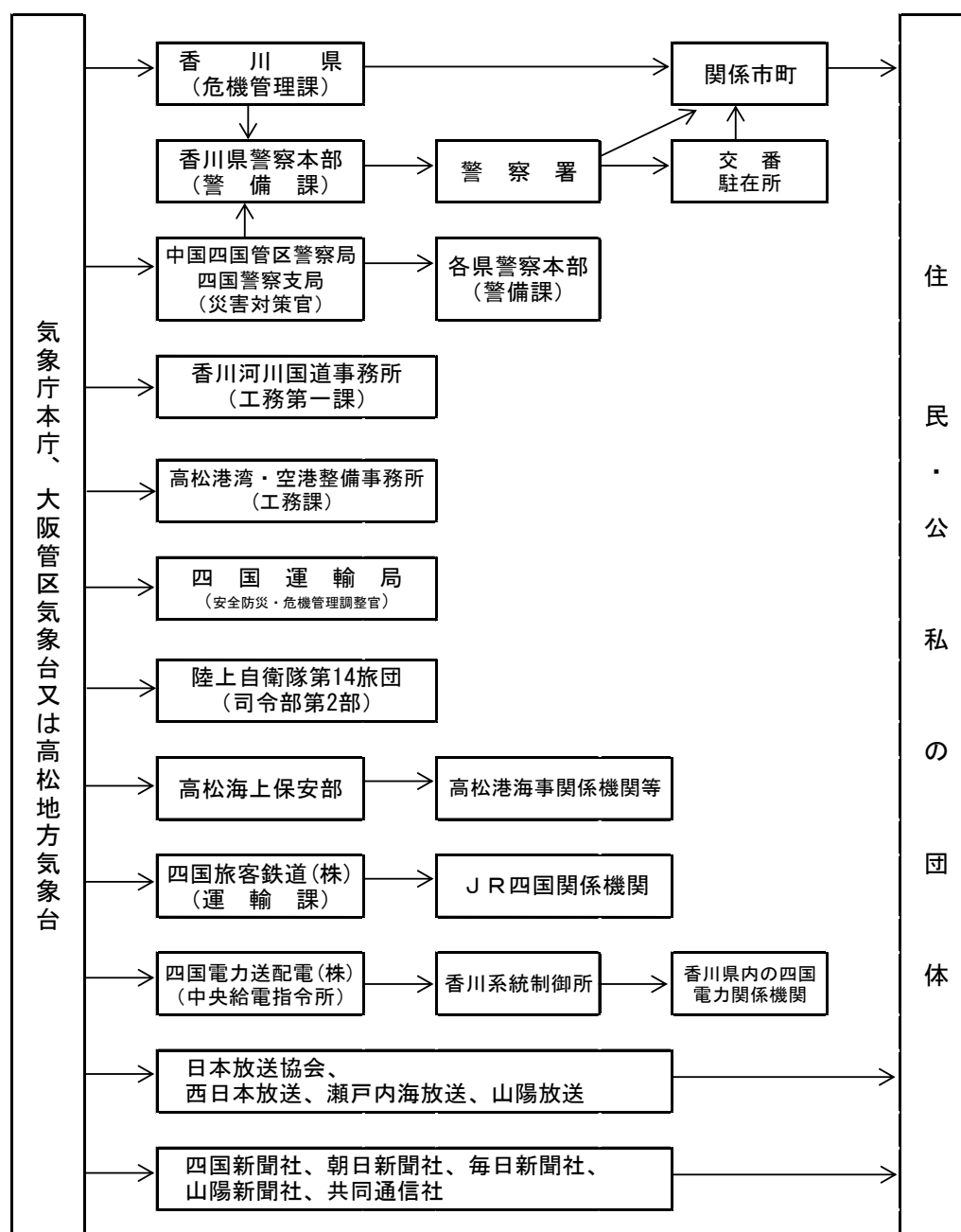
県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、防災アプリ等の SNS の活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市町は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、県、市町及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

県、市町及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民等の防災対応

（１） 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方にに基づき、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することが重要である。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

（ア） 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

（イ） 後発地震に備えた事前避難

a 事前避難を検討する対象地域

「香川県地震・津波被害想定」では、津波による 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域が存在する。

津波に限らず、30cm 以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を事前避難を検討する対象地域とする。

b 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

c 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

d 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生）では、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報

の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記 a ～ c の考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

e 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1 週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。

電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日常生活を送りつつ、日頃からの地震への備えの再確認や「特別な備え」（すぐに避難できる態勢の維持や非常持出品の常時携帯）を行うとともに、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるのは、大規模地震の発生の可能性が 平常時と比べて相対的に高まった状況であるため、必要な対策を実施し、冷静に行動することが重要である。

このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

(2) 事業者の防災対応

ア 事前の備え

B C P（事業継続計画）を未策定の事業者は速やかに策定を進めるとともに、県や市町、関係機関が提供する支援制度や参考資料を活用し、防災対応力の強化を図るとともに、自社の防災対応について地域住民や利用者等に事前に周知し、臨時情報発表時に取るべき対応を訓練を通じて従業員に理解させることが重要であることから、訓練結果を踏まえ計画を見直し、実効性の向上に努める。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）と南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に共通する対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、県内の事業者は、従業員等の安全確保を最優先に、事業継続の観点も考慮し、以下の防災対応を検討・実施することに努める。なお、具体的な防災対応を検討するに当たっては、個々の事業者等の業種の違いや実情について留意する。

- ・ 南海トラフ地震に関する自社BCP（事業継続計画）を確認し、自社の脆弱性を把握する。
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の行政からの避難指示等の発令状況、高齢者等事前避難対象地域など、事業所、取引先企業、顧客企業等の周辺地域の防災関連情報を確認する。
- ・ 日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えを行う等、適切な防災対応を実施する。
- ・ 避難計画・誘導体制等の再確認を実施する。
- ・ 従業員等への速やかな情報伝達を行い、冷静な行動を促す。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、以下の対応を検討・実施する。

- ・ BCP（事業継続計画）の内容を速やかに確認し、施設・設備等の点検、従業員等の安全確保を実施する。特に、不特定多数が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理・運営する事業者は、施設及び設備等の点検を確実に実施する。
- ・ 防災対応を円滑かつ的確に実施するため、必要な要員の確保や必要に応じて指揮機能を持った組織の設置に努める。
- ・ 後発地震発生時の被害軽減や早期復旧のため、個々の事業者等の状況に応じて、輸送ルートの変更、重要データのバックアップ、荷物の平積み、サプライチェーンの代替体制の事前準備、在庫の増産や原材料、部品の積み増し、作業の中断準備など、具体的な警戒措置を検討・実施する。
- ・ ライフライン事業者は、関係機関と連携し、サービス提供体制の維持に努める。

(ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置する事業者等

- ・ 市町から避難指示や高齢者等避難が発令された場合は、避難に時間を要する従業員、利用者等を避難させる等の措置を実施する。
- ・ 臨時情報発表後の1週間を基本とする期間において、企業活動を効率的に継続するため、必要な人員の再配置、代替人員や取引先の確保等の措置を検討する。
- ・ 生命の安全確保を最優先に、必要に応じて事業所の運営・業務の一時停止等を検討する。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

イの防災対応を踏まえ、従業員や施設利用者が直ちに避難できる体制とった上で、社会経済活動を継続することを基本とした防災対応を検討する。

(3) 県・市町の防災対応

ア 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、市町や地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておく。その際、ライフラインは通常稼働前提で、必要物資は各自が確保することを基本とする。

また、市町は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の適切な更新及び個別避難計画の作成をあらかじめ推進する。

イ 事前避難対象地域・対象者等の設定と支援

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、地震が発生してから避難では住民の身体に危険が及ぶおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

- ・ 事前避難を検討する対象地域は、浸水深 30cm 以上が 30 分以内に予測されたとし、事前避難対象者は要配慮者を基本として事前避難を検討する。
- ・ 事前避難の期間は原則 1 週間とし、避難所は安全性や設備状況を踏まえ、避難生活が可能な施設を選定する。
- ・ 高齢者等事前避難対象地域に対しては、津波警報解除後に「高齢者等避難」を発令し、要配慮者の避難継続を支援する。
- ・ 事前避難を検討する対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、浸水到達時間、避難距離、移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

6 消防機関等の活動

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警察の活動

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保の

ための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通規制等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。なお、必要に応じ、隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

空港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

また、空港管理者は、後発地震に備えて応急対策活動の基地として使用するため、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報などの発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉

鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 学校にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第8節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び市町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市町と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）として国が実施する調査の成果をできる限り活用するものとする。

3 津波浸水想定の設定

(1) 県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、この節において「基本指針」という。）」に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表するものとする。

(2) 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(3) 津波浸水想定公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

4 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

3の津波浸水想定等を踏まえて、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整

備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

5 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定等を踏まえ、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

6 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県及び市町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 市町は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。

7 海岸保全施設の整備等

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、津波・高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

8 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

〔 主な実施機関
県（都市計画課、建築指導課、住宅課）、市町 〕

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

県、市町等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

県、市町等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

県、市町等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

県及び市町は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）住居系用途地域の指定

市町は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

（3）防火地域、準防火地域の指定

市町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（4）地区計画による防災まちづくり

市町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（5）市街地再開発事業

県、市町等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（6）災害に強いまちづくり

市町は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

（7）住宅地区改良事業

市町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（8）宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

（９） 津波に強いまちづくり

県及び市町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 県及び市町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備され、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市町は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 市町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の強化を積極的に進める。
- (3) 市町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備

- (1) 市町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第3節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関
県（危機管理課、薬務課）、市町、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部

1 概要

本県には、消防法に基づく危険物施設が3,672施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所が延べ480事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が89施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が41業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

県、市町、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

3 資機材の整備等

市町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

県及び市町は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

[参考資料]

- 5－ 1 危険物施設
- 5－ 2 高圧ガス関係事業所
- 5－ 3 火薬類関係営業者
- 5－ 4 毒物劇物営業者
- 5－ 5 毒物劇物製造所等の地震対策指針
- 5－ 6 石油基地防災計画

第4節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

主な実施機関

県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)

1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。そのほか、県及び市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、各道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努めるものとする。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等に対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港等において、耐震強化岸壁や緊急輸送路に指定されている臨港道路、電源浸水対策施設の整備に努める。また、

震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等についても整備に努める。

- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (4) 高松海上保安部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備を推進するものとする。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。また、整備に当たっては「流域治水プロジェクト」との連携を図る。
- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- ・ 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

6 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、震災時の応急復旧体制の整備に努める。

7 廃棄物処理施設

市町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の

役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

8 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第5節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、地震・津波被害想定等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関

県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、四国電力送配電(株)高松支社、中国電力(株)岡山支社、中国電力ネットワーク(株)、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、地震による被害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

水道事業者及び工業用水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体

制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設

県及び市町は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第6節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 消防施設等

- (1) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

〔参考資料〕

- 7－ 1 消防本部現勢
- 7－ 2 消防団現勢
- 7－ 3 消防水利の現況
- 7－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

2 通信施設等

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ・ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ・ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ・ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の

取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

- ・ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ・ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ・ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

- （２）市町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

〔参考資料〕

- ８－ １ 香川県防災情報システム
- ８－ ２ 香川県防災行政無線施設
- ８－ ３ 市町防災無線通信施設
- ８－ ４ 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- ８－ ５ 香川県非常通信協議会所属無線局
- ８－ ６ 孤立防止用衛星電話装置
- ８－ ７ 災害対策用移動通信機器貸与制度
- ８－ ８ 災害対策用移動電源車貸与制度
- ８－ ９ 香川県地方通信ルート

３ 広域防災拠点等

県は、平時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

４ その他施設等

- （１） 県及び市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- （２） 県及び市町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- （３） 県は、空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- （４） 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

- 7－ 5 香川県防災資機材保有状況
- 16－ 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16－ 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16－ 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16－ 7 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 17－ 13 地震防災緊急事業五箇年計画

第7節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

〔 主な実施機関
県（情報システム課、危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 職員の体制

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 県及び市町は、知事と各市町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 県及び市町は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (5) 県及び市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる

体制を整備するものとする。

- (6) 県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (8) 県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- (9) 県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (10) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- (11) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (12) 市町は、市町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (13) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (14) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

3 民間事業者との連携

- (1) 県及び市町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。
- (2) 県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。
- (3) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者との災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

5 基幹情報システムの機能確保

- (1) 県は、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）について、転倒防止、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。
また、情報システム基盤が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。
- (2) 市町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

6 広域防災活動体制の整備

- (1) 県は、大規模災害時に、県内外からの広域的な応援が迅速・円滑に受けられ、被災地域における応急活動が効果的に実施できるよう、広域的な視点に立った防災拠点のあり方について検討を行うとともに、広域防災活動体制の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (3) 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

7 複合災害への対応

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 県、市町及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－ 1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2－ 2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 2－ 3 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定
- 2－ 4 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2－ 5 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2－ 6 防災相互応援協定（岡山県）
- 2－ 7 災害時の相互応援に関する協定書（県内 8 市 9 町及び県）
- 2－ 8 香川県消防相互応援協定
- 2－ 9 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2－ 10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2－ 11 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2－ 12 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書
- 2－ 25 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－ 26 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書
- 2－ 27 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書
- 2－ 28 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書
- 2－ 29 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書
- 2－ 110 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 2－ 111 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
- 2－ 139 災害時における施設使用等に関する協定
- 17－ 14 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第8節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

主な実施機関
県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、
市町、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部

1 初期医療体制の整備

- (1) 市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- (2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用を図る。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 県及び市町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

3 医薬品等の確保

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。国、他県等からの支援医薬品等の受入れ、搬送の拠点は、本章第11節の「一次（広域）物資拠点」とする。

4 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

- (1) 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を保健所や市町と連携し、遅滞なく行うための体制を整備するものとする。

- (2) 県は、平時から保健医療福祉活動チーム、保健所、市町等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
- (3) 県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

7 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備

県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努めるものとする。

8 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

9 災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。

〔参考資料〕

- 2－8 3 香川D P A Tの出動等に関する協定書
- 2－8 4 香川県におけるD P A Tの派遣に関する協定書
- 2－8 5 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書
- 2－8 7 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2－8 8 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書
- 2－8 9 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書
- 2－9 0 災害時における医療機器等の供給に関する協定書
- 2－9 1 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ
- 9－ 1 香川県医療救護計画
- 9－ 2 災害時の連絡調整体制
- 9－ 3 （広域）救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 9－ 6 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1 単位あたり）
- 9－ 7 （香川県医薬品卸業協会）災害時用流通備蓄医薬品等リスト
- 9－ 8 災害時の血液の確保系統図
- 9－ 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 1 0－6 災害拠点精神科病院の指定

第9節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関
県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、 高松空港事務所、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

県及び市町は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

（1）道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

（2）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

（3）空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

2 物資輸送体制の整備

- （1）県は、一次（広域）物資拠点から二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- （2）市町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- （1）道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備え、応急復旧体制の確立を図る。
- （2）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- （3）警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 県及び市町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 道路啓開計画の策定

県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定し、定期的な見直しを行うものとする。

【第 1 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
四国横断自動車道（高松自動車道）	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出 JCT～坂出 IC）
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出 IC
国道 11 号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道 30 号	高松市鍛冶屋町～玉藻町
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市原田町～まんのう町買田
国道 193 号	高松市上天神町～三木町
国道 318 号	東かがわ市（全線）
国道 436 号	土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
県道三木国分寺線	高松市中間町
県道高松王越坂出線	高松市西町～香西北町
県道坂出港線	坂出市寿町～富士見町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～豊浜町姫浜、丸亀市天満町～昭和町、三豊市詫間町詫間
県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間～高瀬町新名
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手（全線）
県道高松善通寺線	坂出市寿町～常盤町
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
県道大内白鳥インター線	東かがわ市三本松～川東
県道中徳三谷高松線	高松市木太町～林町
県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井
県道高松空港線	高松市香南町（全線）
県道石田東志度線	さぬき市志度
県道高松東港線	高松市朝日町
県道高松坂出線	高松市香西北町～坂出市林田町（全線）
県道高松停車場栗林公園線	高松市西内町～錦町
県道衣掛郷東線	高松市郷東町～鶴市町
県道檀紙鶴市線	高松市鶴市町～檀紙町（全線）
県道山崎御厩線	高松市中間町～檀紙町
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道瀬居坂出港線	坂出市西大浜北～番の州町
県道川津丸亀線	宇多津町～丸亀市昭和町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬～大見
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
県道本町小瀬土庄港線	土庄町甲
臨港道路石油基地本線	高松市朝日町
市道郷東中央線	高松市郷東町
市道高松海岸線	高松市西町～朝日町
市道高松海岸 2 号線	高松市朝日町～春日町
市道屋島東山崎線	高松市屋島西町～春日町
市道朝日町仏生山線	高松市福岡町

市道福岡林線	高松市福岡町～木太町
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐
市道吉光高根線	高松市香南町由佐
市道昭和町田村線	丸亀市天満町～田村町
市道番の州南北幹線	坂出市番の州町～番の州緑町
市道常盤御供所線	坂出市常盤町～御供所町
市道宮下西大浜北線	坂出市中央町～築港町
市道西大浜北 2 号線	坂出市西大浜北
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～池之尻町
市道駅池連絡 1 号線	観音寺市池之尻町
市道高速連絡 1 号線	観音寺市池之尻町
市道駅池連絡 2 号線	観音寺市池之尻町
市道高速道路 2 号線	観音寺市池之尻町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第 1 次輸送確保路線と同等扱いとする。

(高松港 (朝日地区の①及び朝日 C 地区)、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

【第 2 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
国道 436 号	小豆島町安田～福田
県道丸亀三好線	琴平町五條
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道三木国分寺線	高松市三谷町～三名町
県道三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶 (全線)
県道高松王越坂出線	高松市亀水町、坂出市江尻町
県道善通寺府中線	丸亀市飯山町、坂出市府中町新宮～府中町石井
県道坂出港線	坂出市久米町、坂出市入船町
県道坂出停車場線	坂出市元町
県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町～三豊市詫間町、三豊市仁尾町～観音寺市観音寺町
県道善通寺大野原線	善通寺市与北町～南町 2 丁目
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町
県道土庄福田線	土庄町淵崎
県道高松善通寺線	高松市中新町～坂出市寿町、坂出市常盤町～丸亀市原田町
県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田笠岡～豊中町比地大
県道高松牟礼線	高松市高松町～庵治町浜
県道三木津田線	さぬき市寒川町神前
県道三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
県道小蓑前田東線	三木町池戸
県道中徳三谷高松線	高松市中新町～花園町、高松市林町～三谷町
県道岡田善通寺線	善通寺市生野町、琴平町上櫛梨～善通寺市大麻町
県道善通寺詫間線	善通寺市善通寺町～仙遊町
県道観音寺善通寺線	観音寺市栄町～坂本町、観音寺市駅通町～三架橋町
県道津田引田線	さぬき市津田町鶴羽
県道三本松停車場線	東かがわ市三本松
県道大串志度線	さぬき市志度
県道富田西鴨庄線	さぬき市寒川町神前

路 線 名	区 間
県道石田東志度線	さぬき市寒川町神前～寒川町石田東
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～六条町
県道牟礼中新線	高松市花園町～木太町
県道高松東港線	高松市松島町～福岡町
県道高松港栗林公園線	高松市桜町～藤塚町
県道高松停車場栗林公園線	高松市番町
県道鴨川停車場五色台線	高松市亀水町～生島町
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮、高松市国分寺町
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町滝宮
県道炭所東琴平線	まんのう町四條～琴平町五條、まんのう町炭所西
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町
県道丸亀停車場線	丸亀市浜町～大手町
県道原田琴平線	琴平町榎井
県道琴平停車場琴平公園線	琴平町榎井
県道大麻琴平買田線	善通寺市大麻町～琴平町
県道善通寺停車場線	善通寺市文京町
県道西白方善通寺線	善通寺市生野町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町
県道宮尾高瀬線	三豊市高瀬町
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町～仁尾町仁尾
県道黒渕本大線	観音寺市本大町～植田町
県道丸井萩原豊浜線	観音寺市大野原町
県道福田原観音寺線	観音寺市大野原町
県道先林姫浜線	観音寺市豊浜町
県道北風戸積浦線	直島町（全線）
県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大～仁尾町仁尾
県道高松志度線	高松市室町～さぬき市志度
県道高松香川線	高松市仏生山町
臨港道路玉藻 1 号線	高松市サンポート
臨港道路 G 地区 1 号線	高松市朝日町
臨海道路 F 地区 1 号線	高松市朝日町
郷東公共施設団地内道路	高松市郷東町
市道高松駅北線	高松市サンポート
市道浜ノ町錦町線	高松市サンポート
市道香西東臨港線	高松市鬼無町～香西南町
市道木太鬼無線	高松市鬼無町～鶴市町
市道香西郷東線	高松市郷東町
市道香東川西堤防 4 号線	高松市郷東町
市道郷東町 22 号線	高松市郷東町
市道香西 5 号線	高松市香西南町
市道桜町 3 号線	高松市桜町（全線）
市道桜町 5 号線	高松市桜町（全線）

路 線 名	区 間
市道栗林公園東線	高松市室新町
市道松島町 7 号線	高松市松島町
市道片原町沖松島線	高松市松島町
市道松島上福岡線	高松市上福岡町～松島町
市道生島神在川窪 2 号線	高松市生島町
市道生島土地区画整理 1 号線	高松市生島町（全線）
市道上福岡多肥下町線	高松市多肥下町～上福岡町（全線）
市道多肥上町 19 号線	高松市多肥下町～多肥上町
市道五番町西宝線	高松市番町
市道仏生山円座線	高松市仏生山町
市道田井役戸線	高松市牟礼町
市道落合田井線	高松市牟礼町
市道橘・中新名線	高松市国分寺町
市道東山崎亀田線	高松市東山崎町
市道本山前田線	高松市東山崎町
市道城東町南北 2 号線	丸亀市城東町
市道大手町南北 1 号線	丸亀市大手町
市道土器線	丸亀市土器町
市道土居町南北 6 号線	丸亀市土居町
市道坂出貨物駅前線	坂出市久米町、坂出市室町
市道東大浜 26 号線	坂出市久米町
市道川崎町 2 号線	坂出市川崎町
市道坂出港海岸線	坂出市入船町
市道府中ダム東 1 号線	坂出市府中町
市道番の州町線	坂出市番の州町
市道西埋立地 3 号線	坂出市築港町
市道生野線	善通寺市生野町
市道大門通り線	善通寺市南町
市道坂本 1 号線	観音寺市坂本町
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～駅通町
市道下組本村線	観音寺市大野原町
市道観音寺大野原線	観音寺市大野原町
市道丸井福田原線	観音寺市大野原町
市道芝原東線	観音寺市豊浜町
市道昭和富田西線	さぬき市寒川町石田東、さぬき市長尾東
市道江の口線	さぬき市志度
市道志度港 1 号線	さぬき市志度
市道新造田滝/宮線	さぬき市長尾東
市道鶴部臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道西町・東町線	さぬき市津田町鶴羽
市道東代臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道東町 1 号線	さぬき市津田町鶴羽
市道ファクトリーパーク長尾幹線	さぬき市昭和
市道ファクトリーパーク長尾 2 号線	さぬき市昭和

路 線 名	区 間
市道中央公園伊座線	東かがわ市帰来
市道田高田帰来線	東かがわ市帰来
市道加茂長池線	三豊市高瀬町
町道掛条線	土庄町
町道西古浜線	土庄町
町道東元浜海岸 2 号線	土庄町
町道学校東線	小豆島町池田
町道片城埋立 10 号線	小豆島町片城
町道片城埋立 8 号線	小豆島町片城
町道高松東ファクトリーパーク 1 号線	三木町井上
町道中谷線	三木町井上
町道北地中谷線	三木町井上
町道馬場中谷線	三木町井上
町道池戸井戸線	三木町平木
町道番/州線	宇多津町吉田
町道番/州北第 3 号線	宇多津町吉田
町道宇多津港線	宇多津町浜三番丁
町道苗田櫛梨線	琴平町下櫛梨
町道北山 1 号線	琴平町下櫛梨
町道国鉄駅東 1 号線	琴平町五條
町道 335 号線	多度津町栄町
町道 111 号線	多度津町西白方～東白方
町道 8 号線	多度津町東白方
町道 262-1 号線	多度津町東白方～青木
町道 20 号線	多度津町桜川 2 丁目
町道 206 号線	多度津町寿町
町道 255 号線	多度津町寿町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第 2 次輸送確保路線と同等扱いとする。
(高松港(朝日地区の②)、宮浦港)

【第 3 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	東かがわ市西山～三木町奥山
県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町
県道三木国分寺線	高松市十川西町～三谷町、高松市三名町～国分寺町新居
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田(全線)
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道善通寺大野原線	善通寺市南町 2 丁目～三豊市高瀬町下麻、三豊市高瀬町佐股～観音寺市本大町
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田
県道白鳥引田線	東かがわ市西山～引田
県道長尾丸亀線	まんのう町羽間～長尾
県道まんのう善通寺線	まんのう町四條～善通寺市与北町

路 線 名	区 間
県道黒渕本大線	観音寺市柞田町～植田町
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上
市道木太鬼無線	高松市鶴市町～東ハゼ町
市道観音寺大野原線	観音寺市柞田町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町

【防災機能強化港】

港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
高 松 港	重要港湾	香 川 県	朝 日 地 区	①→臨港道路F地区7号線→臨港道路朝日町本線→市道高松海岸線 ②→臨港道路F地区21号線→臨港道路F地区2号線→臨港道路B地区2号線外→市道高松海岸線
			朝日C地区	→臨港道路C地区14号線→県道高松東港線→高松海岸線2号線
坂 出 港	〃	坂 出 市	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道
三 本 松 港	地方港湾	香 川 県	三本松地区	→9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号
津 田 港	〃	〃	津 田 地 区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→国道11号
坂 手 港	〃	〃	坂 手 地 区	→坂手港臨港道路→坂手港線
土 庄 港	〃	〃	大木戸地区	→臨港道路大木戸臨港1号線→臨港道路大木戸臨港2号線→国道436号
宮 浦 港	〃	〃	宮 浦 地 区	→宮浦臨港道路→県道北風戸積浦線
丸 亀 港	〃	〃	本 港 地 区	→市道西平山港町線→市道港町区画5号線→さぬき浜街道
詫 間 港	〃	〃	経 面 地 区	→臨港道路経面4号臨港線→臨港道路経面3号臨港線→県道詫間仁尾線
観 音 寺 港	〃	〃	観 音 寺 地 区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

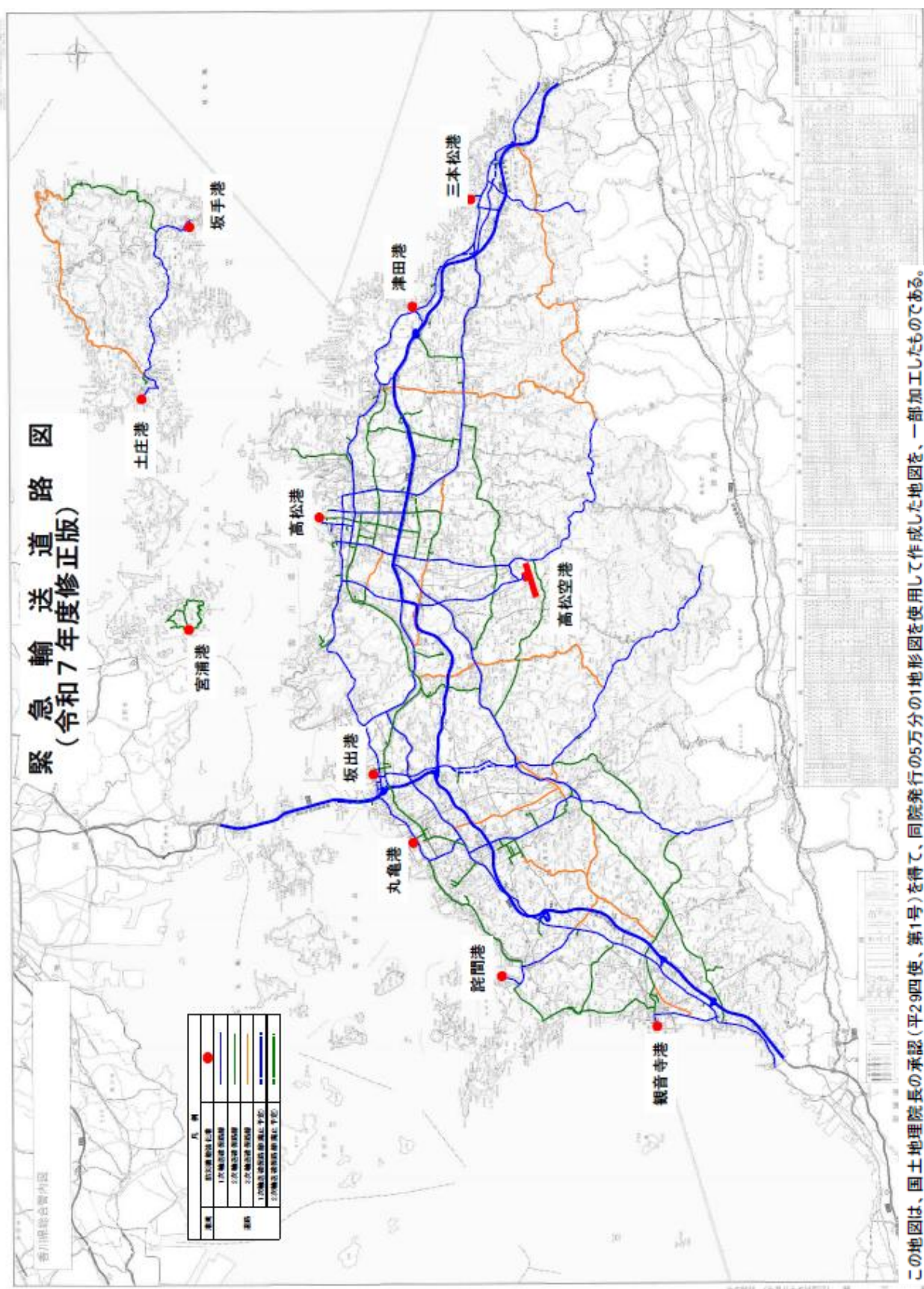
【空港】

名 称	種 別	管 理 者
高 松 空 港	拠点空港（国管理空港）	高 松 空 港 （ 株 ）

〔参考資料〕

- 2－3 1 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2－3 2 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2－3 3 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 2－11 7 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定書
- 1 3－ 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 1 3－ 3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 1 3－ 6 民間物資拠点一覧

【緊急輸送路図】



第10節 避難体制整備計画

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、教育委員会）、市町 〕

1 指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）の指定、整備

- (1) 市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

市町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

なお、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

県及び市町は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

- (2) 市町は、津波避難対象地区において、周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の指定整備に努める。なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

県は、県有施設の津波避難ビル等への指定について協力するものとする。

2 指定避難所の指定、整備

- (1) 市町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮して、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等公共的施設等をあらかじめその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

市町は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある

ものを指定するものとする。

また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法や、他の市町村からの被災者の受入れ等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。

市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

- (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション
- ・ 非常用電源、ガス設備
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器
- ・ 暑さ・寒さ対策に必要な冷暖房設備
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

- (4) 市町は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

- (5) 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (6) 市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、市町は必要に応じて県に対し、協定・届出避難所として位置付けられた避難所の情報を提供する。
- (7) 市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難路の選定等

市町は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

4 指定緊急避難場所等の明示

市町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

県及び市町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、警察本部と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

- (2) 市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

6 避難指示の発令基準等の策定

- (1) 県は、香川県津波浸水予測図をもとにして、避難指示の発令に関する基本的な基準を作成し、市町に示すものとする。
- (2) 市町は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示を発令する具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。また市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。

なお、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7 避難に関する広報

- (1) 市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。

また、避難生活を送る場所として指定された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いを住民へ周知する。

- (2) 市町は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難指示については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市町は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。
- (4) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知する。
- (5) 県及び市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の伝達体制を整備するよう努めるものとする。

8 避難計画等の策定

- (1) 市町は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努めるものとする。

指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努めるものとする。

- (2) 市町は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。
- (3) 市町は、津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、避難指示を行う基準や伝達方法等、指定避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定めるものとする。
- (4) 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。
- また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底を推進し、県はこれを支援する。
- 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。
- (5) 県及び高松市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時においては、自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

9 避難所運営マニュアルの作成

市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に進められるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルまたは避難所運営のために実施が必要な項目を列挙したタイムラインの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

10 防災上重要な施設等の避難計画

- (1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備えるものとする。

なお、県は、特定事業者の同計画の策定促進を図るものとする。

- (3) 鉄道事業者、航路事業者又は施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成するものとする。

11 要配慮者への対応

市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

12 地下街等利用者への対応

市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。

13 帰宅困難者への対応

県及び市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

14 児童生徒への対応

県及び市町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

15 孤立地域への対応

市町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

16 消防機関等の活動

- (1) 市町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 土嚢等による応急浸水対策
 - ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - ⑤ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
 - ⑥ 救助・救急等
 - ⑦ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じるものとする。
- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

③ 水防資機材の点検、整備、配備

17 県が管理又は運営する施設に関する避難対策

- (1) 県の庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定めるものとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

① 各施設に共通する事項

- 避難情報等の入場者等への伝達

【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- 水、食料等の備蓄
- 消防用設備の点検、整備
- 非常用発電装置の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

- 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

- (2) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 自家発電装置、過搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

18 県による連絡調整等

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

19 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

[参考資料]

- 2－23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書
- 2－24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 14－ 1 指定緊急避難場所一覧
- 14－ 2 指定避難所一覧

第 1 1 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関
県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、
市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部

1 物資の備蓄

- (1) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- (3) 県及び市町は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B－P L o）の研修や訓練の実施に努めるものとする。

2 食料等の確保

- (1) 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

4 生活物資の確保

県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

5 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

6 物資の集積拠点の指定

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	総合コンベンション 施設	香川県高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの 里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6
14	高松市	道の駅「源平の里む れ」	道の駅	高松市牟礼町原 631-7
15	香川県	あなぶきアリーナ香 川	その他	高松市サンポート
16	(株)ムロオ	高松支店 坂出番の 州ターミナル	倉庫	坂出市番の州町 18-5
17	(株)エフエーエス	三野倉庫	倉庫	三豊市三野町大見字雁股甲 1610- 1
18	シモハナ物流(株)	善通寺第二営業所	倉庫	善通寺市生野町字原 383-1
19	佐川急便(株)	高松営業所	トラック	高松市朝日町 4-10-22
20	東洋物産(株)	二条大麦定温検疫倉 庫	倉庫	坂出市築港町 2-310-112

[参考資料]

- 2－37 米穀の調達に関する協定書
- 2－38 災害発生時における食料の調達に関する協定書
- 2－39 災害時における麺類の調達等に関する協定書
- 2－40 災害時における飲料水の調達に関する協定書
- 2－41 災害時における衛生用品の調達に関する協定書
- 2－44 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2－45 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2－46 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2－47 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
- 2－48 災害時における物資供給に関する協定書
- 2－49 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2－50 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書
- 2－51 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 2－52 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書
- 2－53 災害時における物資の優先供給に関する協定書
- 2－54 災害発生時における物資供給に関する協定書
- 2－55 災害時における物資の調達等に関する協定書
- 2－56 災害時における物資供給に関する協定
- 2－57 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書
- 2－58 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2－59 災害時における物資供給に関する協定書
- 2－60 災害時における物資供給に関する協定書
- 2－61 災害時における物資の供給に関する協定
- 11－1 災害対策用物資の備蓄状況
- 11－2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11－3 生活必需物資等の調達方法
- 11－4 緊急物資の備蓄マニュアル

第 1 2 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

（ 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 ）

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

（1） 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、各市町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2） 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（3） 津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

（4） 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（5） 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（6） 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、浸水によって被災する可能性のある文化財をあらかじめ十分に把握し、保管場所の移動や適切な保管が可能な設備の整備による浸水対策を促進する。

第13節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関
県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推進課）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、香川県災害中間支援組織

1 連携体制の強化

- (1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の強化に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う香川県災害中間支援組織及び香川県災害ボランティア支援センターを設置・運営する者（県社会福祉協議会等）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。
- (3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。
- (4) 県は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）〕と連携し、情報共有や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 県及び市町は、関係団体との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 県及び市町は、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、県内各市町において必要な研修、訓練を行う。

第 1 4 節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関
県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、
子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、空港振興課）、市町

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ・ 利用者及び従事者等に対して避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ・ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導等を行うための措置を定める。また、避難支援に考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。
- (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。
- (3) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人

の同意又は当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (4) 市町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (5) 市町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。
- (6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (7) 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (9) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。
- (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

3 福祉避難所の指定等

- (1) 市町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケア

を必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- (2) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 外国人の対策

- (1) 市町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 県及び市町は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、通訳ボランティアや外国人防災リーダー等の確保を図る。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-94 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人福祉施設協議会）
- 2-95 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人保健施設協議会）

第 15 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、震災時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 防災訓練の実施

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年 1 回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

- (2) 県は、市町が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助言と指導を行うものとする。

2 総合訓練

県及び市町は、大規模な震災を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助、避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開、警備、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送
- ・ 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練

県及び市町は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

県及び市町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 県及び市町は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

6 非常通信連絡訓練

県、市町及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

7 非常招集訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

8 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場でできる最善を尽くすという内容とする。

9 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、市町と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

第 16 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関
県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、
警察本部、市町、防災関係機関

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、県及び市町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 県及び市町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- (3) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な

動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、津波警戒に関する次の内容の普及を図るものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における津波危険予測地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 家族内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

【避難行動に関すること】

- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜・河川・ため池周辺から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと

【津波の特性に関すること】

- ・ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波があること

【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もありうること

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、県及び市町は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転者等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者等がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

- (2) 中小企業・小規模事業者は、上記の取組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。
- (4) 市町及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。
また、県及び市町は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討するものとする。
- (5) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

8 災害情報の提供等

市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

9 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

[参考資料]

第1章第3節 香川県の主な地震被害

6－9 気象庁震度階級関連解説表

第 17 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 津波浸水想定の区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

- 〔 平時から
の活動 〕
- ・ 平時からの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③ 避難情報の発令等の基準、災害対応における市町との役割分担等についての市町との協議
 - ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
 - ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
 - ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検

- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
 - ・ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握
- 〔災害時〕
の活動
- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

県及び市町は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めるため、地域防災協定の締結を促進するものとする。

3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

[参考資料]

17-11 自主防災組織の現況

第18節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等の的確（スムーズ）に実施できるよう、平時から市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

（ 主な実施機関
県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、
市町、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等 ）

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市町は、指定避難所での混乱を避けるため、また被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

また、県は、平時から、市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

[参考資料]

- 2-102 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書
- 2-103 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

第 19 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、観光振興課、空港振興課）、市町 〕

1 県民への啓発

県及び市町は、県民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

県及び市町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

市町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

県及び市町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

県及び市町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

県及び市町は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

（１） 県及び市町は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を

行うよう努めるものとする。

- (2) 市町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

- (3) 県及び市町は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

[参考資料]

2-23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

2-24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

第20節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。特に、県及び市町においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課）、市町 〕

1 県の業務継続計画

- (1) 県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ非常時優先業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。
- (2) 県は、本庁（警察本部を除く）及び防災拠点施設を対象に、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」及び「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を策定している。今後は、その他の業務継続計画の策定を必要とする施設についても計画の策定に取り組むものとする。

2 市町の業務継続計画

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めるものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、県及び市町は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

4 地域継続計画の推奨

県は、香川大学、国、市町、民間企業及びその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に推進するよう努めるものとする。

〔参考資料〕

- 17-15 香川県庁業務継続計画（震災対策編）
- 17-16 香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 県の活動組織

(1) 防災会議

県の地域に係る防災に関し、国及び地方に通ずる総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

知事は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

知事は、県の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- 〔 1 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
2 県内で震度 5 弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
3 香川県に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 〕

② 災害対策本部室の設置場所

本館 5 階 災害対策本部室

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長（副知事）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成 23 年香川県規則第 56 号）において定められた職員が順にその職務を代理する。

【規則において定められた職員の順序】

1	審議監
2	政策部長
3	総務部長
4	危機管理総局長
5	環境森林部長
6	健康福祉部長
7	商工労働部長
8	交流推進部長
9	農政水産部長
10	土木部長

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、審議監、政策部長、総務部長、環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推進部長、農政水産部長、土木部長、危機管理総局長、知事公室長、会計管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 市町に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・ 国、他県及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局には班（総務班、情報班、対策班、広報班、動員班、連絡班）を置く。
- b 事務局各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 事務局長（危機管理総局長）は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- d 事務局次長（危機管理総局次長）は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- e 事務局参事（危機管理総局参事）は、事務局長の命を受けて、各部の連絡調整にあたる。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、病院部、教育部及び警備部）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の次長の職にある者がその職務を代理する。

キ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び

災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて本部事務局に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

ただし、災害応急対策の拠点となる小豆合同庁舎、大川合同庁舎、坂出合同庁舎、仲多度合同庁舎、三豊合同庁舎、長尾土木事務所、高松土木事務所（東讃土地改良事務所を含む。）、中讃保健福祉事務所における第一報（庁舎の被害状況等）については、庁舎管理者が災害対応の初動段階に本部（情報班）に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、市町、防災関係機関、消防庁、近隣県等にその旨を通知するものとする。

⑤ 国との連携

大規模災害の発生等により、国の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、県災害対策本部は国の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

【消防庁連絡先】

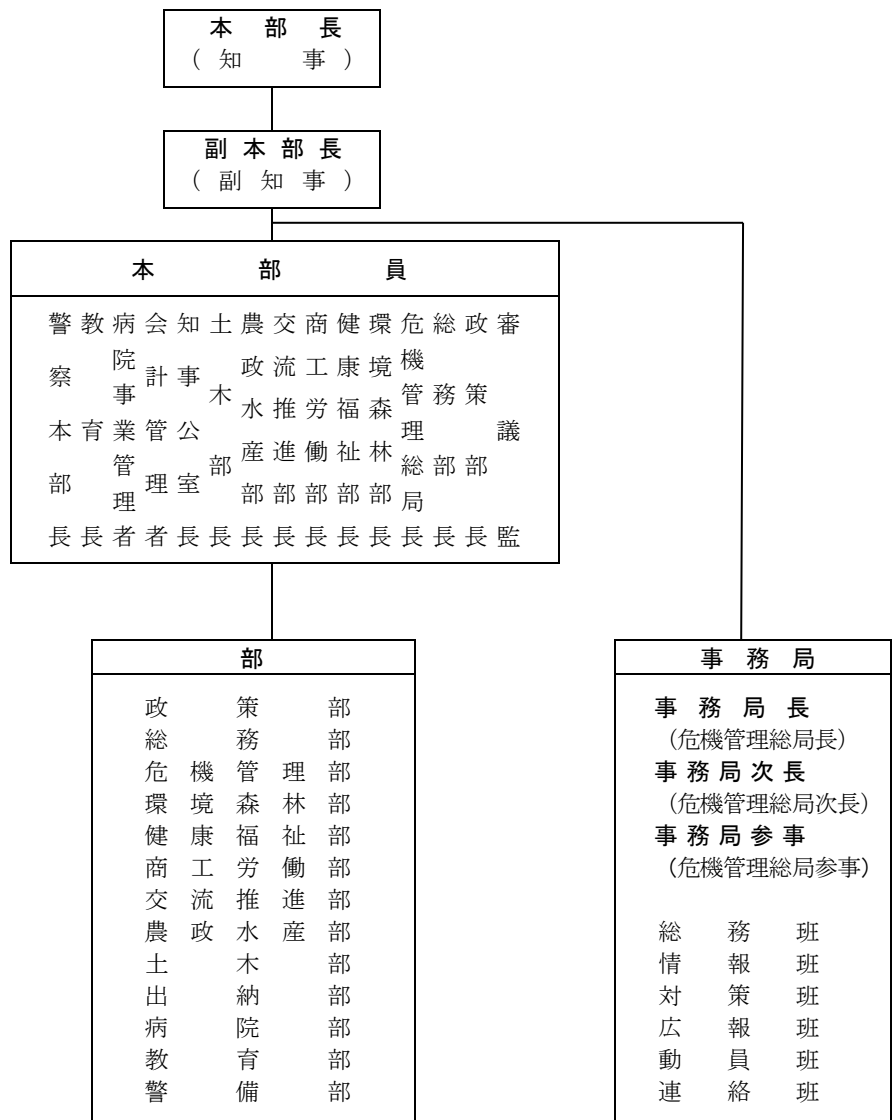
	応急対策室、宿直室共（時間問わず）
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

区 分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿 直 室（左記以外）	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※1	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※2	048-500-90-49013	048-500-90-49033	048-500-90-49101	048-500-90-49036

※1：本庁の全ての一般特内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

【災害対策本部組織図】



2 県の動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、知事は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震・津波の場合】

区 分	配備基準	配 備 所 属
第 1 次配備	・ 県内で震度 4 の地震が発生したとき	① 危機管理課の全職員 ② 政策課、総務学事課、環境政策課、健康福祉総務課、産業政策課、交流推進課、農政課、土木監理課、技術企画課、出納局、病院局、教育委員会事務局の指定職員 ③ 地域活力推進課、自治振興課、水資源対策課、文化振興課、瀬戸内国際芸術祭推進課、デジタル戦略課、情報システム課、財産経営課、総務事務集中課、広聴広報課、森林・林業政策課、薬務課、感染症対策課、企業立地推進課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、県産品振興課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課の指定職員 ④ 小豆総合事務所、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、文書館、消防学校、森林センター、林業事務所(2)、保健福祉事務所(3)、斯道学園、障害福祉相談所、川部みどり園、産業技術センター、発酵食品研究所、高等技術学校（高松校舎・丸亀校舎）、栗林公園観光事務所、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所、県立病院(3)、県立学校等の指定職員
	・ 香川県に津波注意報が発表されたとき	上記①②③の者及び次の出先機関の指定職員 ・ 津波に係る応急対策を行う出先機関
第 2 次配備 〔災害対策本部体制で対応〕	・ 県内で震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき	⑤ 危機管理課の全職員 ⑥ 全所属の指定職員 ⑦ 本部長、副本部長、本部長、災害対策本部事務局職員（災害対策本部の設置を前提）
職員の 1/4	・ 香川県に津波警報が発表されたとき	上記⑤⑦の者、本庁全所属の指定職員及び次の出先機関の指定職員 ・ 津波に係る応急対策を行う出先機関 ・ 津波による浸水が予測される出先機関 ・ 津波に係る指定避難所に指定されている出先機関
第 3 次配備 〔災害対策本部体制で対応〕 職員の全員	・ 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・ 香川県に大津波警報が発表されたとき	・ 全所属の全職員

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送により、当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により、主管課等を通じて関係所属に伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により県内の震度や津波に関する情報を確認するとともに、災害対策本部から職員の携帯電話に配信される、又は各所属長からの安否確認調査に回答し、配備基準に従い、自主的に登庁するものとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

イ 登庁する場所は、原則として各自の勤務場所とする。

被害の状況等により勤務場所に登庁できない職員は、担当業務に関連性を有する本庁又は出先機関に登庁するものとする。この場合、職員は各自の所属に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

③ 災害対策本部設置時における動員

災害対策本部各部の動員は、動員班から各部主管課を通じて行うものとし、主管課から各課へ、各課から指定職員へ連絡するものとする。また、災害対策本部事務局各班の動員は、動員班から直接各班各課に行うものとし、各課から指定職員へ連絡する。

ただし、一次（広域）物資拠点である、サンメッセ香川への動員など、多数の動員が必要であり、直接各班各課への動員を行ういとまがない場合は、動員班が各部局主管課を通じて行うものとする。

動員を行った場合、各部長、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、動員班を通じて事務局長に報告する。

3 市町の活動体制

(1) 防災会議

市町の地域に係る防災に関し、当該市町の業務を中心に、当該市町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町の附属機関として設置されている。

(2) 災害対策本部

市町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、県や市町から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

[参考資料]

- 1－ 2 香川県防災会議条例
- 1－ 3 香川県防災会議運営要綱
- 1－ 4 香川県防災会議水防部会設置要綱
- 1－ 7 香川県災害対策本部条例
- 1－ 8 香川県災害対策本部規則
- 1－ 9 香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務
- 1－ 10 香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務
- 6－ 7 気象情報自動連絡システム
- 17－ 4 香川県防災会議委員・幹事名簿

第2節 広域的応援計画

災害時において、被災市町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 県の応援要請等

（1）市町に対する応援等

① 県は、市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町に対して、他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、被災市町から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、被災市町を応援するよう、他の市町に対して要請する。

② 県は、県内の市町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置を講じる。

また、県は、県内の市町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等の措置を講じる。

③ 県は、県内に災害が発生した場合、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を市町に代わって実施する。

（2）他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県に対して、応援（職員派遣を含む。）を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

（3）国に対する応援要請等

① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、「応急対策職員派遣制度」などを活用し、他の都道府県等が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。

② 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国に対して、他都道府県、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（4）指定行政機関等に対する応援要請等

① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。

② 県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

③ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(5) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

2 市町の応援要請等

(1) 他市町に対する応援要請

市町は、市町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

① 市町は、市町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。

④ 市町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に県に要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等

① 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 市町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

(4) 民間団体等に対する要請

市町は、市町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に県に要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

被災市町は、災害規模及び災害を考慮して、当該市町を管轄する消防本部（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁に対する応援要請

① 県は、被災市町からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を

行うものとする。

② 県は、被災市町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。

④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。

（３） 被害状況等の報告

被災市町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

ウ 緊急消防援助隊の任務

エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿 直 室 （夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

５ 警察本部の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

６ 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

７ 応援受入体制の確保

応援等を要請した県、市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

８ 他都道府県等への応援

（１） 相互応援協定に基づく応援

県、市町等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県は、応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成 30 年 3 月 23 日総務省策定）に基づき、国（総務省）から要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。

なお、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣

県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。

9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

[参考資料]

- 2-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2-2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 2-3 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- 2-4 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2-5 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2-6 防災相互応援協定（岡山県）
- 2-7 災害時の相互応援に関する協定書（県内 8 市 9 町及び県）
- 2-8 香川県消防相互応援協定
- 2-9 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2-10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2-11 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2-110 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 16-5 広域航空応援受援マニュアル
- 17-14 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、自衛隊 〕

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、市町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、次の事項を記載した文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

- (3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団第3部連絡先】

	電 話	F A X
N T T回線	0877-62-2311	0877-62-2311（内線切替）
地域衛星通信ネットワーク ※1	7-037-466-001	7-037-466-002
地域衛星通信ネットワーク ※2	037-466-001	037-466-002

※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が

明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、市町及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難指示が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水
被災者に対して、給食及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
- (12) 入浴支援
被災者に対して、入浴の支援を行う。
- (13) その他
その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣を受ける市町に受入体制を準備させ、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊及び当該市町相互間の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 派遣を受ける市町は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努

めなければならない。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

県は、派遣を受けた市町、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、第 14 旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

〔参考資料〕

2-12 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書

第4節 津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、警察本部、市町、高松地方気象台、高松海上保安部 〕

1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難

				ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

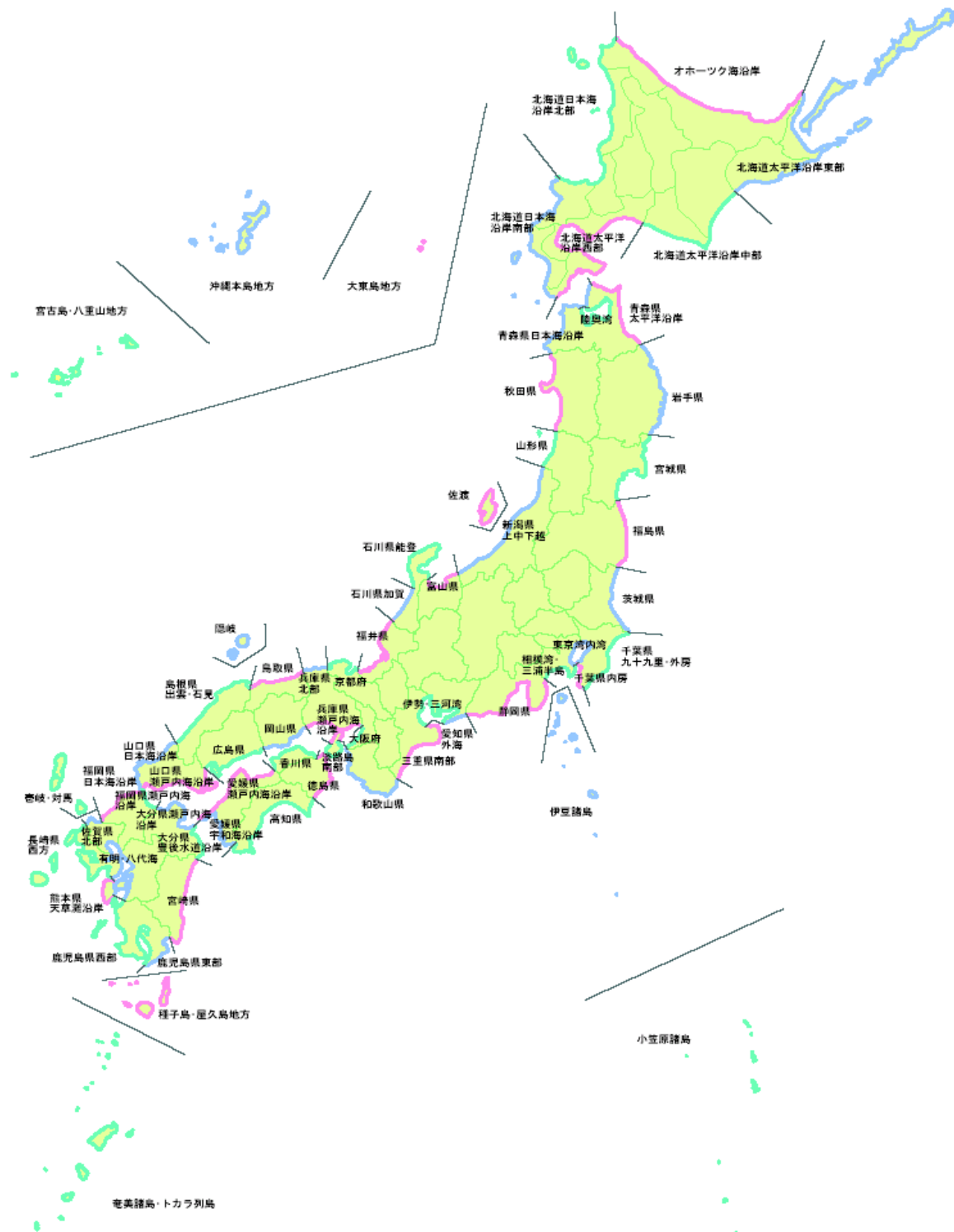
高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

津波予報の発表基準と発表内容

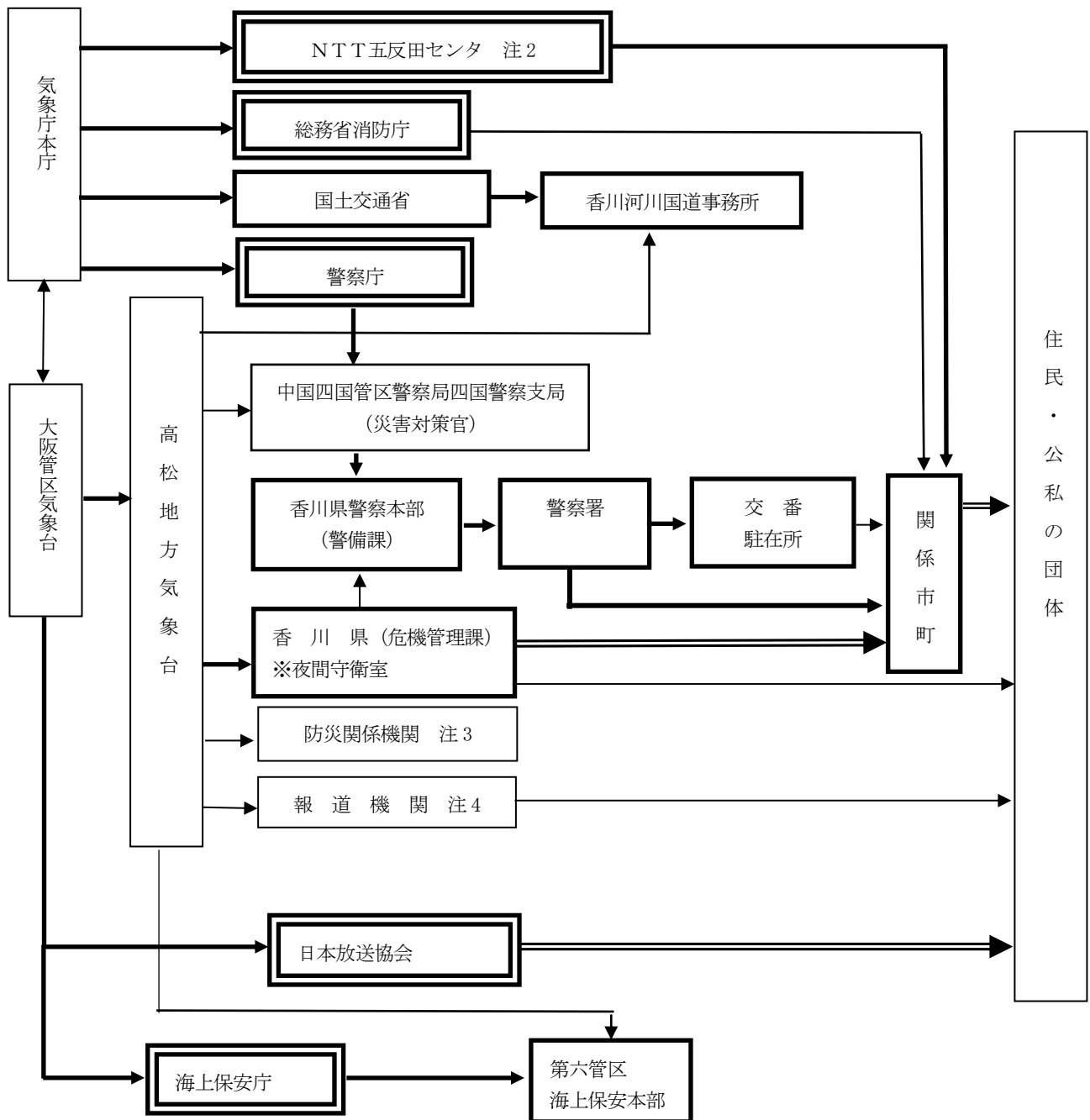
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

【津波予報区】



【津波警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT五反田センタへは、警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
- 5 は、伝達中枢である。

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と発表内容】

情 報 の 種 類		発 表 内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ ※ XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)における満潮時刻や津波の到達予想時刻
	津波観測に関する情報	沿岸(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)で観測した津波の時刻や高さ ※ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ※ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ(津波予報区単位) ※ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ※ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（※））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

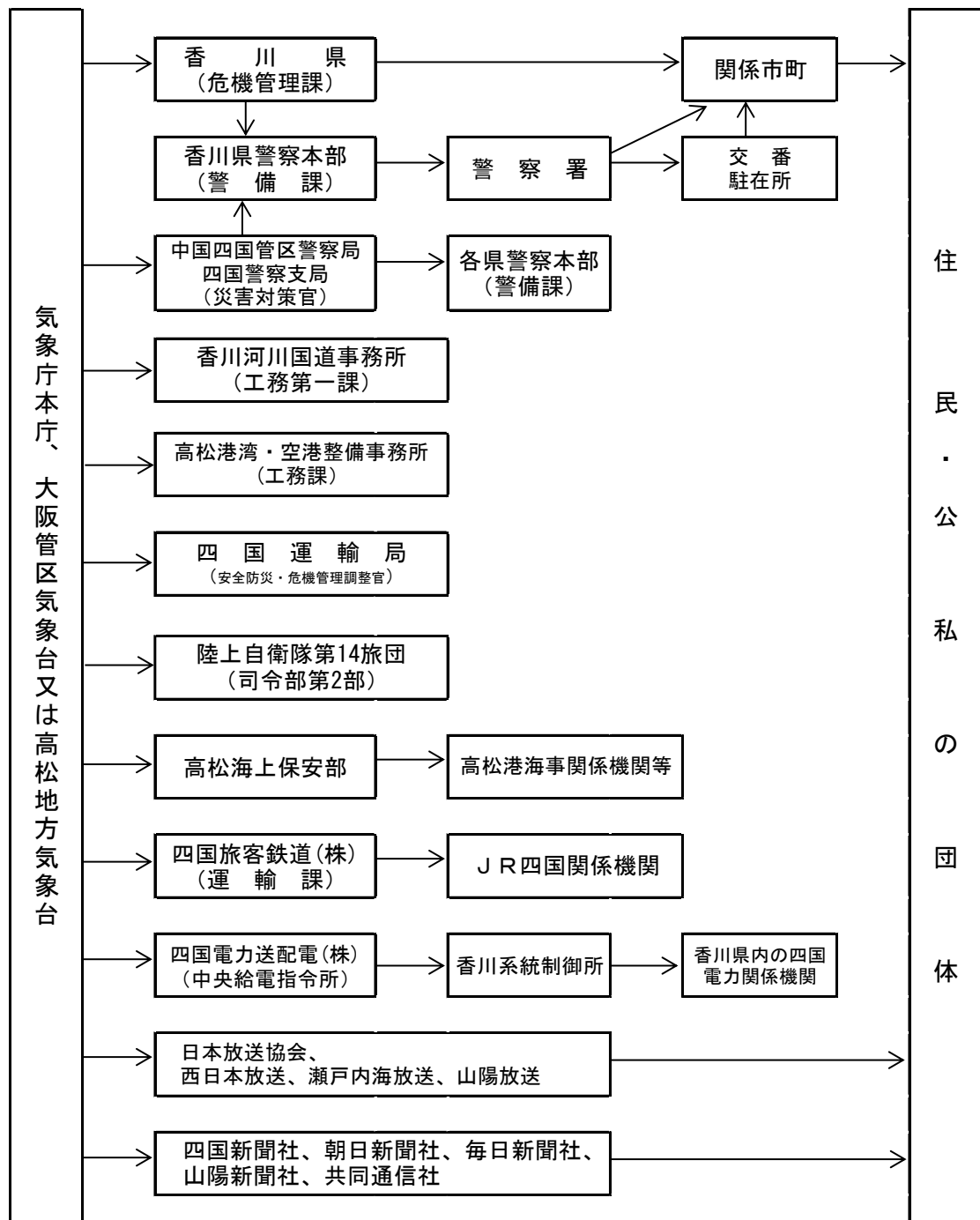
【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所在地	所属
高松(高松検潮所)	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
坂出市与島港(与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港(多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



(4) 地震解説資料

高松地方气象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する

2 県の情報収集伝達体制等

県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉通報する。

3 関係機関の伝達

- (1) 警察本部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安本部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

4 住民等への伝達等

- (1) 県は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、携帯電話の一斉通報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）などを活用し、周知する。
- (2) 沿岸の市町は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、市町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、有線放送、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）などあらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市町に通報する。

この通報を受けた市町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

〔参考資料〕

- 6－ 6 震度観測点
- 6－ 7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 6－ 8 津波警報受信伝達系統表
- 8－ 1 香川県防災情報システム

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 情報の収集伝達

（１）被害規模の早期把握のための活動

- ① 県及び市町は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等の装備により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。

（２）災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

- ① 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。
また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。
- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を防災IoTシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。
- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。
- ④ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ⑤ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、

上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び孤立集落が属する市町に連絡するものとする。また、県及び孤立集落が属する市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

県、市町及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市町に連絡する。
- ② 県は、市町からの情報、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。
- ③ 県、市町及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物等に係る事故・原子力災害 等

② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

③ 武力攻撃災害即報に該当するもの

④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、当該市町の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ・ 津波、風水害、雪害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

3 国に対する報告

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条に基づき、県が国（内閣総理大臣）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 県又は市町が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合は同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害による被害に対して国の特別の援助を要するもの。
- ⑤ 災害による被害は当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するお

それがあるもの。

⑥ 地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録したもの。

⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

(2) 報告の方法

① (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

② 消防庁に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

【消防庁連絡先】

	応急対策室、宿直室共（時間問わず）
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

区 分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿 直 室（左記以外）	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※1	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※2	048-500-90-49013	048-500-90-49033	048-500-90-49101	048-500-90-49036

※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

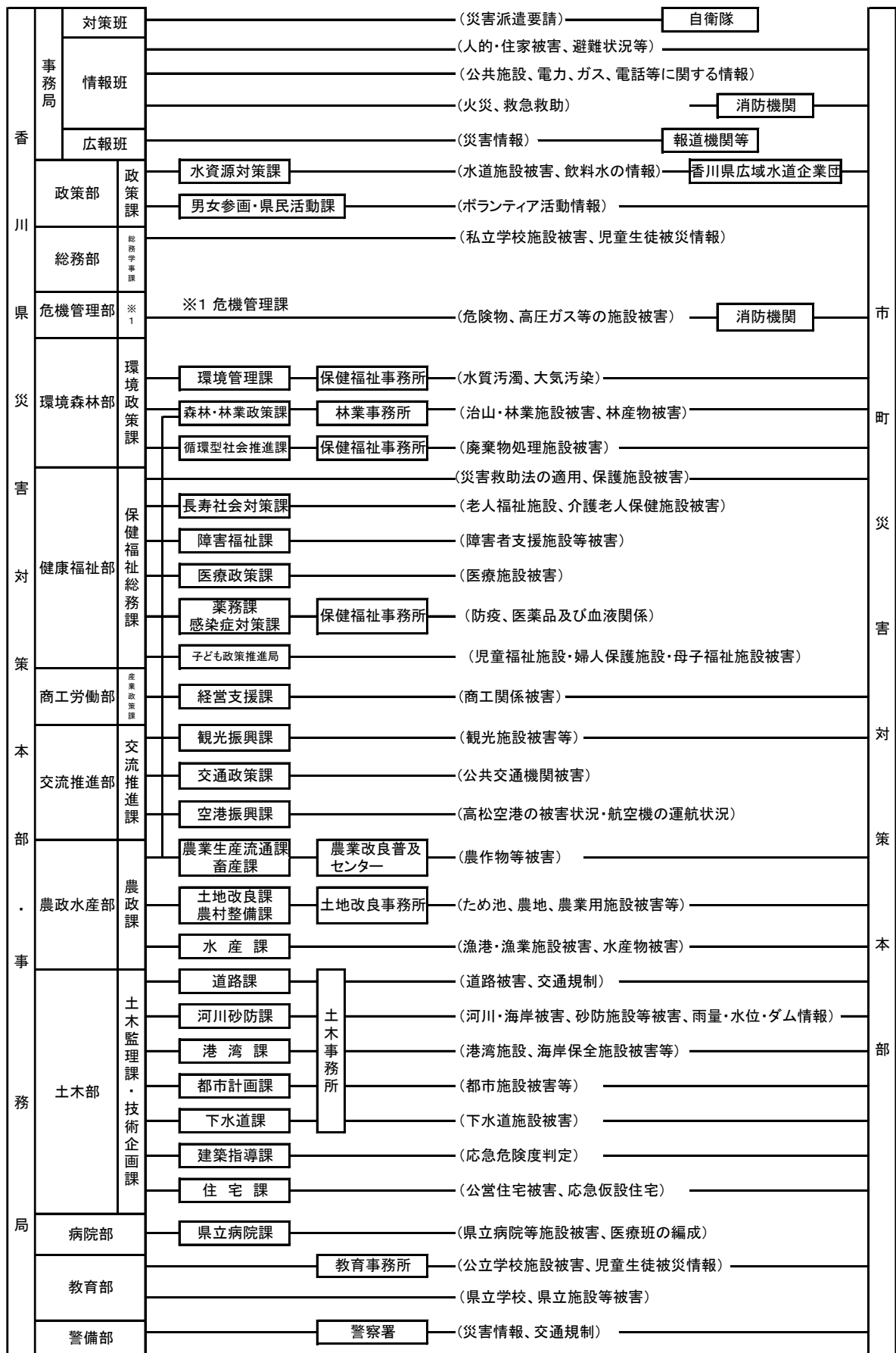
4 被害の認定

市町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

〔参考資料〕

- 2-142 大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書
- 2-143 災害時における無人空港機による情報収集等に関する協定書
- 8-1 香川県防災情報システム
- 17-1 火災・災害等即報要領
- 17-2 災害報告取扱要領
- 17-3 被害報告詳細系統図

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 災害時の通信連絡

県、市町及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、県と国及び都道府県との連絡は、加入電話のほか、消防庁の消防防災無線、内閣府の中央防災無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市町又は出先機関との間に直通電話を開設する。

③ 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、陸上移動系無線を使用する。

(2) 県防災情報システムの運用

県、市町及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話装置の利用

県及び市町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であ

るときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と市町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、衛星インターネット、公共安全モバイルシステムなど)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

県及び市町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

県及び市町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(10) 市町防災行政無線

市町は、戸別受信機を含む防災行政無線(同報系)等を活用した住民等への情報提供を行うものとする。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(11) 情報の収集

県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(12) 多様な緊急通報手段

県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 通信施設の応急復旧

県は、県防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

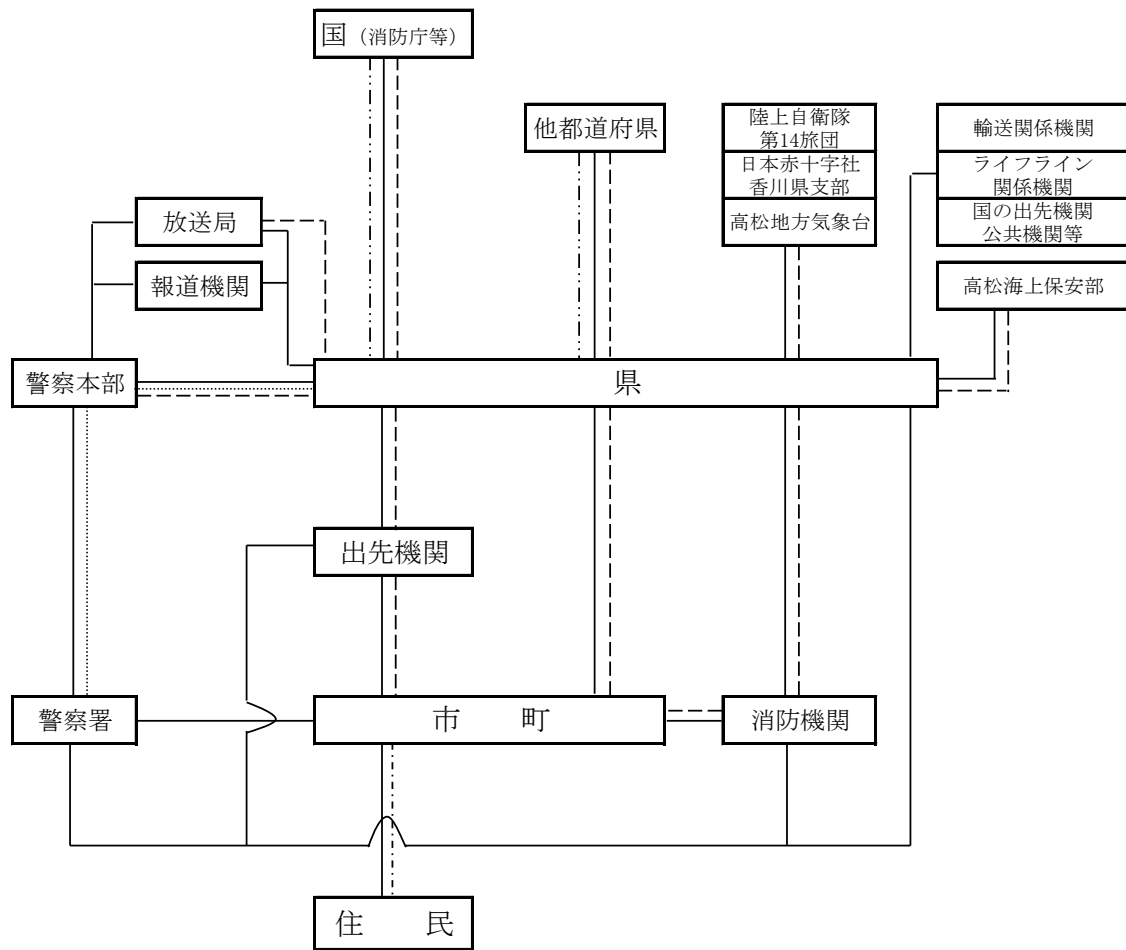
3 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

[参考資料]

- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 8－ 2 香川県防災行政無線施設
- 8－ 3 市町防災無線通信施設
- 8－ 4 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- 8－ 5 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－ 6 孤立防止用衛星電話装置
- 8－ 7 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 8－ 8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 8－ 9 香川県地方通信ルート

【災害時通信連絡系統図】

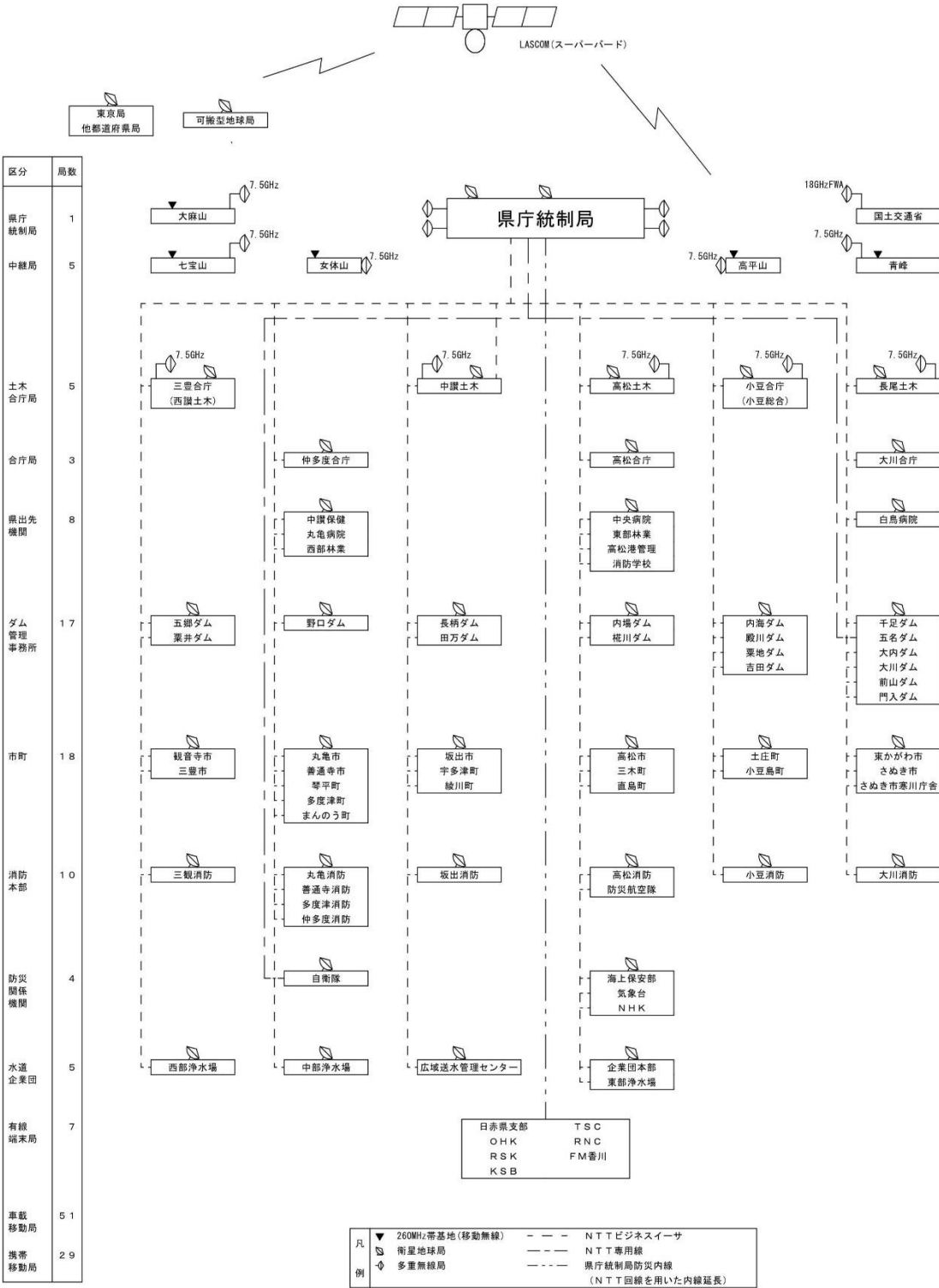


【凡 例】

- 県防災行政無線（N T T 専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
- 電話・F A X （一般のN T T回線）
- - - - - 消防防災無線 （消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
- 警察電話 （警察の専用回線・無線回線）
- . - . - . 市町防災行政無線（住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。）

【香川県防災行政無線システム回線構成図】

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

〔 主な実施機関
県（広聴広報課、危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 被災者等への広報活動

(1) 県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ ヘリコプター、広報車等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(2) 市町の広報活動

① 広報事項

県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・ 避難指示、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況

- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

県と同様に、次の手段により広報を行う。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・ 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、有線放送、CATV、オフトーク通信等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（市町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 県防災情報システムによるメール配信
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（３） 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 国民への広報活動

県、防災関係機関等は、相互に情報交換を行い、被害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱等、国民の必要とする情報について、報道機関等の協力を得て、積極的に広報活動を行うものとする。

3 広聴活動

県、市町及び防災関係機関は、地震発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、県及び市町は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

〔参考資料〕

- 2－13 災害時における放送要請に関する協定
- 2－14 緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書
- 2－16 災害時における報道要請に関する協定
- 8－1 香川県防災情報システム
- 17－10 ケーブルテレビの現況
- 17－17 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

〔 主な実施機関
県（保健福祉総務課）、市町 〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅰ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 ～ 15,000 人 "	40 "
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	50 "
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	60 "
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	80 "
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	100 "
300,000 人 "	150 "

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、住家が滅失した世帯の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅱ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 ～ 15,000 人 "	20 "
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	25 "
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	30 "
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	40 "
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	50 "
300,000 人 "	75 "

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、当該市町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市町は、当該市町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。
- (2) 県は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を当該市町において実施するよう通知する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。
- (4) 市町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

[参考資料]

17-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
県（危機管理課）、警察本部、高松海上保安部、自衛隊

1 市町の活動

- (1) 市町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市町の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救急救助活動に関し、防災ヘリコプターやドクターヘリを効果的に運用する。
- (2) 県は、市町から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。

3 警察本部の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- (1) 津波によって海上に流された者や生死不明の者について、関係機関と協力して、巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市町又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

8 感染症対策

救急救助活動等を実施する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

[参考資料]

- 2-35 災害時における車両等の優先貸渡しに関する協定書
- 2-143 災害時等における小型無人機による協力に関する協定

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関

市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
県（医療政策課、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、
（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 市町は、医療救護が必要と認めたときは、市町内の医療機関等の協力を得て医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 市町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMAT指定医療機関、DPAT登録医療機関、災害支援ナース協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム（JMAT香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県のDMAT等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMAT参集については空路参集を考慮する。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会（香川J RAT）、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 市町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び死体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

① 市町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

② 救護病院は、次の活動を行う。

ア トリアージ

イ 重症患者の応急処置

ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

エ 広域救護病院等への患者搬送

オ 助産活動

カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院の医療救護

① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。

② 広域救護病院は、次の活動を行う。

ア トリアージ

イ 重症患者の受入及び処置

ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置

エ 広域医療救護班の派遣

オ 県内医療搬送の支援

カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 保健医療福祉活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所は保健医療福祉調整地域本部を設置するものとし、その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、保健所に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 傷症者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

(1) 市町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。

(2) 県に対して、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターによる搬送を要請する。

(3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。

(4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。

(5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

(6) 県は必要に応じて、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、地震発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
- ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医療機器販売業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般用医薬品の供給について、協力を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。
- ② 県は、市町から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。
また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対して協力を要請するものとする。

6 輸血用血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。
- ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。
また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、市町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－7 1 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書
- 2－7 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定書
- 2－7 3 災害時の医療救護に関する協定書・同実施細目（医師会）
- 2－7 4 災害時の医療救護活動に関する協定書（歯科医師会）
- 2－7 5 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書
- 2－7 6 香川県における災害支援ナースの派遣に関する協定〔医療機関等〕
- 2－7 7 香川県における災害支援ナースの派遣に関する協定〔看護協会〕
- 2－7 8 災害支援ナースの派遣調整業務の実施に関する協定書
- 2－7 9 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書
- 2－8 0 災害時の助産師支援活動に関する協定書
- 2－8 1 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書
- 2－8 2 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定
- 2－8 3 香川DPATの出動等に関する協定書
- 2－8 4 香川県におけるDPATの派遣に関する協定書
- 2－8 6 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書
- 2－8 7 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2－8 8 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書
- 2－8 9 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書
- 2－9 0 災害時における医療機器等の供給に関する協定書
- 2－9 1 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ
- 9－ 1 香川県医療救護計画
- 9－ 2 災害時の連絡調整体制
- 9－ 6 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）
- 9－ 7 （香川県医薬品卸業協会）災害時用流通備蓄医薬品等リスト
- 9－ 8 災害時の血液の確保系統図
- 9－ 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

第 1 1 節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、高松海上保安部 〕

1 市町の活動

- (1) 市町は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し消防活動を行う。
 - ・ 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ・ 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ・ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ・ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ・ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 市町は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県に応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、大地震等非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町又は消防機関に対して、消防相互応援の実施のほか、消防隊員の出動、災害用資機材の輸送その他の応援等の災害防御の措置に関し必要な指示を行う。
- (2) 県は、市町において被害状況等の把握が困難であると認めたときは、防災ヘリコプターにより偵察を行うとともに、必要に応じて、警察本部、自衛隊等に対して火災の発生状況等の上空偵察を要請しその状況を把握し、関係市町に連絡する。
- (3) 県は、市町から応援要請を求められたときは、消防組織法第 43 条の規定に基づく他市町に対する応援の指示をし、県内の消防力では対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して、緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。
- (4) 県は、市町からの要請の有無にかかわらず、全県的な消防活動、救助活動を効率的かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条の規定に基づく他市町への応援指示を行うものとする。
- (5) 県は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行うものとする。

3 高松海上保安部の活動

高松海上保安部は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動を行う。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、消防機関と連携し消火活動を行う。

4 住民等の活動

- (1) 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- (2) 住民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 1 2 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関
県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、自衛隊、 四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、 西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第 1 段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第 2 段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第 3 段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し、緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 県は、自ら利用する車両等が不足する場合、又は市町等から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保するものとする。
 - ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
 - ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
 - ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
 - ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (3) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。なお、自動車運送事業

者に係るものにあつては、香川運輸支局を通じて措置する。

- (4) 高松空港事務所は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。
- (5) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- (6) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 県は、市町及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 県民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、市町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。さらに、県は一次（広域）物資拠点等の、市町は二次（地域）物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化岸壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

[参考資料]

第2章第9節 緊急輸送路図

- 2-31 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2-32 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2-62 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-63 災害時の物資等の輸送に関する協定書
- 2-64 大規模災害時における人員の輸送等に関する協定書
- 2-65 大規模災害時における船舶輸送に関する協定書
- 2-66 災害時における船舶による輸送等に関する協定書
- 2-67 災害時における遊漁船による輸送等に関する協定書
- 2-68 災害時における小型船による輸送等に関する協定書
- 2-108 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（（一社）香川県建設業協会）
- 2-111 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
- 13-3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

第 13 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関

県（危機管理課、交通政策課、空港振興課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、地震が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

なお、県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知するものとする。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、

道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。

県は、市町への要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に協議会の開催を要請することができる。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取り組み

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取り組み

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

① 道路啓開について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

③ 県は、道路管理者等である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

① 県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間で緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

② 県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応

急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の安全確保

(1) 情報収集

県は、市町、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の耐震岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

④ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

⑤ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

⑥ 高松海上保安部、県及び市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

(1) 大阪航空局は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。

① 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機を含め高松空港の利用調整を行うことができる。

② 高松空港及び離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時の緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。

③ 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて、緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。

- ④ 場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応を行う。
- (2) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。
- (3) この航空機の運用を調整する部署は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うこととし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

また、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

[参考資料]

- 2-33 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 2-111 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
- 2-116 大規模災害発生時における相互協力に関する協定（西日本高速道路(株)四国支社）
- 2-117 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定
- 2-118 災害時等における相互協力に関する協定（本州四国連絡高速道路(株)）
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 1 4 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、 県（危機管理課）、警察本部、高松海上保安部、自衛隊	

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。さらに、市町は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（避難指示の発令対象区域の設定例）

大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	市 町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町は県に報告)
	知 事			市町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警 察 官 海上保安官	災害対策基本法第 61 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、市町長が指示できないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警 察 官	警察官職務執行法第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)

	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にないないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)
--	-------------------	----------	----------	---------------------------	---

2 避難指示の内容及び周知

- (1) 市町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難指示の周知を行う。
 - ・ 避難を必要とする理由
 - ・ 避難の対象となる地域
 - ・ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - ・ 避難経路
 - ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 市町が避難指示を発令する際は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、CATV、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。
なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (3) 市町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 災害発生により、市町が事務を行うことができなくなった場合は、市町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難指示の情報を配信するものとする。
- (5) 市町は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 県民は、市町が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導

- (1) 市町は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。
また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
なお、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。
- (2) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (3) 県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- ・ 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難するものとする。
- ・ 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- ・ 高齢者、障害者など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- ・ 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定避難所の開設

- (1) 市町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。
- (2) 市町は、地震や津波により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
市町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (5) 市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。
市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。
- (7) 県は、県が管理する施設を指定避難所として開設する際に協力するとともに、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置を行うものとする。

6 指定避難所の運営

- (1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (2) 市町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。
- (5) 避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努めるものとする。また、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

また、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。
- (6) 市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) 市町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。
- (8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市町の職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

- (9) 市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

7 指定避難所外避難者等への配慮

市町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中泊避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

8 広域避難

- (1) 市町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

9 広域一時滞在

- (1) 被災市町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市町に代わって行い、また、被災市町からの要求を待たないとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。
- (4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

[参考資料]

- 2－9 4 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人福祉施設協議会）
- 2－9 5 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人保健施設協議会）
- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 1 4－ 1 指定緊急避難場所一覧
- 1 4－ 2 指定避難所一覧

第 15 節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災者のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

{	主な実施機関	}
	市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、	
	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊	

1 食料の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、県内市町における備蓄量について、上記と同様に把握する。
- (4) 県は、市町から要請があったとき、又は、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (5) 県は一次（広域）物資拠点を、市町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (6) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。
- (10) 市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 炊き出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水（ペットボトル等）
- (3) 炊き出しの実施
- ① 市町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。
 - ② 市町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ・ 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - ・ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - ・ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対して協力を要請する。
 - ・ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - ・ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-37 米穀の調達に関する協定書
- 2-38 災害発生時における食料の調達に関する協定書
- 2-39 災害時における麺類の調達等に関する協定書
- 2-40 災害時における飲料水の調達に関する協定書
- 2-42 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定書
- 2-43 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書
- 2-44 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-45 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-46 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-47 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
- 2-48 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-49 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-50 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書
- 2-51 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 2-131 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 11-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

第 16 節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災者のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関

香川県広域水道企業団、直島町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて水道事業者が行う。）、（公社）日本水道協会香川県支部、
県（危機管理課、水資源対策課、環境管理課）、市町、自衛隊

1 給水の確保等

- （１） 被災地等において飲料水等が確保できないときは、水道事業者が被災地に近い配水池等から給水車で応急給水所に運搬し確保する。
- （２） 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。
- （３） 県及び市町は、災害時等における私有井戸の井戸水の有効活用を図るため、災害時等応急用井戸の登録を推進するなど、生活水の確保に努める。

2 給水量の基準

- （１） 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。
- （２） 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- （１） 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と被害状況を共有するとともに、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、応急給水所に、給水車等により飲料水等を運搬する。
 - ④ 市町と連携し、住民に対して、応急給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県や（公社）日本水道協会香川県支部、国土交通省に対して、応援等を要請する。
- （２） 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - ④ 自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。
- （３） 市町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 応急給水を実施する場所を水道事業者と協議のうえ、決定する。
 - ② 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ③ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。

- ④ 市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。また、町は自ら飲料水を確保する町民に対して、県と連携して衛生上の注意を広報する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

12-1 水道の整備状況一覧

第 17 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災者のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

{	主な実施機関
	市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、
	県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課）

1 生活必需品等の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、地震発生後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。
- (3) 県は、県内市町における備蓄量について、上記と同様に把握する。
- (4) 県は、市町から要請があったとき、又は、緊急を要し、市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (5) 県は一次（広域）物資拠点を、市町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (6) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (7) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (8) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、新物資システム(B-P L o)を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (9) 県及び市町は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 地震によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の 8 種類とする。
 - ① 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
 - ② 外衣 洋服、作業着、子供服等

- ③ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
 - ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
 - ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
 - ⑥ 食器 茶碗、皿、はし等
 - ⑦ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等
 - ⑧ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等
- (3) 市町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-44 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-45 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-46 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-47 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
- 2-48 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-49 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-50 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書
- 2-53 災害時における物資の優先供給に関する協定書
- 2-54 災害発生時における物資供給に関する協定
- 2-55 災害時における物資の調達等に関する協定書
- 2-56 災害時における物資供給に関する協定
- 2-57 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書
- 2-58 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-131 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関
県（保健福祉総務課、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）、
高松市（高松市保健所）、市町

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めたときは、市町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 市町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- (9) 市町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

県は、必要に応じ、以下の保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

(1) 健康相談等

- ① 県は、市町、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

- ・ 在宅医療を受けている患者等への生活指導
- ・ 助産師等による妊産婦への保健指導
- ・ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
- ・ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

- ② 県は、市町と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ① 県は、市町、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。
- ・ 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
 - ・ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
 - ・ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
 - ・ ボランティアなど救護活動に従事している者
 - ・ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。
- ③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ① 県は、市町や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
- ・ 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
 - ・ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
 - ・ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
 - ・ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
 - ・ その他必要な栄養相談・指導
- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療福祉活動の総合調整

県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

3 食品衛生対策

県は、市町及び（公社）香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行う。
- ・ 救援食品の衛生的取扱い
 - ・ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ・ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ・ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て

原因を究明する。

〔参考資料〕

- 10－ 1 防疫活動組織計画
- 10－ 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 10－ 3 栄養相談・指導活動体系図
- 10－ 4 精神保健活動体系図
- 10－ 5 精神科医療機関

第19節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

〔 主な実施機関
県（環境管理課、循環型社会推進課、建築指導課）、市町 〕

1 処理体制

- (1) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 県は、市町が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、必要に応じて県有未利用地等を提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市町の廃棄物処理活動に協力するものとする。
- (4) 県は、被災した産業廃棄物処理施設の被害状況等について把握し、必要に応じて他の都道府県や関係団体と連携を取り、広域的処理を含め、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう事業者に対し調整及び指導監督を行う。
- (5) 災害発生時における浄化槽の対応について、浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。

2 処理方法

- (1) ごみ処理
 - ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
 - ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
 - ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
 - ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
 - ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- (2) し尿処理
 - ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう必要に応じて速やかに仮設トイレを設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。

このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておくものとする。
 - ② し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
 - ③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
 - ④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入

し処理することを下水道管理者と調整する。

(3) 産業廃棄物処理

- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
- ② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルート確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (2) 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市町災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (3) 県及び市町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 県民への周知

県及び市町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 県及び市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 県及び市町は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

[参考資料]

- 2-132 災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書
- 2-137 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
- 2-138 災害時における廃棄物収集運搬に係る協定書
- 10- 7 香川県災害廃棄物処理計画
- 10- 8 一般廃棄物処理施設
- 10- 9 一般廃棄物収集運搬車両

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

┌	主な実施機関	┐
	市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、	
	県（危機管理課、生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部	

1 遺体の搜索

- （1）市町は、地震により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （2）遺体の搜索に当たっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- （1）市町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （2）警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （3）市町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （4）市町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （1）市町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （2）市町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （3）県は、火葬場の斡旋等について市町から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。
また、市町から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。

[参考資料]

- 2-104 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定
- 2-105 災害時における遺体の搬送の協力に関する協定
- 2-106 災害時における協力に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会）
- 2-107 死体の身元確認等における協力体制に関する協定書
- 10-10 香川県広域火葬計画
- 10-11 火葬場一覧

第 2 1 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

〔 主な実施機関
県（住宅課）、市町 〕

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市町と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市町ごとの全壊、全焼及び流失世帯数の 3 割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による 5 連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理について、市町に委託する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。

(1) 応急修理の内容

- ① 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。
- ② 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

応急修理の対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。

(3) 修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

- ① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
- ② 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(6) 体制の整備

県は住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう、建築職員の育成を図るものとする。

3 障害物の除去

- (1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。
- (2) 状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

4 公営住宅の特例使用

県及び市町は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市町に会員業者の情報を提供する。

また、市町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

- 2-120 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)香川県建設業協会)
- 2-121 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)全国木造建設事業協会)
- 2-122 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)日本木造住宅産業協会)
- 2-123 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 ((一社)日本ムービングハウス協会)
- 2-124 災害時における応急仮設住宅の付帯設備に関する協定書
- 2-125 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書
- 2-126 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書
- 2-127 災害時における住宅の早期復興にむけた協力に係る協定書
- 2-128 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

第２２節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

〔 主な実施機関
警察本部、高松海上保安部 〕

１ 陸上における防犯

警察本部は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

２ 海上における防犯

高松海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うものとする。

第23節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安全確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
 - ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう

努める。

- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、津波により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

- (1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 県及び市町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- (3) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (3) 管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

県及び市町は、治山施設、林道施設について、地震発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。

9 空港施設

(1) 高松空港事務所及び高松空港(株)は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。

(2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所及び高松空港(株)と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

県及び市町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

(1) 県又は高松市は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

(2) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

12 放送施設

(1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

(2) 放送事業者は、県、市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、

テレビにおける字幕放送の活用に努める。

また、県、市町等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

13 海域関連施設

津波により大量のごみや流木が海に流れ出たときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行う。

[参考資料]

- 2-108 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（（一社）香川県建設業協会）
- 2-109 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（（一社）香川県測量設計業協会）
- 2-110 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 2-111 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
- 2-112 災害発生時における技術士支援活動に関する協定書
- 2-113 災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書
- 2-114 被災法面への技術的支援活動についての申し合わせ
- 2-115 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、地震によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力（株）香川支店、四国電力送配電（株）高松支社、中国電力（株）岡山支社、中国電力ネットワーク（株）、四国ガス（株）高松支店、N T T西日本（株）香川支店、（株）N T Tドコモ四国支社

1 電気施設

- （１） 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （２） 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ・ 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- （３） 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想されるとき又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- （１） ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （２） ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- （３） ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- （１） 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- （２） 電気通信事業者は、災害時において、電源を確保するとともに、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。

- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
- ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4 水道施設

- (1) 水道事業者及び工業用水道事業者は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (4) 県及び市町は、水道事業者の復旧活動に必要なに応じて協力する。
- (5) (独)水資源機構は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要なに応じて応急復旧を行う。
- (6) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 下水道施設

県及び市町は、地震が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 県及び市町は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関
県（森林・林業政策課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）、市町

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県は、被害の実態に応じて、市町、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- (2) 県は、県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努めるものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市町、畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じて家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対して、風倒木の円滑な搬出、森林病害虫等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 県は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 県は、市町、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第２７節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関
県（環境管理課、森林・林業政策課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）、
市町、香川労働局

1 土砂災害対策

県及び市町は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

また、市町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

(1) 市町は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に市町の活動を支援する。

その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

(2) 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(3) 県、(高松市内においては)高松市及び香川労働局は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる、石綿の飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、関係法令等に基づき、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 高潮、波浪等の対策

県、市町等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、市町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策

県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散による環境汚染を防止するため、必要に応じて、大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査を行うとともに、その結果に基づき、大気汚染、水質

汚濁の発生源である事業者に対して、有害物質の漏洩及び石綿の飛散の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるよう指導、助言を行う。

また、必要に応じて、市町を通じて、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関
県（危機管理課、環境管理課、薬務課）、警察本部、市町、香川労働局、
中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部

1 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市町、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

2 県の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市町等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報収集を行う。

3 警察本部の応急対策

- (1) 地震に伴い危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

4 高松海上保安部の応急対策

- (1) 地震により危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (4) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

5 香川労働局の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 労働災害発生の際の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所等へ関係者以外の立ち入ることを禁止するために必要な指導を行う。
- (3) 作業再開について労働災害防止のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

6 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、事業所に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。

7 市町の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 被害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

5－ 6 石油基地防災計画

第29節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関

県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推進課）、
市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、
香川県災害中間支援組織

1 受入体制の整備

- (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及び香川県災害中間支援組織にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと被災した市町の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (4) 市町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (5) 県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。
- (6) 香川県災害中間支援組織は、県、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県内外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な団体の活動支援や活動調整を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (2) 災害ボランティアセンターは、被災者の状況・ニーズの把握に努め、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。また、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行

う。

- (3) 香川県災害中間支援組織は、被災者ニーズや支援状況等の情報を収集・整理し、県、市町、社会福祉協議会等との連携のもと、NPO・ボランティア団体等の支援者との情報共有を行う。
また、ホームページやNPO・ボランティア団体等のネットワークを活用した情報発信を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
- ・ 災害ボランティア情報の収集、発信
 - ・ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ・ 活動資材の調整
 - ・ 災害ボランティアセンターへの支援
 - ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
 - ・ 被災地へのボランティアの派遣
 - ・ ボランティア情報の収集、発信
 - ・ ボランティアと市町等との連絡、調整
 - ・ ボランティアへの対応
 - ・ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等
- (3) 香川県災害中間支援組織の主な役割
- ・ 専門性を有するNPO・ボランティア等の受入調整及び活動調整
 - ・ 情報収集及び情報共有会議等の開催
 - ・ 被災者向け及び支援者向けの情報発信
 - ・ 香川県災害ボランティア支援センターの活動支援

[参考資料]

- 2-145 香川県災害ボランティア支援センターの設置・運営等に関する協定書
2-146 香川県災害中間支援組織の設立に関する協定書

第30節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、県、市町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった、要配慮者の事情から生ずる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関
県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、市町

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 県は、難病患者への対応のため、市町と連携を図る。
- (3) 市町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 県及び市町は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 県及び市町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市町からの報告に基づき、外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 市町は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 県及び市町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWA Tを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難所、福祉避難所、在宅避難及び車中泊避難等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
 - ① 避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング

- ③ 要配慮者からの相談対応
- ④ 介護を要する者への応急的な支援
- ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

県及び市町は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとする。

- ・ 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- ・ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- ・ おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- ・ 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- ・ 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- ・ 医療福祉等総合相談窓口の設置
- ・ 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

[参考資料]

- 2-83 香川DPATの出動等に関する協定書
- 2-84 香川県におけるDPAT の派遣に関する協定書
- 2-85 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書
- 2-94 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(香川県老人福祉施設協議会)
- 2-95 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書(香川県老人保健施設協議会)
- 2-144 香川県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

第 3 1 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

県は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関
県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、
市町、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、市町と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

[参考資料]

2-102 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書

2-103 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

〔 主な実施機関
県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、市町、四国地方整備局 〕

1 水防活動

- (1) 県及び市町は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動についてすみやかに定めるものとする。
- (2) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市町が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (3) 市町は、津波災害の発生が予想されるときは、(1)で定める水防計画により水防体制をとるものとする。
- (4) 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (5) 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (6) 津波に係る水防活動にあたっては、避難誘導等にあたる者の避難時間を確保したうえで、活動を実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 原状復旧

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 県、市町及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 県は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (6) 県又は市町は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (7) 市町は、市町長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (8) 県及び市町は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 県及び市町は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基

づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震・津波に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 県及び市町は、津波に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビルを含む。）等、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備の取り組みを推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
- (6) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度震災の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、香川県広域水道企業団 〕

1 災害復旧事業の種別

県及び市町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩水道 ⑪下水道 ⑫公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 公営住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにするものとする。

市町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関

県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅課）、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供

- （１） 県及び市町は、四国行政評価支局が行う特別行政相談所の開設などの特別行政相談活動や、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。
- （２） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- （３） 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・罹災証明書の交付

（１） 早期交付のための体制確立

市町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、県及び市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

（２） 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(3) 体制確立に向けた平時の取組み等

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

3 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市町に助言及び助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

6 被災者生活再建支援金の支給

県及び市町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。(支援金の支給は、都道府県からの委託先である(公財)都道府県センターが行う。)

7 税の減免及び納税の猶予等

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険料等の減免等

市町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

10 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

- ① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講

じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

(4) 未払賃金の立替払事業の運営

労働基準監督署は、災害によりやむなく事業活動の停止に至った中小企業事業主において賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金の立替払事業について、迅速に処理する。

(5) 被災労働者に対する迅速・適正な労災補償の実施

労働基準監督署は、労働者の所属事業場や医療機関が被災し、一時休業した等により労災請求の各種証明を受けることが困難な場合においても、迅速・適正な労災補償を実施する。

なお、本災害により被災した場合、業務上もしくは通勤上と判断された事案は、迅速・適正な労災補償を実施する。

11 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

12 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

13 被災中小企業者の復興支援

- (1) 県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

14 被災農林漁業者の復興支援

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資等が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

県及び市町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

[参考資料]

- 2-127 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
- 17-8 被災者生活再建支援金制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

県及び市町は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

〔 主な実施機関
県（保健福祉総務課）、市町、日本赤十字社香川県支部 〕

1 義援金等の受付及び保管

県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。

市町は、義援金・義援物資の受入体制を確立しておくものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

県は、受け付けた義援金の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市町に対する配分を決定し、市町の指定する場所まで輸送し市町に引き渡すものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。

市町は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

〔参考資料〕

17－ 9 義援金・義援物資の受入・配分マニュアル

香川県地域防災計画（津波対策編）

発	行	令和8年2月
編	集	香川県防災会議 (香川県危機管理総局危機管理課)
住	所	〒760-8570 高松市番町4-1-10 電話 087-831-1111
